

# スライド条項に関する Q&A

令和8年2月

一般社団法人 日本空調衛生工事業協会

はじめに

近年、設備業界では資機材価格や労務費が継続的に高騰しており、この動向は関係者にとって大きな影響を及ぼしています。今後も資機材価格や労務費に関しては不透明な状況が続くと予想され、設備業界においては価格動向を常に監視し、計画的な購入や契約の見直しを行うことが求められます。

一方で、令和7年度の官公需法に基づく基本方針で、コスト増加分の価格交渉・転嫁に応じるように、複数年にわたる物件及び役務の契約においては「労務費の指針」を参考に、受注者からの申し出がなくとも国等の発注者から年1回以上協議を行うことが、新たな措置として盛り込まれています。

このような状況下、「スライド条項」は設備工事において重要な要素であると考えますが、申請には複雑な書類の準備や多くの関係者との調整が必要となるため、この煩雑さは現場の負担となり、工事全体のスケジュールにも影響を及ぼしかねません。

当委員会においては、少しでも煩雑さを軽減し、円滑な業務運営を実現するため、スライド条項に関する概要をまとめた上で、公開されているFAQに加え、委員から出された疑問点・不明点を設備工事に向けたQ&Aとして作成する事としました。

今回作成した資料が少しでも会員の皆様の参考となり、業務の一助となれば幸いです。

一般社団法人 日本空調衛生工事業協会  
入札・契約制度委員会  
委員長 廣島 雅則

## 目 次

1. 工事請負契約書における請負代金の規定（スライド条項）	… P1
2. スライド条項の種類	
2-1. 全体スライド	… P3
2-2. 単品スライド	… P4
2-3. インフレスライド	… P5
2-4. 全体・単品・スライド条項の違い（比較表）	… P6
3. 全体・インフレスライドと単品スライドの併用	… P7
4. スライド条項の適切な運用	… P9
5. 各条項の運用マニュアル他	… P10
5-1. 全体スライド（平成 25 年 9 月／暫定版）	… 【別紙資料 1】
5-2. 単品スライド（令和 6 年 3 月改訂／営繕工事版）	… 【別紙資料 2】
5-3. インフレスライド（令和 4 年 9 月改訂／営繕工事版）	… 【別紙資料 3】
5-4. スライド条項に関する FAQ	… 【別紙資料 4】
6. スライド条項に関する Q&A	… P11

## 1. 工事請負契約書における請負代金の規定（スライド条項）

### 全体スライド

（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

**第 26 条** 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から 12 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の 1000 分の 15 を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して決める。ただし、協議開始の日から○日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

4 第 1 項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

### 単品スライド

5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各号の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

### インフレスライド

6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の定めにかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

7 前 2 項の場合において、請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から○日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

8 第 3 項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第 1 項、第 5 項又は第 6 項の請求を行っ

た日又は受けた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

～国土交通省 HP より引用～

## 2. スライド条項の種類

### 2-1. 全体スライド

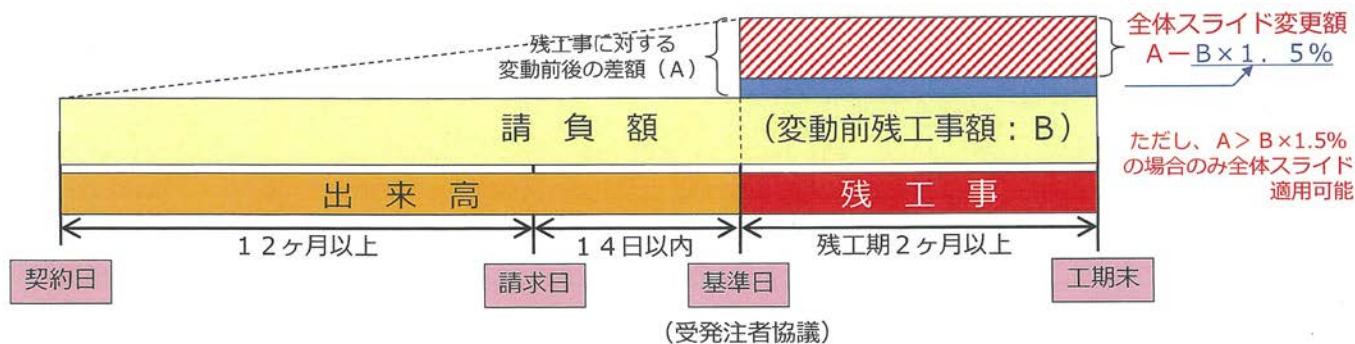
#### 長期にわたる工事期間中の比較的緩やかな価格水準の変動に対応

工事請負契約書 第26条第1項～4項（全体スライド条項）

1 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2 項以下（略）

#### 全体スライド（工事請負契約書第26条第1項～第4項）



～国土交通省 HP より引用～

## 2. スライド条項の種類

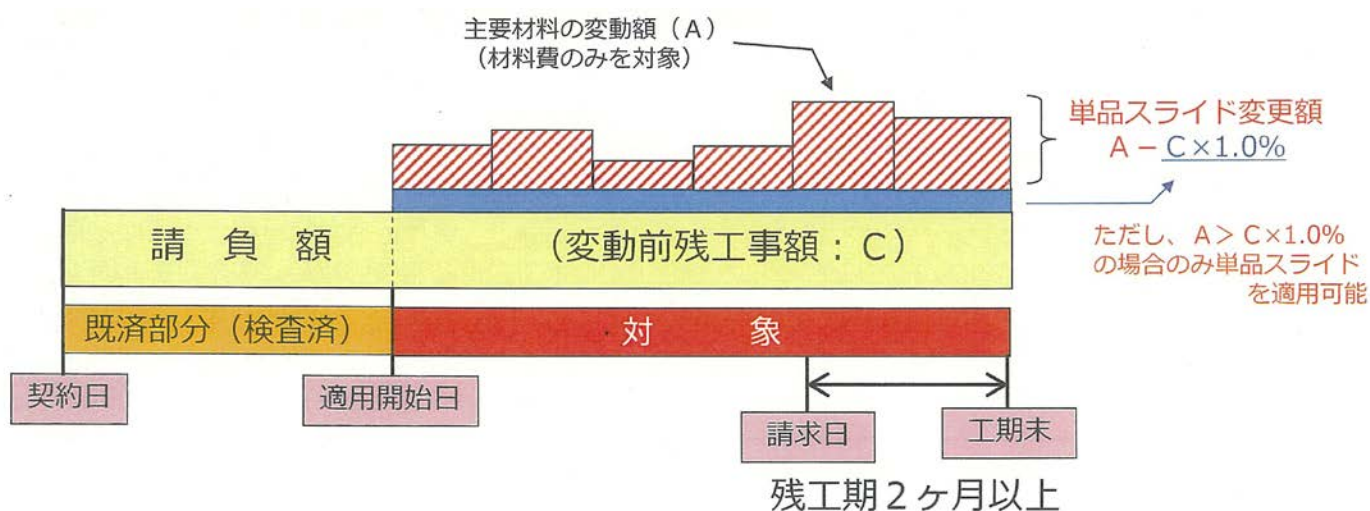
### 2-2. 単品スライド

#### 資材の価格が著しい変動を生じた場合に適用

工事請負契約書 第26条第5項（単品スライド条項）

5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各号の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

#### 単品スライド（工事請負契約書第26条第5項）



～国土交通省 HP より引用～

## 2. スライド条項の種類

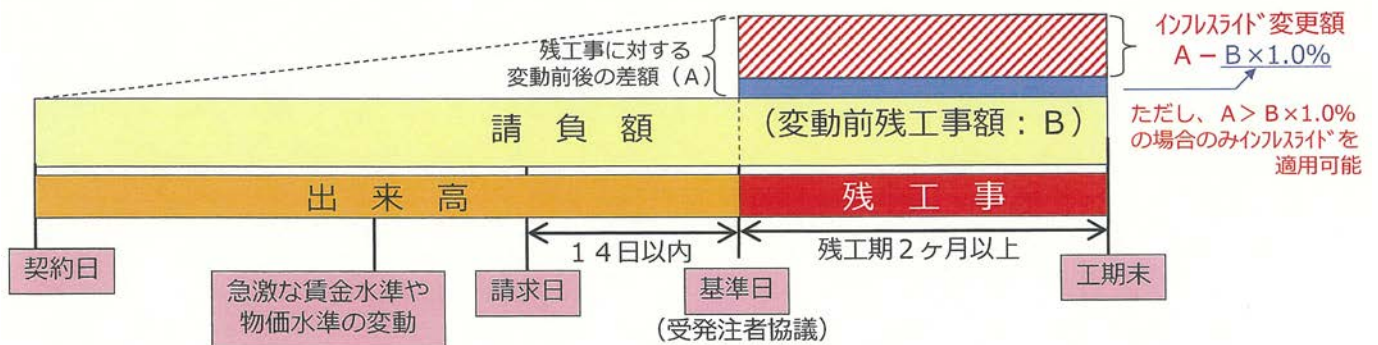
### 2-3. インフレスライド

#### 工期内の予期できない特別の事情による、急激なインフレ等に対応

工事請負契約書 第26条第6項（インフレスライド条項）

6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の定めにかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

#### インフレスライド（工事請負契約書第26条第6項）



～国土交通省 HP より引用～

## 2. スライド条項の種類

### 2-4. 全体・単品・スライド条項の違い（比較表）

価格変動が・・・

- 通常合理的な範囲内である場合には、請負契約であることからリスクは受注者が負担
- 通常合理的な範囲を超える場合には、受注者のみのリスク負担は不適切

項目		全体スライド (第1～4項)	単品スライド (第5項)	インフレスライド (第6項)
適用対象工事		工期が12ヶ月を超える工事 但し、残工事が2ヶ月以上ある工事 (比較的大規模な長期工事)	すべての工事 但し、残工事が2ヶ月以上ある工事	すべての工事 但し、残工事が2ヶ月以上ある工事
条項の趣旨		比較的緩やかな価格水準の変動に対応する措置	特定の資材価格の急激な変動に対応する措置	急激な価格水準の変動に対応する措置
請負額変更の方法	対象	請負契約締結の日から12ヶ月経過後の残工事量に対する資材、労務単価等	部分払いを行った出来高部分を除く特定の資材(鋼材類、燃料油類等)	基準日以降の残工事に対する資材、労務単価等
	受注者の負担	残工事の1.5%	対象工事の1.0% (但し、全体スライド又はインフレスライドと併用の場合、全体スライド又はインフレスライド適用期間における負担はなし)	残工事の1.0% (30条「天災不可抗力条項」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益まで損なわないよう定められた「1%」を採用。単品スライドと同様の考え)
	再スライド	可能 (全体スライド又はインフレスライド適用後、12ヶ月経過後に適用可能)	なし (部分払いを行った出来高部分を除いた工期内全ての特定資材が対象のため、再スライドの必要がない)	可能

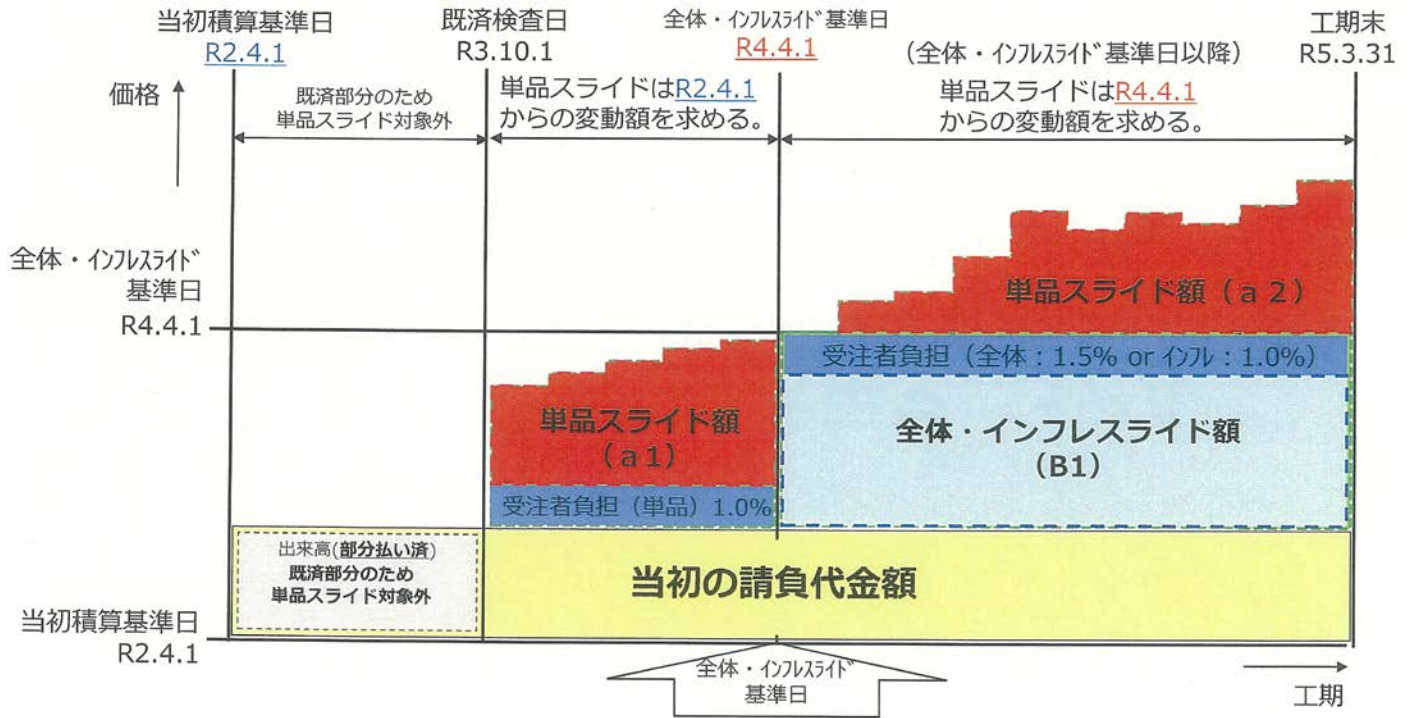
～国土交通省 HP より引用～

### 3. 全体・インフレスライドと単品スライドの併用

- (1) 契約書第 26 条第 1 項から第 4 項までに規定する全体スライド条項に基づく請負代金額の変更を実施した後であっても、本運用によるスライドを請求することができる。
- (2) 本運用に基づき請負代金額の変更を実施した後であっても、契約書第 26 条第 5 項に規定する単品スライド条項に基づく請負代金額の変更を請求することができる。

- ・ 契約書第 26 条第 6 項に規定するインフレスライド条項は、材料価格を含む物価や賃金等の変動に伴う価格水準全般の変動について対応するものであることから、単品スライド条項の適用となっている材料を含めて、まずインフレスライド条項によるスライド額を算出することが基本となる。その上で、インフレスライド条項との重複を防止するため、インフレスライド条項の対象とした数量については、変動前の単価をインフレスライド条項の適用日の単価として単品スライド条項のスライド額を算出することとなる。
- ・ また、インフレスライド条項と単品スライド条項とをそれぞれ単独で考えれば、前者においては残工事費の 1%、後者においては対象工事費の 1%、それぞれで受注者の負担が生じることとなる。両スライドのルールをそのままそれぞれ適用した場合には、受注者にリスクを重複して負担させることになり、結果的にリスクの負担が過大なものとなる。
- ・ このような過大なリスク負担を回避するため、単品スライド条項のみが適用される期間においては当該期間の工事費の 1%を受注者の負担とするが、インフレスライド条項と単品スライド条項が併用されている期間においては、インフレスライド条項の適用により受注者が負担する残工事費の 1%をもって既に単品スライド条項に係るリスク負担がなされているとの考え方にに基づき、単品スライド条項に係る 1%分の負担を求めないこととした。
- ・ さらに、単品スライド条項に係る対象工事費は基本的には最終的な全体工事費であり、インフレスライド条項と併用した場合の対象工事費はインフレスライド条項に係るスライド額を含む変更後の総価となる。

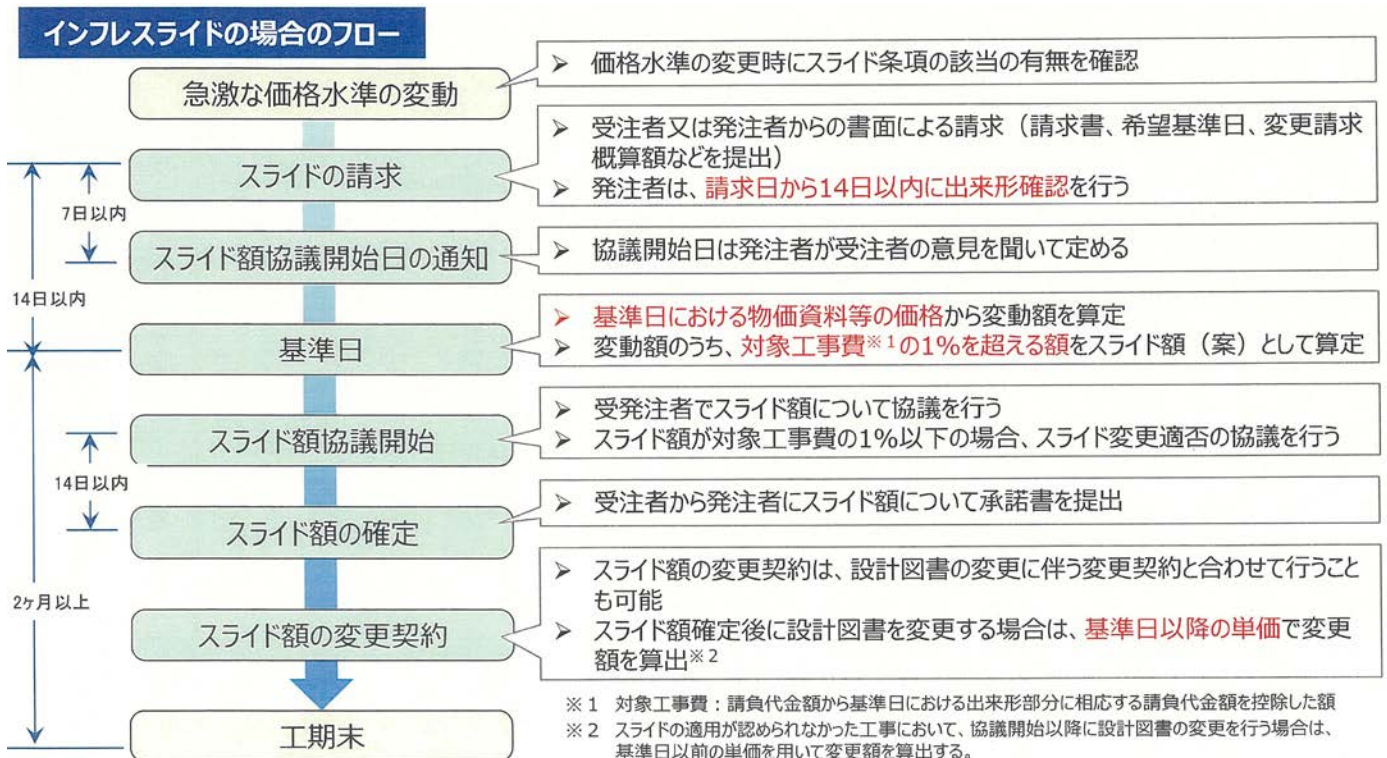
## 全体・インフレスライドと単品スライドの併用について



～国土交通省 HP より引用～

## 4. スライド条項の適切な運用

○賃金水準または価格水準の変動により、受注者からスライド条項に基づく請求があった場合、変更の可否について適切に判断した上で、請負代金額を変更。



～国土交通省 HP より引用～

5. 各条項の運用マニュアル他  
5-1. 全体スライド

【別紙資料 1】 参照

5. 各条項の運用マニュアル他  
5-2. 単品スライド

【別紙資料 2】 参照

5. 各条項の運用マニュアル他  
5-3. インフレスライド

【別紙資料 3】 参照

5. 各条項の運用マニュアル他  
5-4. スライド条項に関する FAQ

【別紙資料 4】 参照

## 6. スライド条項に関する Q&A

疑問点・不明点		回答
共通	1 スライド額の算出方法についての考え方が示されているが、具体的な算出方法がわからない。  (インフレスライドマニュアル P.5)	<p>スライド額の算出は発注者が予定価格算出に用いる材料単価・労務単価・歩掛を基準として算出(設計積算時・基準日それぞれ)します。尚、基準日における出来高と落札率が考慮されます。</p> <p>そのため、受注者が自社見積単価を用いて算定するスライド金額での交渉にはなりません。(インフレスライド・全体スライド共通)</p> <p>※単品スライドは対象品目の工事材料のみが対象となりますが、設計時点の発注者が用いた単価と実際の購入金額の差異がスライド金額となります。(単品スライドマニュアル P.4～14)</p> <p>【スライド額算出方法】の解説</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>P1 を導く(残工事 P1) = 70</li> <li>①スライド前の共通費率を導く = 共通費(25)÷直接工事費(100) = 0.25</li> <li>P2 を導く(スライド P2 + 残工事 P1) = 80</li> <li>②スライド後の共通費率を導く = 共通費(24)÷直接工事費(100) = 0.24</li> <li><u>直接工事費「スライド P2」に係る共通費のスライド額を導く</u> (共通費率はスライド後の 0.24) = スライド P2(10)×共通費率(0.24) = 2.4</li> <li><u>直接工事費「残工事 P1」に係る共通費のスライド額を導く</u> (共通費がスライド後に「残工事 P2」となったので「残工事 P1」にスライド前後の共通費率の差を乗じて求める) = 残工事 P1(70)×共通費率の差(0.24-0.25) = -0.7</li> <li>共通費のスライド総額を導く (5. + 6.) = (2.4 + (-0.7)) = 1.7</li> <li>出来形部分はスライド対象外のため計算から除外</li> <li>スライド額の総額を導く = 直接工事費(P2-P1) + 共通費の総額 = (80-70) + 1.7 = 11.7 (※残工事 P1×1%(受注者負担)の控除前の額)</li> </ol>

疑問点・不明点		回答	
共通	2	<p>物価指数とは何か？</p> <p>(全体スライドマニュアル P.6) (インフレスライドマニュアル P.7)</p>	<p>発注者が予定価格算出に用いた【建設物価】【積算資料】【建築施工単価】【建築コスト情報】の該当単価の変動率を基本としますが、同紙に記載のない材料、機器類および専門工事は、受注者側が根拠資料(当初、現在の見積書等)を提示して合意した変動率も含まれると考えられます。</p>
	3	<p>「基準日」において受注者と発注者が各々算出するスライド額にどの程度の差異があるか不明なことから、請求するタイミングが難しいが、推奨する請求タイミング「基準日」はあるか。</p> <p>(受注者側の積算では物価スライド適用がされると踏んだが発注者の積算では物価スライドには至らなかったことが想定される。至らなかった場合でも、スライド請求には多大な労力を要するため)</p> <p>(全体スライドマニュアル P.3) (インフレスライドマニュアル P.3)</p>	<p>①毎年2月に公表される新労務単価が発表された後、早い段階での請求が、出来高が控除されてしまうことを踏まえれば、1つのタイミングです。(全体スライドマニュアル P.8に確認時期は賃金水準の変更、と記載されています)</p> <p>②機器・専門工事は、価格改定の時期が判明した時です。 (発注者は受注者より改定情報を伝えないと、おそらく認識できないので改定後のメーカー見積書、メーカーによる価格改定案内の書面等を準備されると良いです)</p> <p>③物価資料の単価が更新された時です。</p> <p>④また「出来高調書」を作成し、発注者との合意が必須となるので、現場の繁忙度(現場職員が調書を作成できる余裕の有無)を考慮してタイミングを図る必要があります。中間検査時期も出来高確認が容易なので1つのタイミングですが、スライド対象から出来高は控除されてしまうことに留意する必要があります。時機を逸してしまうとスライド金額が残工事の1%又は1.5%に達しなくなってしまうため)</p> <p>①～④をTOTAL的に判断した時期が最良な請求のタイミングです。 スライド額の差異は1項の回答による算出方法を視野に検討されるしかないので、まずは受注者の積算金額をベースとした差異を請求金額とすることが良いと思います。</p>

		疑問点・不明点	回答
共通	4	<p>スライド額の交渉では労務単価・材料単価・機械器具損料・共通仮設費・現場管理費及び一般管理費の変更はどのように示すのか。また、各々の金額の妥当性について交渉するのか。</p> <p>(全体スライド・インフレスライド)</p>	<p>各々に金額について交渉はしないので、変更金額を個別に示す必要はありません。提示方法は別紙様式 1-1 による 1 本金額のみですが、基準日の出来高を内訳明細にて作成し担当官の承認を得なければなりません。スライド額算出は「基準日」における単価、数値を用いて下記に基づき発注者が行い、結果を提示され合意するか否かの判断を行うこととなります。</p> <p><b>【発注者の算定方法】</b>  <u>・労務単価</u>: 公共工事設計労務単価【国交省】</p> <p><u>・材料単価</u>: 物価資料「建設物価」「積算資料」「建築コスト情報」「建築施工単価」  上記にないものは見積徴収</p> <p><u>・機械器具損料</u>: 建設機械等損料表【日本建設機械施工協会】</p> <p><u>・共通経費</u>: 「公共建築工事共通費積算基準」</p> <p>上記にて算出して全体金額を算出し、出来高(スライド前単価)を控除して算出される。</p>
	5	<p>インフレ変更の度合はどのように判断されるのか。  発注者と受注者の協議によるものか。</p> <p>(インフレスライドマニュアル P.3)</p>	<p>インフレ変更の度合を一言で判断する指標はありません。発注者が算定するスライド計算式を用いて算出した結果が、対象工事の 1%以上となったことを以て、インフレ変更の判断となります。その金額について、受注者と協議を行い、合意して成立します。</p> <p>(例)</p> <p>①請負金額  ¥10,000,000</p> <p>②基準日における出来形相応の請負金額  ¥6,000,000</p> <p>③控除後の金額(対象工事費)  ¥4,000,000</p> <p>④③の 100 分の 1 に相当する金額  ¥40,000</p> <p>⑤スライド判断金額は ¥4,040,000 を超える場合に適用されます。  (但し、④は受注者負担)</p>

疑問点・不明点		回答
共通	6 インフレスライドマニュアルにスライド適用工事の確認時期は賃金水準の変更がなされた時、と記載されている。 また、一覧表では適用対象工事について「全体スライド」は工期が 12 ヶ月を超える工事、「インフレスライド」は全ての工事との記載もされているため定義が曖昧です。 物価上昇や賃金水準の変更に伴うスライド協議の請求は、受注者負担が少なく、請負契約締結から 12 ヶ月経過後の制約のない「インフレスライド」による請求で原則問題ないか。  インフレスライドの受注者負担：残工事の 1.0% 対象 賃金変更後の残工事 全体スライドの受注者負担：残工事の 1.5% 対象 12 か月経過後の残工事  また、「インフレスライド」ではなく、「全体スライド」でなければいけない場合はどのようなケースがあるか。  (全体スライドマニュアル P.3) (インフレスライドマニュアル P.3)	全体及びインフレスライドマニュアル P.2 の表、および単品スライドマニュアル P.2 の『1-1-3 全体スライド条項、インフレスライド条項と単品スライド条項の関係』に於いて「 <u>全体スライド条項は、請負契約後 1 年を経過した後に賃金水準や物価水準が変動した場合、インフレスライド条項は、日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションといった短期的で急激な変動が生じた場合</u> 」および「 <u>全体スライド条項は、1 年以上の長期間にわたる工事を対象とする規定であり、比較的大きい建設業者が受注していることが前提になっている</u> 」とあります。 故に「全体スライド」は、 <u>比較的大規模な 14 カ月以上の長期工事</u> で大きな建設業者が受注した物件で、 <u>1 年経過後に賃金水準や物価水準が変動した場合に適用されると考えられます</u> が、あくまで発注者及び受注者間の協議によるため「インフレスライド」での請求も可能と考えられます。しかし、上記より発注者によっては長期工事では「全体スライド」を指定する場合も考えられます。 尚、官庁営繕発注では特に指定なく、受注者から申し出のあった内容で受理している。
	7 5.残工事量の算定(6)「受注者の責めに帰すべき事由により遅延していると認められる工事量は、増額スライドの場合は、出来形部分に含めるものとし、減額スライドの場合は、出来形部分に含めないものとする。」とあるが、受注者以外の責めに帰すべき事由により遅延していると認められる工事量は、増額スライドまたは減額スライドの場合は、出来形部分に含めるか、含めないか。  (全体スライドマニュアル P.5) (インフレスライドマニュアル P.6)	条文の内容は、あくまで「受注者の責めに帰すべき事由により遅延していると認められる工事量」についての記載であり、「受注者以外の責めに帰すべき事由」については対象外と考えられますが、一例として建築業者等(受注者以外)による遅れについては、分離発注工事の場合、建築と設備の立場は対等であるため、設備の受注者が対応(適宜遅延を回復する申し入れ等)を行っていたか否か等により、責めに帰すか判断される場合もあるため発注者との協議によると考えられます。
	8 6.物価指数「発注者は、積算に使用する単価を用いた変動率を物価指数とすることを基本とする。なお、受注者の協議資料等に基づき双方で合意した場合は別途の物価指数を用いることができる。」とあるが、受注者の協議資料とは具体的に何か。  (全体スライドマニュアル P.6) (インフレスライドマニュアル P.7)	全体スライド・インフレスライドでは、物価資料には記載のない機器・材料等の価格が対象となるので、それらの変更前、変更後の見積書や価格表等が協議資料に該当します。 単品スライドでは、受注者が実際の購入金額が適当な購入金額であることを証明する書類(納品書、請求書、領収書等)が協議資料に該当します。(単品スライドマニュアル P.11 の 2)

疑問点・不明点		回答	
共通	9	<p>スライドの適用工事の確認時期は、賃金水準の変更がなされた時、とされているが、一次下請け会社(配管・ダクト施工会社)より労務単価の高騰分を発注金額に上乗せしてほしい、との要請が昨今非常に多い。労務単価の改定は国土交通省が原則1回/年行い上昇しているが、実情に追いついていない地域が多い。労務単価の上昇分は公的な単価によらず、実際に発注した労務単価をスライド対象にできないか。</p> <p>(インフレスライドマニュアル P.2)</p>	<p>基本的には「公共工事設計労務単価」によるが、妥当性のある資料を基に受発注者間による協議は可能。</p>
	10	<p>積算開始から入札日までの期間の物価高騰分はスライド対象になるか。</p>	<p>官庁営繕発注では、入札日に於ける実勢価格(物価資料単価など)を用いているためスライド対象外となるが、発注者によっては未反映なケースも存在するため確認のうえ協議を要する。</p>
	11	<p>経費類高騰(事務所家賃、資機材運搬費他)はスライド条項に適用されるか。</p> <p>(全体スライド・インフレスライド)</p>	<p>全体スライドマニュアル P.5、インフレスライドマニュアル P.4『4. 請負代金額の変更(4)』に「スライド額は、労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更について行われる」とあるため適用されますが、考え方は以下の通りです。</p> <p><u>・材料・資材等の運搬費について</u>            予定価格に採用される物価資料に掲載される材料・資材単価・市場単価は荷渡場所が現場持ち込みとされているので、その単価に含まれます。価格変動があれば、反映されていることとなります。</p> <p><u>・機器運搬費について</u>            発注者がメーカーより見積徴収する際の受渡し条件として、【公共建築工事見積標準書式】では現場軒先・館側渡し又は現場据付渡しとされているので、見積価格に含まれていることとなります。機器運搬費のスライド分を適用したい場合には、変更見積りを徴収・提示し、適用してもらう必要があります。</p> <p><u>・事務所家賃等の共通仮設費について</u>            現場敷地内に設ける事務所費用は直接工事費が増減すると【公共建築工事共通費積算基準】の計算式に基づき変動するので自ずと適用されることとなります。やむを得ず、敷地外に事務所を借りる場合の費用については着工前に発注者と協議し、不足相当分を増分として協議しておくことが前提ですが、その費用が物価変動で増減した場合には、発注者と協議して適用してもらう必要があります。</p>

疑問点・不明点		回答	
共通	12	<p>インフレスライドは材料価格を含む物価や賃金等の変動に伴う価格水準全般に対して変動が生じた場合に適応されるが、受注者が単品スライドでは対象工事費の1.0%、全体スライドでは残工事の1.5%、インフレスライドでは残工事の1.0%を負担しなければならない理由は何か。変動が認められた場合、変動総額に対して適応できないのか？</p>	<p>単品スライドマニュアル P.2 に負担率の考え方の記載があります。</p> <p>「単品スライド条項は、企業の規模を問わずあらゆる工事を対象とするものであることから、受注者の負担割合は標準請負契約約款の第30条の「天災不可抗力条項」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益までは損なわれることがないように定められた「請負代金額の1%」を採用した。」</p> <p>「全体スライド条項は、1年以上の長期間にわたる工事を対象とする規定であり、比較的大きい建設業者が受注していることが前提になっていることから、受注者の負担すべき割合を「請負代金額における残工事費の1.5%」としている。」</p> <p>「インフレスライド条項は、単品スライド条項と同様に、受注者の負担割合は標準請負契約約款の第30条の「天災不可抗力条項」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益までは損なわれることがないように定められた「請負代金額における残工事費の1%」を採用した。」</p> <p>単品スライドマニュアル P.1「1-1-2 スライド条項の趣旨」に「受注者と発注者とは対等との考えのもと、片務性を解消するため、受注者のみに合理的な範囲を超える価格の変動を負担させないことが基本的な考え方である。」と記載されているので、変動総額に対して適応できないと考えられます。</p>
	13	<p>全体スライドまたはインフレスライドと単品スライドの併用は可能とされ留意事項が記載されているが、具体的にどのようなケースに併用が可能となるのか？</p> <p>(全体スライドマニュアル P.6) (インフレスライドマニュアル P.7)</p>	<p>全体・インフレスライドによる変更を行った後、材料に於いて更なるインフレ等が生じ価格変動が生じた場合に併用可能としています。</p> <p>(例) 労務単価の上昇と併せて物価資料の配管材単価の価格上昇があったため、全体スライドの請求を実施し合意している。その後(残工期 2 か月以上ある時期に於いて)、それら配管材の実際の購入価格が物価資料の上昇分をはるかに上回っていた(上回る見込み)のでその差分について単品スライドの請求を実施するケース。</p>

疑問点・不明点		回答
共通	14	<p>スライド申請の必要性は認識しているが、官主導のスケジュールで進められ提出資料も多い。また、設計変更等に合わせて実施されることが多く、多大な労力を要するので効率的な対応方法はないか。</p> <p>全体・インフレマニュアル P.4・P3 ・スライド対象の確認では「スライド判定にあたっては、設計変更に伴う変更契約を行った上で、出来高を確認し、変動前と変動後残工事請負代金額により判定することを基本とする」と記載されていますが、実際は同時に実施されてしまうことが多いからだと思います。</p> <p>また、全体・インフレマニュアル P.6・P7 7. 変更契約の時期に「契約変更は精算変更時点で行うことができる」と記載されているため、スライド変更を行う時期によっては、設計変更を考慮しなければならず出来高資料の作成に労力がかかる結果となっていると思われます。</p> <p>設計変更やスライド変更で合意した際には、官積算の増減内訳明細の開示請求を行い、変更内訳・金額の把握をされるのが多少とも効率的な作業ができるかもしれません。</p>
	15	<p>設備工事に於いて、単品スライドを選択するメリットはあるか。</p> <p>単品スライドマニュアル P.5 に工事材料例として、【鋼材類】【燃料油】【機器類】【管材類】【保温類】【ダクト付属品】【衛生器具類】【コンクリート類】と記載されているので、それらの中で、単品で1%を超える品目があれば可能です。</p> <p>物価スライドの確認方法が全体・インフレスライドとは全く異なるので下記を参考として単品スライドの請求可否を検討してください。</p> <p>物価スライドの確認方法について 全体スライド・インフレスライドでは、物価資料に掲載のある材料はその変動率(根拠資料の提示はない)、物価資料に掲載のない機器等の価格変動の根拠資料は、それらの変更前、変更後の見積書、価格表、メーカーによる価格改定案内書等です。</p> <p>単品スライドでは、受注者が購入した金額が妥当な金額であることを証明する書類(納品書、請求書、領収書)を提示しなければなりません。</p> <p>更に購入金額が妥当であることを裏付けるために2社以上から見積徴収も行い、それらの見積についても証明書類として提示しなければなりません。</p> <p>また、共通経費の扱いについては全体スライド・インフレスライドであれば、直接工事費に連動して増減しますが、単品スライドを行った際には連動しないので、増減の変更はありません。</p>

疑問点・不明点		回答	
全体スライド	16	<p>4. 請負代金額の変更の<math>\alpha</math>:単価合意比率又は請負比率、Z:官積算額とは具体的に何を指しているか。</p> <p>(全体スライドマニュアル P.4)</p>	<p><math>\alpha</math>:単価合意比率⇒総価契約単価合意方式のうち、単価個別合意方式にて契約した場合の個々の単価と予定価格単価との比率(材料によって比率が異なるケースがある)</p> <p><math>\alpha</math>:請負比率⇒総価契約単価合意方式のうち、包括的単価合意方式、または総価契約方式による落札率(全ての材料は同じ比率)</p> <p>Z:官積算額⇒予定価格(基準日における積算額)</p> <p>※営繕工事に於いては総価契約単価合意方式での契約は少なく、総価契約方式が一般的であるため<math>\alpha</math>は請負比率(落札率)とする。(インフレスライドマニュアル P.4 では営繕工事に於いては<math>\alpha</math>:請負比率と記載。)</p>
	17	<p>「基準日における特別調査又は見積価格採用単価について、当該材料等の工事費全体に占める割合が大きい場合は、別途考慮する」とあるが、割合の基準があるのか。また別途考慮とはどのようなものなのか。</p> <p>(全体スライドマニュアル P.5)</p>	<p>割合について具体的な指標や基準はないが、妥当性のある資料を基に受発注者間による協議は可能。</p>

疑問点・不明点		回答
単品スライド	18	<p>『2)実際の購入金額が適当な購入金額であることを証明する書類』に証明書類は、購入実績を証明する書類(購入先の見積書・納品書等)に加えて市場取引価格が確認できる2社以上の見積とする、と記載されている。購入先以外の2社の見積価格が実際に購入した価格より安価な場合、その価格が変動率のベースになるのか。</p> <p>(単品スライドマニュアル P.11)</p>
	19	<p>『3)価格変動後の金額の算定』の&lt;第2段階&gt;に妥当性の目安は、実勢価格の単価(請負比率を考慮)+30%とする、と記載されているが具体的にどういうことか?</p> <p>(単品スライドマニュアル P.12)</p>
	20	<p>一式計上されている仮設工事の変動は単品変動率を乗じた金額が変動額となる、と記載されているが具体的にどういうことか。</p> <p>(単品スライドマニュアル P.19)</p>

2社以上から見積徴収することは、場合によっては難しいケースもありますが、発注者が購入金額(最安)の妥当性を判断するためにはやむを得ないです。

なお、単品スライドマニュアル P.12『3)価格変動後の金額の算定』の<第1段階>に「実際の購入金額が最も安価とならない材料については、実勢価格にて価格変動後の金額を算定するものとする」とされているので、購入先金額が他の2社以上の見積価格より高い場合は、一番安価な見積金額ではなく実勢価格(物価資料単価など)がベースとなります。

まず<第1段階>に記載されている通り、実際の購入価格が2社以上の見積価格より安価なことが条件です。

次に<第2段階>では、実際の購入価格が実勢価格(物価資料単価など)+30%以内であるか否かを妥当と判断する目安としています。

(例)  
 実勢価格 ¥10,000 の場合、購入金額 ¥13,000(+30%)は妥当。  
 また、単価スライドマニュアル P.13 には購入価格が+30%を超えても追加提出の証明書類により妥当性が確認されれば採用可能とされています。

ただし、発注者による確認の結果、証明書類の金額の妥当性を確認できない場合は、実勢価格によりスライド変動額を算定することとなります。

前提として、単品スライドマニュアル P.9『1-5-1 スライド額算定の方法について』の「スライド額算定式」では、スライド額は設計時点の単価と変動後の実勢価格に対象数量を乗じた差額となっています。

仮設工事の対象数量は同マニュアル P.19に「仮設工事などは、予定価格内訳書の数量を対象数量とすることを基本とする」とあるので、これに乗じた差額が変動額となります。更に同マニュアル P.19『2-3 受注者への確認事項②予定価格内訳書に一式で計上されている仮設工事等の取り扱い』には受注者の実際の施工が発注者の想定と異なる場合は、受注者の施工に必要な材料(例;仮囲い、敷鉄板、重機、交通誘導員等)の搬入時期を証明する書類をもって証明できることとする、と記載があります。(つまり発注者が設計段階で算出した計画数量に基づく仮設費(予定価格内訳書に一式計上)と実際の仮設費が異なった場合には証明書類を提示することにより単品スライドの証明となります)

疑問点・不明点		回答	
単品スライド	21	<p>単品スライドマニュアル P.20『証明された数量と対象数量の考え方』(注)証明数量：受注者から証明された数量)とあるが、証明数量とは施工図より集計した実数量のことか。</p> <p>(単品スライドマニュアル P.20)</p>	<p>単品スライドマニュアル P.21『2-3 受注者への確認事項』で「対象数量全量の搬入等の時期、購入先、単価・購入価格を確認することが可能であるため、それが証明できる納品書、請求書、領収書の提出を受注者に求めること。」とあるので、これらに記載の数量が該当します。つまり施工図による拾い数量ではなく、受注者が実際に購入した数量を証明数量と呼びます。また、対象数量とは発注者が算定した予定価格内訳書に示された数量ですが、証明数量&lt;対象数量ならば対象数量が変動率のベースとなり、証明数量&gt;対象数量ならば証明数量が変動率のベースとなります。</p>
	22	<p>設備工事において、単品スライドの適用実績はあるか。あるとすれば具体的な品目、工事材料は何か。</p> <p>(単品スライドマニュアル P.5)</p>	<p>国土交通省内の実績については確認結果次第で判明するものと考えますが、他の中央官庁、自治体、独立行政法人での実績確認は一元管理されたデータは存在しないと考えられるため、実績確認はできないと思われます。</p>
	23	<p>「1-3-1 対象品目の選定の考え方」に対象品目は、鋼材、燃料油、その他の主要な工事材料とする。と記載されているが、機器が対象となった場合には個別の機器種別毎(例:熱源機器、エアハンドリングユニット、送排風機)に、単品スライドが適用されることになるのか？</p> <p>(単品スライドマニュアル P.4)</p>	<p>「1-3-2 スライド額の算定の対象とする品目」(単品スライドマニュアルP.5)に”スライド額の算定の対象となるのは、品目毎の変動額が請負金額の1%を超える品目とする”とされているので個別の機器毎に適用されるわけではありません。品目;機器類の総額が1%を超える必要があります。機器類に占める当該機器のウェイトが高ければ自ずと適用されます。※機器類とは冷凍機、空気調和機、ポンプ、タンク、ヘッダー等と記載されています。</p>
	24	<p>単品スライドの対象となる「主要な工事材料」の対象は、工事毎の種類や請負代金額に占める材料費の割合等を考慮して工事毎に決定するとあるが、具体的にどのような手続きを行うのか？</p>	<p>単品スライドマニュアル P.5『営繕工事に於いて使用される主な工事材料(例)』に記載の材料等が該当しますが、工事内容により請負代金額に占める材料費の割合が変わるため、それらを考慮したうえで発注者が積算し、受発注間で協議のうえ手続きが行われます。</p>

## 入札・契約制度委員会

(順不同・敬称略)

委員長	廣島 雅則	(新日本空調(株))	
主査	松尾 繁宏	(新日本空調(株))	
委員	小川 雅弘	((株)大気社)	
〃	上村 一哉	(三機工業(株))	
〃	中沢 真也	(新菱冷熱工業(株))	41 期まで
〃	長谷川 晋也	(新菱冷熱工業(株))	42 期
〃	船迫 剛	((株)西原衛生工業所)	
〃	佐瀬 善治	(高砂熱学工業(株))	41 期まで
〃	吉津 佳之介	(高砂熱学工業(株))	42 期
〃	横尾 孝之	(須賀工業(株))	

### スライド条項に関する Q&A

発行日 令和 8 年 2 月

編集・発行 一般社団法人 日本空調衛生工事業協会

住所 〒104-0041 東京都中央区新富 2 - 2 - 7 空衛会館 3 階

電話・F A X (03)3553-6431 (03)3553-6786

H P <http://www.nikkuei.or.jp>

工事請負契約書第25条第1項～第4項（全体スライド条項）  
運用マニュアル（暫定版）

平成25年9月

国土交通省 大臣官房 技術調査課

はじめに

本資料は、工事請負契約書第 25 条第 1 項から第 4 項の全体スライド条項について、スライド額の算定方法や発注者及び受注者間における協議等についての運用の考え方を整理したものである。

本資料において、出来形数量の確認や残工事量の算出等において疑義が生じた場合は、本省と必要に応じ相談等を行い、円滑な執行に努められたい。

1. 適用対象工事

(1) 工期が 12 ヶ月を超える工事であること。
(2) 契約書第 25 条第 1 項の請求は、2. (3) に定める残工期が 2. (2) に定める基準日から 2 ヶ月以上あること。
(3) 減額となる場合、物価変動後の発注者の積算を基に計算した請負代金額が、1,000 分の 30 以上変化していると予想されること。

・ 全体スライド、単品スライド及びインフレスライドの違い

項目	全体スライド (契約書第 25 条第 1 項から第 4 項)	単品スライド (契約書第 25 条第 5 項)	インフレスライド (契約書第 25 条第 6 項)
適用対象工事	工期が 12 ヶ月を超える工事 但し、基準日以降、残工期が 2 ヶ月以上ある工事 (比較的大規模な長期工事)	すべての工事 (運用通達発出日時点で継続中の工事及び新規契約工事)	すべての工事 但し、基準日以降、残工期が 2 ヶ月以上ある工事 (運用通達発出日時点で継続中の工事及び新規契約工事)
請負額変更の方法	対象	請負契約締結の日から 12 ヶ月経過した基準日以降の残工事量に対する資材、労務単価等	部分払いを行った出来形部分を除く全ての資材(鋼材類、燃料油類等)
	受発注者の負担	運用通達に基づく被災三県において賃金水準の変更がなされた日以降の残工事量に対する資材、労務単価等	残工事費の 1.5%
		対象工事費の 1.0% (但し、全体スライド又はインフレスライドと併用の場合、全体スライド又はインフレスライド適用期間における負担はなし)	残工事費の 1.0% (29 条「天災不可抗力条項」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益まで損なわないよう定められた「1%」を採用。)

	再スライド	可能 (全体スライド又はインフレスライド適用後、12ヶ月経過後に適用可能)	なし (部分払いを行った出来形部分を除いた工期内全ての資材を対象に、精算変更契約後にスライド額を算出するため、再スライドの必要がない)	可能 (運用通達に基づく被災三県において賃金水準の変更がなされる都度、適用可能)
--	-------	--	--	---

## 2. 請求日及び基準日等について

請求日及び基準日等の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 請求日：スライド変更の可能性があるため、発注者又は受注者が請負代金額の変更の協議（以下「スライド協議」という。）を請求した日とする。
- (2) 基準日：請求日とすることを基本とする。  
また、請求があった日から起算して、14日以内で発注者と受注者とが協議して定める日とすることも可とする。
- (3) 残工期：基準日以降の工事期間とする。

### ・ 請求日について

請求に際しては、残工事の工期が基準日（請求日とすることを基本とする。請求日から14日以内の範囲で定めることも可とする。）から2ヶ月以上必要であることに留意すること。

### ・ 基準日について

発注者と受注者とが協議して定める基準日は、請求日を基本とするが、これにより難しい場合は、請求日から14日以内の範囲で定める。

### ・ 残工期について

残工期については、基準日における契約工期の残工事期間を基本とするが、基準日までに変更契約を行っていない場合でも先行指示等により工期延期が明らかな場合には、その工期延期期間を考慮することができる。

### 3. スライド協議の請求

発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、請負契約締結の日から12ヶ月経過後に書面により行うこととする。

#### ・スライド対象の確認

発注者は工期内で請負契約締結の日から12ヶ月を経過（または、前回スライド基準日以降12ヶ月）した段階で、スライド判定を行い、スライド協議の請求について判断することとする。

スライド判定にあたっては、設計変更に伴う変更契約を行った上で、出来高を確認し、変動前と変動後残工事請負代金額により判定することを基本とする。

#### ・スライド協議の請求について

発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、書面（別紙様式1-1又は1-2）により行うこととする。

#### ・スライド額協議開始日について

発注者は、受注者の意見を聴いてスライド額協議開始日を定め、請求日から7日以内に受注者に書面（別紙様式2）により通知する。

#### ・実施フローについて

別紙1「工事請負契約書第25条第1～4項に伴う実施フロー」を参照すること。

### 4. 請負代金額の変更

(1) 賃金水準又は物価水準の変動による請負代金額の変更額（以下「スライド額」という。）は、当該工事に係る変動額のうち請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額の1000分の15に相当する金額を超える額とする。

(2) 増額スライド額については、次式により行う。

$$S_{\text{増}} = [P_2 - P_1 - (P_1 \times 15/1000)]$$

この式において、 $S_{\text{増}}$ 、 $P_1$ 及び $P_2$ は、それぞれ次の額を表すものとする。

$S_{\text{増}}$ ：増額スライド額

$P_1$ ：請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

$P_2$ ：変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出した $P_1$ に相当する額

$$(P = \sum (\alpha \times Z), \alpha : \text{単価合意比率又は請負比率}, Z : \text{官積算額})$$

(3) 減額スライド額については、次式により行う。

$$S_{\text{減}} = [P_2 - P_1 + (P_1 \times 15/1000)]$$

この式において、 $S_{\text{減}}$ 、 $P_1$ 及び $P_2$ は、それぞれ次の額を表すものとする。

$S_{\text{減}}$ ：減額スライド額

$P_1$ ：請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

$P_2$ ：変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出した $P_1$ に相当する額

$$(P = \sum (\alpha \times Z), \alpha : \text{単価合意比率又は請負比率}, Z : \text{官積算額})$$

(4) スライド額は、労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更について行われるものであり、歩掛の変更については考慮するものではない。

・ **総価契約単価合意方式適用工事の場合について**

$P_1$ は、直近の合意単価（包括合意の場合は、官積算単価に直近の請負比率を乗じた単価）を用いて算出する。

$P_2$ は、基準日における官積算単価に直近の合意比率を乗じた単価（包括合意の場合は、官積算単価に直近の請負比率を乗じた単価）を用いて算出する。

・ **基準日における特別調査又は見積価格採用単価について**

再調査や再見積に多大な労力又は日数を必要とする場合には、当初積算時の類似単価の物価変動率により算定することができる。ただし、当該材料等の工事費全体に占める割合が大きい場合は、別途考慮する。

・ **複数回スライドを行う場合について**

スライド請求を複数回行う場合におけるスライド額の算出も上記に基づき同様に実施するものとする。なお、その場合基準日における請負代金額には、それまでに実施したスライド額を含むものとする。

## 5. 出来高数量の確認

- (1) 基準日における残工事量を算定するために行う出来形数量の確認は、数量総括表に対応して出来高確認を行うものとする。
- (2) 現場搬入材料については、認定したものは出来形数量として取り扱うこと。また、下記の材料等についても出来形数量として取り扱うものとする。
  - ・ 工場製作品については、工場での確認又はミルシート等で在庫確保が証明できる材料は出来形数量として取り扱う。
  - ・ 基準日以前に配置済みの現地据付型の建設機械及び仮設材料等（架設用クレーン、仮設鋼材など）も出来形の対象とする。ただし、基準日以降の賃料等については、スライド対象とする。
  - ・ 契約書にて工事材料契約の完了が確認でき、近隣のストックヤード等で在庫確認が可能な材料は出来形数量として取り扱う。
- (3) 数量総括表で一式明示した仮設工についても出来形数量の対象とできる。
- (4) 出来形数量の計上方法については、発注者側に換算数量がない場合は、受注者側の当該工種に対する構成比率により出来形数量を算出してもよい。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由により遅延していると認められる工事量は、増額スライドの場合は、出来形部分に含めるものとし、減額スライドの場合は、出来形部分に含めないものとする。
- (6) 基準日までに変更契約を行っていないが先行指示されている設計量については、スライドの対象とすることができる。

- **出来形数量等の確認方法について**  
基準日における工事の出来形数量の確認については、本マニュアル 記5. に基づき実施することを基本とする。
- **出来形数量等の確認時期について**  
発注者は、請求日から14日以内に出来高確認を行う。

## 6. 物価指数

発注者は、積算に使用する単価を用いた変動率を物価指数とすることを基本とする。なお、受注者の協議資料等に基づき双方で合意した場合は別途の物価指数を用いることができる。

- **積算に使用する単価について**  
変動後の価格を算定する際に用いる材料単価等については、発注者が積算に使用している物価資料等の基準日における価格を基礎とする。
- **基準日における特別調査又は見積価格採用単価について**  
再調査や再見積に多大な労力又は日数を必要とする場合には、当初積算時の類似単価の物価変動率により算定することができる。ただし、当該材料等の工事費全体に占める割合が大きい場合は、別途考慮する。

## 7. 変更契約の時期

スライド額に係る契約変更は、精算変更時点で行うことができる。

- **精算変更時で行う場合**  
スライド額に係る契約変更を精算変更時点で行う場合は、スライド基準日における出来形数量を確認し、残工事量を受発注者間で確認すること。  
また、総価契約単価合意方式適用工事の場合、精算変更金額を算出する前にスライド基準日におけるスライド額を算定し契約変更を実施し、単価協議を行った後に精算変更金額を算出すること。

## 8. インフレスライド及び単品スライド条項の併用

- (1) 契約書第25条第6に規定するインフレスライド条項に基づく請負代金額の変更を実施した後であっても、インフレスライド適用後12ヶ月経過後に、本マニュアルによるスライドを請求することができる。
- (2) 本マニュアルに基づき請負代金額の変更を実施した後であっても、契約書第25条第5項に規定する単品スライド条項に基づく請負代金額の変更を請求することができる。

- 契約書第25条第1項から第4項に規定する全体スライド条項は、材料価格を含む物価や賃金等の変動に伴う価格水準全般の変動について対応するものであることから、単品スライド条項の適用となっている材料を含めて、まず全体スライド条項によるスライド額を算出することが基本となる。その上で、全体スライド条項との重複を防止するため、全体スライド条項の対象と

した数量については、変動前の単価を全体スライド条項の適用日の単価として単品スライド条項のスライド額を算出することとなる。

- また、全体スライド条項と単品スライド条項とをそれぞれ単独で考えれば、前者においては残工事費の1.5%、後者においては対象工事費の1%、それぞれで受注者の負担が生じることとなる。両スライドのルールをそのままそれぞれ適用した場合には、受注者にリスクを重複して負担させることになり、結果的にリスク負担が過大なものとなる。
- このような過大なリスク負担を回避するため、単品スライド条項のみが適用される期間においては当該期間の工事費の1%を受注者の負担とするが、全体スライド条項と単品スライド条項が併用されている期間においては、全体スライド条項の適用により受注者が負担する残工事費の1.5%をもって既に単品スライド条項に係るリスク負担がなされているとの考え方に基づき、単品スライド条項に係る1%分の負担を求めないこととした。
- さらに、単品スライド条項に係る対象工事費は基本的には最終的な全体工事費であり、全体スライド条項と併用した場合の対象工事費は全体スライド条項に係るスライド額を含む変更後の総価となる。

## 9. その他留意事項等

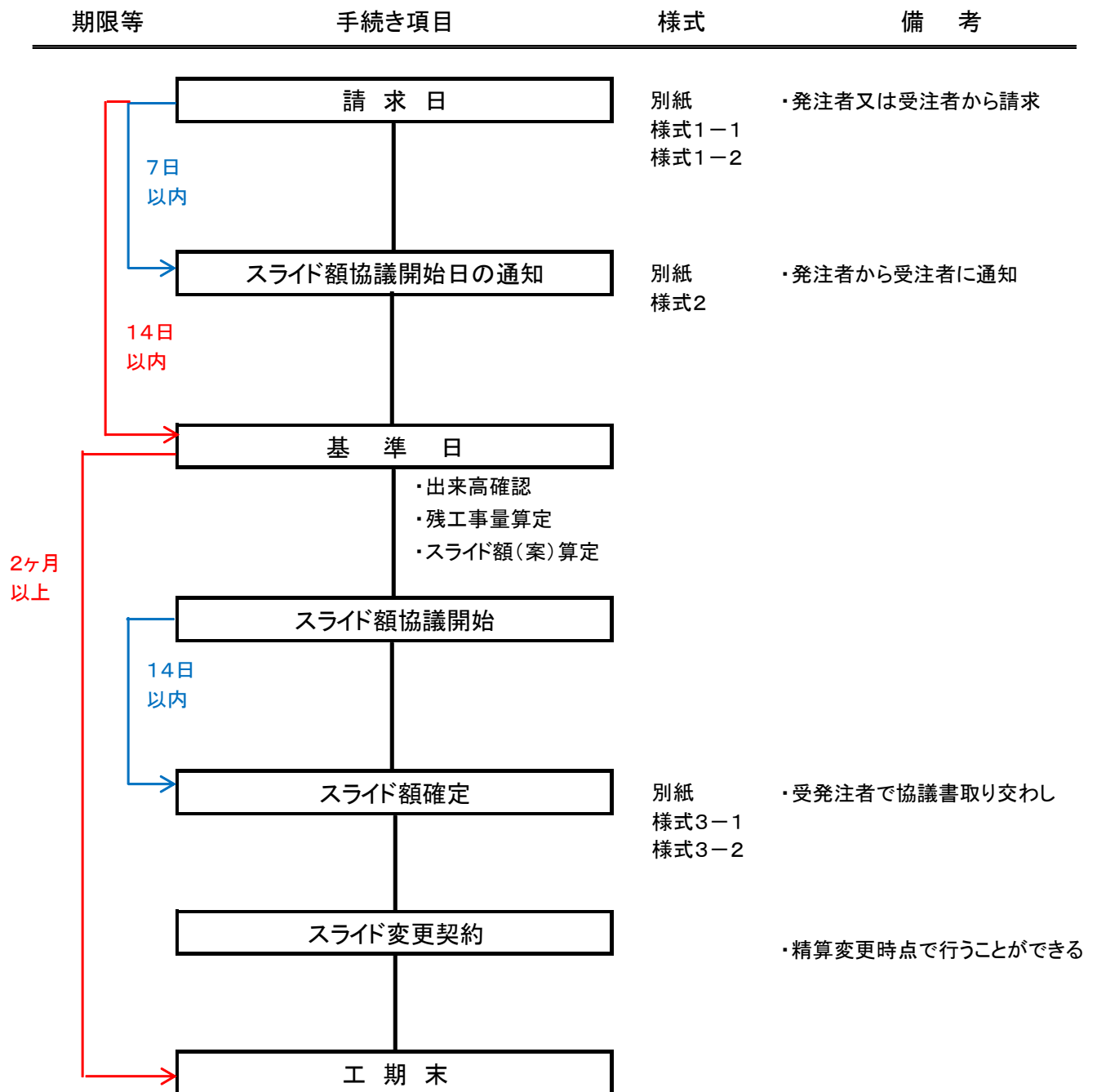
- **総価契約単価合意方式適用工事に関する留意点**

総価契約単価合意方式適用工事については、スライド協議が成立し、変更契約締結後、契約書第3条第6項の規定に基づき単価合意を実施すること。その場合、一度同意した単価合意書に記載がある単価であっても、改めて合意し直すものとする。ただし、以後、請負代金額の変更が伴う契約変更がないことが明らかな場合は、単価協議は不要である。

## 【参考】契約書第25条（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変動）

- 全体  
スライド
- 1 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。
  - 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
  - 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等【.....部は、総価契約単価合意方式適用工事においては、「単価合意書の記載事項及び物価指数等」と記載。】に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から○日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。  
[注] ○の部分には、原則として、「14」と記入する。
  - 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 単品  
スライド
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- インフレ  
スライド
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
  - 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から○日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。  
[注] ○の部分には、原則として、「14」と記入する。
  - 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

工事請負契約書第25条第1項～第4項  
に伴う実施フロー



※) 契約書で規定

※) 本マニュアルで規定

(別紙様式1-1)

[受注者からの請求]

平成〇〇年〇〇月〇〇日

支出負担行為担当官  
〇〇地方整備局長 殿

受注者 〇〇建設(株)  
代表者名

工事請負契約書第25条第1項に基づく請負代金額の変更について(請求)

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで契約締結した〇〇〇〇〇工事については、労務単価等の変動により、工事請負契約書第25条第1項の規定に基づき請負代金額の変更を請求します。

記

1. 請負代金額 　　¥
2. 工　　期　　平成〇〇年〇〇月〇〇日から  
　　　　　　　平成〇〇年〇〇月〇〇日まで
3. 希望基準日　平成〇〇年〇〇月〇〇日
4. 施　工　県　　〇〇県
5. 変更請求概算額 　¥
6. 概算残工事請負代金額 　¥  
　　概算残工事請負代金額とは、請負代金額から希望基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

※今回の請求は、あくまで概算額であり、精査の結果、請求額が変更となっても問題はない。

(別紙様式1-2)

[発注者からの請求]

平成〇〇年〇〇月〇〇日

受注者

殿

支出負担行為担当官  
〇〇地方整備局長

工事請負契約書第25条第1項に基づく請負代金額の変更について（請求）

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで契約締結した〇〇〇〇〇〇工事については、労務単価等の変動により、工事請負契約書第25条第1項の規定に基づき請負代金額の変更を請求します。

記

1. 請負代金額 　　¥
2. 工　　期　　平成〇〇年〇〇月〇〇日から  
　　　　　　　平成〇〇年〇〇月〇〇日まで
3. 希望基準日　平成〇〇年〇〇月〇〇日
4. 施 工 県　　〇〇県
5. 変更請求概算額 　¥
6. 概算残工事請負代金額 　¥  
　　概算残工事請負代金額とは、請負代金額から希望基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

※今回の請求は、あくまで概算額であり、精査の結果、請求額が変更となっても問題はない。

(別紙様式2)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

受注者

殿

支出負担行為担当官

〇〇地方整備局長

工事請負契約書第25条第8項に基づく協議の開始の日について（通知）

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け請求のあった標記について、工事請負契約書第25条第8項の規定に基づき、スライド額協議開始日を通知します。

記

1. 工 事 名 〇〇〇〇〇工事

2. スライド額協議開始日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

(※スライド額協議開始日は、受注者の意見を聴いて、請求日から7日以内に設定する)

(別紙様式3-1)  
平成〇〇年〇〇月〇〇日

受注者

殿

支出負担行為担当官  
〇〇地方整備局長

工事請負契約書第25条第2項および第3項に基づく請負代金額の変更について（協議）

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け請求のあった工事請負契約書第25条第2項に基づく請負代金額の変更について、同条第3項の規定に基づき下記のとおり協議します。  
なお、異存がなければ、別添承諾書へ記名押印のうえ返送願います。

記

1. 工 事 名                    〇〇〇〇〇〇工事

2. スライド変更金額                    (増) 〃 \_\_\_\_\_  
うち、取引に係わる消費税及び地方消費税の額 〃 \_\_\_\_\_  
基 準 日                                    平成〇〇年〇〇月〇〇日



(別紙様式3-2)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

受注者

殿

支出負担行為担当官  
〇〇地方整備局長

工事請負契約書第25条第2項および第3項に基づく請負代金額の変更について（協議）

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け請求のあった工事請負契約書第25条第2項に基づく請負代金額の変更について、同条第3項の規定に基づき、下記のとおり協議します。

記

- |             |                         |
|-------------|-------------------------|
| 1. 工 事 名    | 〇〇〇〇〇工事                 |
| 2. スライド変更適否 | スライドの適用が認められない          |
| 3. 理 由      | スライド額が対象工事費の1.5%を超えないため |

## ス ラ イ ド 調 書

工 事 名	
請 負 代 金 額	円 (消費税含まず)
	円 (消費税含む)
設 計 書 金 額	円 (消費税含まず)
	円 (消費税含む)
工 期	自 平成 年 月 日
	至 平成 年 月 日
基 準 日	平成 年 月 日
出 来 高 額	円 (税抜き)
残 工 事 額 (P <sub>1</sub> )	円 (税抜き)
変 更 残 工 事 額 (P <sub>2</sub> )	円 (税抜き)

※増額スライド用

〇〇〇〇〇〇工事に係る

賃金又は物価変動に基づく請負代金額計算書

請負代金額	出来高額	P <sub>1</sub>	P <sub>2</sub>

$$\begin{aligned}
 \text{スライド額 (S)} &= ( P_2 - P_1 ) - P_1 \times 15 / 1000 \\
 &= ( \quad - \quad ) - \quad \times 15 / 1000 \\
 &= \quad - \quad \\
 &= \quad
 \end{aligned}$$

( 但し、P<sub>1</sub> < P<sub>2</sub> )

- P<sub>1</sub> : 請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額
- P<sub>2</sub> : 変動後 (基準日) の賃金又は物価を基礎として算出したP<sub>1</sub>に相当する額

$$\begin{aligned}
 \text{スライド額} \\
 (\text{税込み}) &= \quad \times \text{消費税及び地方消費税率} \\
 &= \quad
 \end{aligned}$$

※減額スライド用

〇〇〇〇〇〇工事に係る

賃金又は物価変動に基づく請負代金額計算書

請負代金額	出来高額	P <sub>1</sub>	P <sub>2</sub>

$$\begin{aligned}
 \text{スライド額 (S)} &= ( P_2 - P_1 ) + P_1 \times 15 / 1000 \\
 &= ( \quad - \quad ) + \quad \times 15 / 1000 \\
 &= \quad + \\
 &=
 \end{aligned}$$

( 但し、P<sub>1</sub> > P<sub>2</sub> )

P<sub>1</sub> : 請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

P<sub>2</sub> : 変動後 (基準日) の賃金又は物価を基礎として算出したP<sub>1</sub>に相当する額

$$\begin{aligned}
 \text{スライド額} \\
 (\text{税込み}) &= \quad \times \text{消費税及び地方消費税率} \\
 &=
 \end{aligned}$$

工事請負契約書第26条第5項（単品スライド条項）

運用マニュアル（案）（営繕工事版）

令和4年9月

（令和6年3月改定）

国土交通省

大臣官房官庁営繕部 計画課

大臣官房官庁営繕部 整備課

## 目 次

第1章 総論	1
1-1 工事請負契約書第26条(スライド条項)の考え方	1
1-1-1 スライド条項及び単品スライド条項の導入経緯	1
1-1-2 スライド条項の趣旨	1
1-1-3 全体スライド条項、インフレスライド条項と単品スライド条項の関係	2
1-1-4 昭和55年の特約条項と平成20年の運用方針の違い	2
1-1-5 運用マニュアルの概要	3
1-2 対象工事	4
1-3 対象品目	4
1-3-1 対象品目の選定の考え方	4
1-3-2 スライド額の算定の対象とする品目	5
1-3-3 変動額の確認	6
1-3-3-1 変動前の対象材料の単価	6
1-3-3-2 変動後の対象材料の単価	7
1-4 請負代金額の考え方	8
1-5 スライド額算定	9
1-5-1 スライド額算定の方法について	9
1-5-2 出来高部分払いを行った場合の対象数量について	14
1-6 全体スライド条項及びインフレスライド条項併用時の特例	14
1-7 その他	16
第2章 鋼材類	17
2-1 対象材料	17
2-1-1 対象材料の考え方	17
2-1-2 その他市場単価の扱い等	17
2-2 対象数量	18
2-3 受注者への確認事項	21
2-4 単価(実勢価格の算定)	24
2-4-1 変動前の価格の決定方法	24
2-4-2 変動後の実勢価格の決定方法	24
2-4-3 変動後の実勢価格の算出方法	25
2-5 購入価格の評価方法	25
2-6 変動額の算定	26
2-7 計算例	26
第3章 燃料油	27
3-1 対象材料	27
3-2 対象数量	27
3-2-1 対象数量の考え方	27

3-2-2	対象数量の算定方法	.....28
3-2-3	その他	.....28
3-3	受注者への確認事項	.....29
3-4	単価(実勢価格の算定)	.....30
3-4-1	変動前の価格の決定方法	.....30
3-4-2	変動後の実勢価格の決定方法	.....30
3-4-3	変動後の実勢価格の算出方法	.....31
3-5	購入価格の評価方法	.....32
3-6	変動額の算定	.....32
3-7	算出方法	.....32
3-7-1	機械運搬に係る燃料油の算出方法	.....32
第4章	その他の主要な工事材料	.....33
4-1	対象材料	.....33
4-1-1	対象材料の考え方	.....33
4-1-2	その他市場単価等	.....33
4-2	対象数量	.....34
4-3	受注者への確認事項	.....35
4-4	単価(実勢価格の算定)	.....36
4-4-1	変動前の価格の決定方法	.....36
4-4-2	変動後の実勢価格の決定方法	.....37
4-5	購入価格の評価方法	.....37
4-6	変動額の算定	.....37
第5章	請求等手続き及び提出様式	.....38
5-1	請求時期	.....38
5-2	協議の手続き	.....38
5-3	既済部分検査	.....40
5-4	部分引き渡しにかかる指定部分の取り扱い	.....40
(参考資料)		
	単品スライド条項にかかる実施フロー及び様式	.....41

(注)本資料の取り扱いについて

本マニュアルは、単品スライド条項の運用について発注者の認識の共有化を図るため、営繕工事における使用材料や積算手法等の特性を考慮した一般的な考え方を令和4年9月段階で整理したものである。このため、これによりがたい場合について、独自の手法によることを妨げるものではない。

また、必要に応じ、今後、本内容についても適宜追加・修正を行うことがある。

## 第1章 総論

### 1-1 工事請負契約書第26条(スライド条項)の考え方

#### 1-1-1 スライド条項及び単品スライド条項の導入経緯

- ・昭和24年の建設業法の制定に伴い、昭和25年の標準請負契約約款の策定当初から、第25条(現在の第26条)に物価の変動等による請負代金額の変更(いわゆるスライド条項)が規定された。
- ・現在の第26条第5項の単品スライド条項は、昭和56年に標準請負契約約款に追加されたものである。

- ・昭和24年の建設業法の制定により建設工事における請負契約関係の片務性の排除と不明確性の是正が明文化されたことに伴い、昭和25年の建設工事標準請負契約約款(昭和47年改正により公共工事標準請負契約約款に改称)制定時より、物価の変動等による請負代金額の変更(いわゆるスライド条項)が規定された。
- ・その後、規定の明確化や変更が行われ、昭和47年以降は、いわゆる「全体スライド条項」と「インフレスライド条項」が規定されていた。しかし、昭和54、55年にかけて、第二次オイルショックが発生した際、賃金や物価の水準は全体としてはさほどの上昇もなく落ち着いて推移したものの、一部の石油関連資材価格の高騰により建設工事の円滑な実施が危ぶまれる状態に見舞われた。このような物価状況は当時の約款では必ずしも想定されていなかったことから、昭和55年に、このような状況に対応するための暫定措置として工事毎に「特約条項」を設けて対応した。
- ・現在の第26条第5項(いわゆる「単品スライド条項」)は、昭和56年にこの「特約条項」が一般化され、公共工事標準請負契約約款に規定されたものである。なお、平成7年までは、特別な要因、主要な工事材料及び請負代金額の算定方法について、設計図書で具体的に指定する旨が規定されていたが、あらかじめ設計図書で指定することは不可能であるとして、現在はその規定は削除されている。

#### 1-1-2 スライド条項の趣旨

- ・受注者と発注者とは対等との考えのもと、片務性を解消するため、受注者のみに合理的な範囲を超える価格の変動を負担させないことが基本的な考え方である。

- ・建設工事は、工期が長期にわたるため、その間の事情の変更に左右されることもあるが、通常合理的な範囲内の価格の変動は契約当初から予見可能なものとして請負代金額を変更する必要はないというのが基本的な考え方である。しかし、通常合理的な範囲を超える価格の変動については、契約当事者の一方のみにその負担を負わせることは適当でなく、発注者と受注者で負担を分担すべきものであるとの考え方の下、標準請負契約約款第26条が規定されているものである。

### 1-1-3 全体スライド条項、インフレスライド条項と単品スライド条項の関係

・全体スライド条項は、請負契約後1年を経過した後に賃金水準や物価水準が変動した場合、インフレスライド条項は、日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションといった短期的で急激な変動が生じた場合の中間修正的な変更であるのに対し、単品スライド条項は特定の主要な工事材料の価格が著しく変動した場合の精算的な変更である。

- ・全体スライド条項は、請負契約後1年を経過した後に賃金水準や物価水準が変動した場合、インフレスライド条項は、日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションといった短期的で急激な変動が生じた場合の中間修正的な変更であり、直接工事費の変更に連動して諸経費等の変更を含むものである。
- ・一方、単品スライド条項は、特定の主要な工事材料の価格が著しく変動した場合の精算的な変更である。すなわち、対象となる材料価格の変動のみが請負代金額変更の要素となるものであり、材料費の変動に連動して共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更を行うものではない。
- ・また、単品スライド条項は企業の規模を問わずあらゆる工事を対象とするものであることから、受注者の負担割合は標準請負契約約款の第30条の「天災不可抗力条項」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益までは損なわれることがないよう定められた「請負代金額の1%」を採用したものである。

なお、全体スライド条項は、1年以上の長期間にわたる工事を対象とする規定であり、比較的大きい建設業者が受注していることが前提になっていることから、受注者の負担すべき割合を「請負代金額における残工事費の1.5%」としている。また、インフレスライド条項は、単品スライド条項と同様に、受注者の負担割合は標準請負契約約款の第30条の「天災不可抗力条項」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益までは損なわれることがないよう定められた「請負代金額における残工事費の1%」を採用したものである。

### 1-1-4 昭和55年の特約条項と平成20年の運用方針の違い

・平成20年の運用は、条項制定時の議論、当時の社会状況や公共事業を取り巻く状況を踏まえ、改めて対象材料や受注者負担を決定したものである。

- ・昭和55年当時は、工事請負契約書の規定がなかったため、対象材料の価格変動の大小を問わず、工事で使用する主要な材料の多くを対象とし、これらの変動分の総額が工事の規模に応じて定められる一定額(概ね工事費の1%)を超過したときは、変動額の3/4を発注者が負担することとして、請負代金額の変更を行うこととしたものである。
- ・平成20年の運用に当たっては、中央建設業審議会の議論を経て定められた標準請

負契約約款の規定の趣旨や、その当時の社会状況や公共事業を取り巻く状況を適切に踏まえ、見直しを行った。対象材料については価格変動の大きい鋼材類と燃料油のうち、請負代金額の1%以上変動している品目に限定しているものであり、変動額の大小にかかわらず多くの材料を対象とした昭和55年の特約条項とは自ずと考え方が異なるものである。

- ・また、受注者負担について、昭和55年の特約条項は変動額の1/4としていたが、標準請負契約約款第29条(天災不可抗力条項)(現在の第30条)における考え方との整合性を図るため、一般的な建設業者が負担する割合として請負代金額の1%を定めたものである。

#### 1-1-5 運用マニュアルの概要

- ・現在の社会状況を踏まえ、急激な価格高騰等に対応した運用に改定するものである。

- ・現在の社会状況を踏まえ、営繕工事の単品スライド条項の適用にあたり、急激な価格高騰のタイミングにおいては、積算価格(実勢価格)に価格上昇が反映されるのにタイムラグが生じる可能性がある、という課題がある。
- ・上記の課題等に対応するために運用通知(「工事請負契約書第26条第5項の運用について」(令和4年6月17日付け国会公契第6号他))を発出した。その際、過去の関連通知(「工事請負契約書第25条第5項の運用の拡充について」(平成20年9月10日付け国地契約第23号他)、「請負代金額の減額変更を請求する場合における工事請負契約書第25条第5項の運用について」(平成21年2月9日付け国地契約第51号他))も包含したものである。

## 1-2 対象工事

・残工期が2ヶ月以上ある全ての工事を対象とする。

・単品スライド条項の請求は、当該請求の際に残工期(部分引渡しに係る工事部分の残工期を含む)が2ヶ月以上ある場合に限り、行うことができる。

## 1-3 対象品目

### 1-3-1 対象品目の選定の考え方

・対象品目は、鋼材類、燃料油、その他の主要な工事材料とする。  
・各対象品目の対象材料については、受注者から請求があった材料の中から受発注者間で協議の上決定とする。

・標準請負契約約款の第26条第5項に、「主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったとき」とされていることから、公共工事において使用している頻度の高い主要な材料を対象とする。

・これは、通常合理的な範囲を超える価格の変動分を、受注者のみの負担とするのは適切ではないという考え方のもと、単品スライド条項の趣旨を適切に踏まえたことによるものであり、価格変動がある材料全てが単品スライド条項の適用対象とはならない点に留意が必要である。

・なお、対象となる材料については、受注者から請求があった材料の中から受発注者間で協議の上決定するものであり、請求のない材料まで対象とする趣旨ではないことにも留意が必要である。

・異形鉄筋やH形鋼等の鋼材類や生コンクリート等の構造躯体を構成する材料をはじめ、内外装仕上材類、設備機器類、外構材類等と非常に多品目の材料が使用されており、その使用量も異形鉄筋等の大量に使用される材料から少量のみ使用される材料もあり、非常に多岐にわたる。また、建築工事と設備工事、新築工事と改修工事、外装改修と内装改修の違い等、工事内容の相違により使用される主要な工事材料の構成も工事毎に大きく異なる。

・以下に、営繕工事において使用される主要な工事材料と品目分類を例示する。

営繕工事において使用される主な工事材料(例)

工種	区分	品目	工事材料
建築工事	鋼材類	鋼材類	異形鉄筋、H形鋼、鋼板、鋼矢板、スラップ 等
	燃料油	燃料油	軽油、ガソリン 等
	その他の主要な工事材料	コンクリート類	生コンクリート、セメント、ブロック等コンクリート二次製品 等
		木材類	合板、木材 等
		アスファルト類	アスファルト防水材、アスファルト合材 等
		鋼製建具類	鋼製建具、鋼製軽量建具、ステンレス製建具、シャッター 等
		非鋼製建具類	アルミ製建具 等
		合成樹脂系材類	ビニル床タイル、ビニル床シート、ビニル幅木 等
		ボード類	せっこうボード、ロックウール吸音板、けい酸カルシウム板 等
		鋼製金物類	外装鋼板パネル、鋼製(ステンレス)手すり、軽量鉄骨下地 等
非鋼製金物類	外装アルミパネル、アルミ製手すり、アルミ笠木 等		

営繕工事において使用される主な工事材料(例)

工種	区分	品目	工事材料
電気設備工事	鋼材類	鋼材類	金属管、鋼管、ケーブルラック 等
	燃料油	燃料油	軽油、ガソリン 等
	その他の主要な工事材料	機器類	照明器具、変圧器、発電装置、映像・音響装置 等
		盤類	分電盤、制御盤、キュービクル式配電盤、端子盤 等
		電線・ケーブル類	絶縁電線、電力ケーブル、通信ケーブル 等
	合成樹脂系材類	PF管、CD管、硬質ビニル管 等	

営繕工事において使用される主な工事材料(例)

工種	区分	品目	工事材料
機械設備工事	鋼材類	鋼材類	鋼管、弁類、ダクト(高圧)、ダンパー 等
	燃料油	燃料油	軽油、ガソリン 等
	その他の主要な工事材料	機器類	冷凍機、空気調和機、ポンプ、タンク、ヘッダー 等
		管材類(非鋼材)	銅管、塩化ビニル管 等
		保温類	保温材、保冷材、防露材 等
		ダクト附属品	制気口、排煙口 等
		衛生器具類	衛生陶器、衛生器具ユニット、浴室ユニット 等
		コンクリート類	樹類 等

### 1-3-2 スライド額の算定の対象とする品目

・各工事においてスライド額の算定の対象となるのは、品目毎の変動額(増額分又は減額分)が請負代金額の1%を超える品目とする。

- ・個々の工事において、工事の総額に及ぼす影響が現に大きいことが必要条件となり、品目毎の変動額が請負代金額の1%を超える場合について、その品目をスライド額の適用対象とする。
- ・つまり、鋼材類、燃料油、その他の主要な工事材料の変動額の合計額が請負代金額の1%を超えるものを適用対象とするのではなく、鋼材類を例にとれば、その変動額だけで請負代金額の1%を超えている場合には鋼材類が適用対象材料になるという

趣旨である。

- ・なお、「品目毎」とは、鋼材類、燃料油、その他の主要な工事材料で区分し、具体的な品目の分類は1-3-1によるものとする。

### 1-3-3 変動額の確認

#### 1-3-3-1 変動前の対象材料の単価

- ・変動前の価格を算出するための単価は、原則として設計時点における単価とする。

設計時点における単価は、予定価格を算出する際に用いた単価とする。予定価格を算出する際の単価とは、予定価格内訳書に記載された材料単価及び記載された単価に含まれる材料単価をいう。予定価格を算出する際の単価を、材料単価の視点から分類すると以下のとおり。

##### ・材料単価

工事において使用する材料や機器類等に対応する単価。物価資料の掲載価格や製造業者からの見積り等を参考にその材料単価が決定される。予定価格内訳書における本単価を設計時点における単価とする。

##### ・「材料費＋労務費等」単価

単位施工当たりが必要となる材料費や労務費等が一括して含まれた単価。一般的には、「公共建築工事標準単価積算基準」による標準歩掛りに基づく複合単価や物価資料に掲載される市場単価が該当する。設計時点における単価は以下のとおりとする。

##### ・標準歩掛りに基づく複合単価

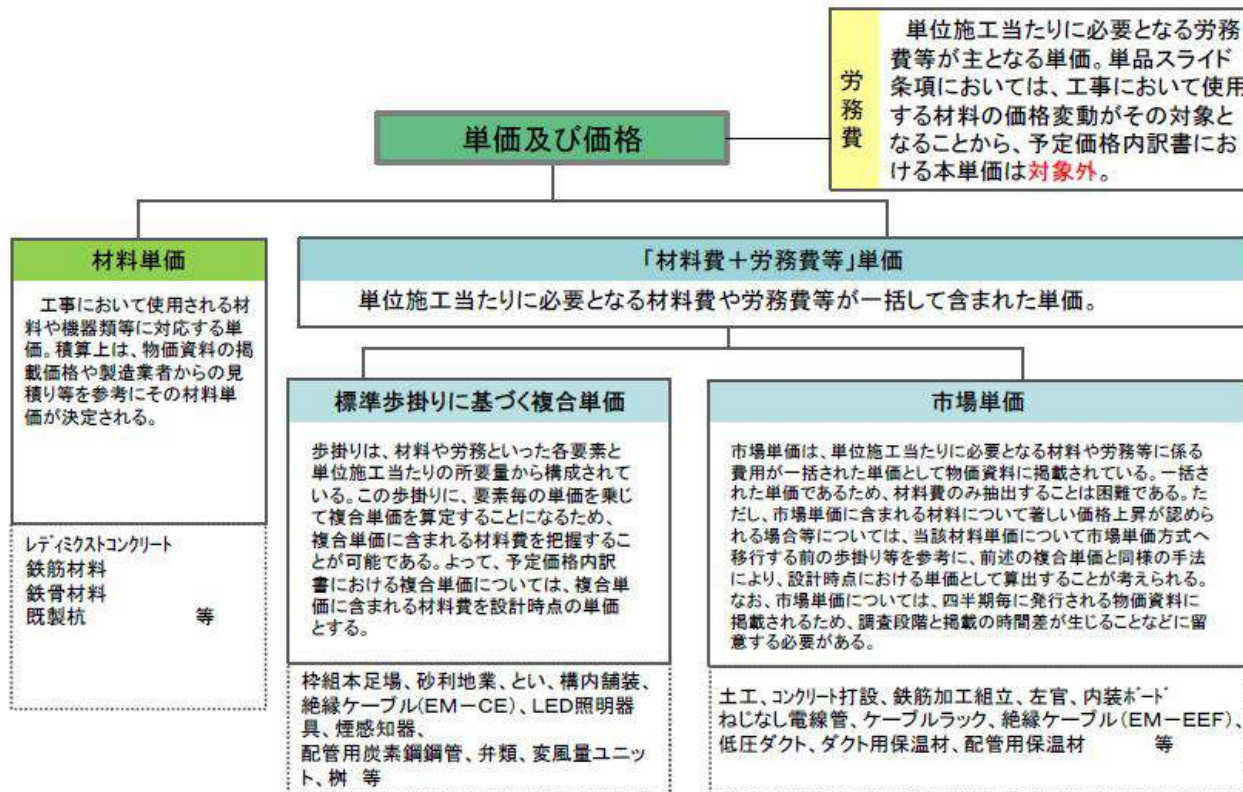
歩掛りは、材料や労務といった各要素と単位施工当たりの所要量から構成されている。この歩掛りに、要素毎の単価を乗じて複合単価を算定することになるため、複合単価に含まれる材料費を把握することが可能である。

##### ・市場単価

市場単価は、単位施工当たりが必要となる材料や労務等に係る費用が一括された単価として物価資料に掲載されている。一括された単価であるため、材料費のみ、抽出することは困難である。当該材料単価について市場単価方式へ移行する前の歩掛り等を参考に、前述の複合単価と同様の手法により、設計時点における単価として算出することが考えられる。なお、市場単価については、四半期毎に発行される物価資料に掲載されるため、調査段階と掲載の時間差が生じることなどに留意する必要がある。

・労務費

単位施工当たりが必要となる労務費等が主となる単価。単品スライド条項においては、工事において使用する材料の価格変動がその対象となることから、予定価格内訳書における本単価は対象外。



1-3-3-2 変動後の対象材料の単価

・変動後の価格を算出するための単価は、原則として設計時点の単価と同一の手法に基づく単価とする。詳細は、2-4-2、3-4-2、4-4-2によるものとし、対象材料の購入日や購入回数等を加味した単価とする。

#### 1-4 請負代金額の考え方

・請負代金の部分払をした工事における「請負代金額」は、当該工事の請負代金額から当該部分払の対象となった出来高部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品(以下「出来高部分等」という。)に相応する請負代金相当額を控除した額とする。

- ・出来高として既に部分払いを行った部分については、特段の条件がない限り、発注者と受注者との間で数量及び金額について合意を完了しているものであることから、単品スライド条項の請求対象となる工事においても、その部分まで遡って単品スライド条項を適用できないことに変わりはない。
- ・ただし、通常は、対象材料の価格の変動により請負代金額が不相当となることが判明する時点、すなわち、工事がかかり進捗した時点で単品スライド条項の適用請求を行うこととなるのが一般的であるため、単品スライド条項の適用請求までの間に部分払が行われることもあり得る。このような場合に対処するため、今後部分払いを行う際には、発注者又は受注者の要請に基づき、部分払いを行う部分についても今後の単品スライド条項の請求対象とすることができることとしている。(第5章 請求等手続き及び提出様式によるものとする。)
- ・また、部分引き渡しを行う部分についてはその部分に係る精算を完了させる必要があることから、その部分のみを一つの工事として扱い単品スライド条項を適用することとなる。その際の請負代金額は部分引き渡しを行う部分に係る請負代金額となるが、部分払いを既に行っている出来高部分(特段の規定を設けたものを除く)が請求対象外となるのは、通常の工事と同様である。
- ・このような考え方は、請負代金額だけでなく、スライド額の算定の対象とする数量についても適用される。

## 1-5 スライド額算定

### 1-5-1 スライド額算定の方法について

- ・「スライド額」とは、材料価格の変動に伴う変動額のうち、請負代金額の1%を超える額とする。
- ・それぞれの品目毎の変動後の金額は、実勢価格に基づき算出した額と実際の購入金額とのどちらか低い方とする。ただし、受注者が実際の購入金額が適当な購入金額であることを証明する書類を示し、実際の購入金額が適当な購入金額であると認められる場合にあっては、実際の購入金額が実勢価格に基づき算出した額よりも高い場合でも、実際の購入金額とする。

#### ① スライド額算定式(実勢価格)

- ・1-3により対象となった鋼材類、燃料油、その他の主要な工事材料のそれぞれの品目毎の請負代金の変更額(以下「スライド額」という。)の算定は、主要な工事材料に該当する各材料(以下「対象材料」という。)の単価等に基づき、次式により行う。

$$S_{\text{増額}}^{\ast} = (M_{\text{鋼}}^{\text{変更}} - M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}) + (M_{\text{油}}^{\text{変更}} - M_{\text{油}}^{\text{当初}}) + (M_{\text{材料}}^{\text{変更}} - M_{\text{材料}}^{\text{当初}}) - P \times 1/100$$

$$S_{\text{減額}}^{\ast} = (M_{\text{鋼}}^{\text{変更}} - M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}) + (M_{\text{油}}^{\text{変更}} - M_{\text{油}}^{\text{当初}}) + (M_{\text{材料}}^{\text{変更}} - M_{\text{材料}}^{\text{当初}}) + P \times 1/100$$

※税抜き額を万円未満切り捨てとする

$$M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}, M_{\text{油}}^{\text{当初}}, M_{\text{材料}}^{\text{当初}} = \{ p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m \} \times k \times$$

(1 + 消費税及び地方消費税の税率/100)

$$M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}, M_{\text{油}}^{\text{変更}}, M_{\text{材料}}^{\text{変更}} = \{ p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m \} \times k \times$$

(1 + 消費税及び地方消費税の税率/100)

$S_{\text{増額}}$  : スライド額(増額変更の場合)

$S_{\text{減額}}$  : スライド額(減額変更の場合)

$M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}, M_{\text{油}}^{\text{変更}}, M_{\text{材料}}^{\text{変更}}$  : 価格変動後の鋼材類、燃料油又はその他の主要な工事材料の金額

$M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}, M_{\text{油}}^{\text{当初}}, M_{\text{材料}}^{\text{当初}}$  : 価格変動前の鋼材類、燃料油又はその他の主要な工事材料の金額

$p$  : 2-4、3-4、4-4の規定に基づき算定した設計時点における鋼材類、燃料油又はその他の主要な工事材料に該当する各材料の単価

$p'$  : 2-4、3-4、4-4の規定に基づき算定した価格変動後における鋼材類、燃料油又はその他の主要な工事材料に該当する各材料の実勢価格

$D$  : 2-2、3-2、4-2の規定に基づき鋼材類、燃料油又はその他の主要な工事材料に該当する各材料について算定した対象数量

$k$  : 請負比率

P : 請負代金額

(増額変更の場合の計算例)

計算例 1		請負代金額： 220,000,000		1%相当額： 2,200,000	
各品目	各材料	価格変動前の金額	価格変動後の金額	変動額	対象の判定
燃料油	軽油	1,000,000	1,200,000	200,000	×
	ガソリン	500,000	600,000	100,000	
	合計	1,500,000	1,800,000	300,000	
鋼材類	異形棒鋼	5,000,000	7,500,000	2,500,000	○
	H形鋼	1,000,000	1,400,000	400,000	
	合計	6,000,000	8,900,000	2,900,000	
スライド額 $S = 2,900,000 - 2,200,000 = 700,000$					

注) 価格は税込み

計算例 2		請負代金額： 110,000,000		1%相当額： 1,100,000	
各品目	各材料	価格変動前の金額	価格変動後の金額	変動額	対象の判定
燃料油	軽油	5,000,000	6,500,000	1,500,000	○
	ガソリン	500,000	600,000	100,000	
	合計	5,500,000	7,100,000	1,600,000	
鋼材類	異形棒鋼	5,000,000	7,000,000	2,000,000	○
	H形鋼	1,000,000	1,400,000	400,000	
	合計	6,000,000	8,400,000	2,400,000	
スライド額 $S = 1,600,000 + 2,400,000 - 1,100,000 = 2,900,000$					

注) 価格は税込み

※対象となる品目の考え方は1-3-2 スライド額の算定の対象とする品目による。

② 実際の購入金額が $M_{鋼}^{変更}$ 、 $M_{油}^{変更}$ 又は $M_{材料}^{変更}$ を下回る場合について

- ・受注者が、2-5、3-5、4-5の規定に基づき、各対象材料を実際に購入した際の代金額を品目毎に合計した金額(消費税等相当額を含む。)を算定し、これら実際の購入金額が $M_{鋼}^{変更}$ 、 $M_{油}^{変更}$ 又は $M_{材料}^{変更}$ を下回る場合にあっては、上記①のスライド額算定式の規定にかかわらず、 $M_{鋼}^{変更}$ に代えて受注者の鋼材類の実際の購入金額を、 $M_{油}^{変更}$ に代えて受注者の燃料油の実際の購入金額を、 $M_{材料}^{変更}$ に代えて受注者のその他の主要な工事材料の実際の購入金額を用いて、上記①のスライド額算定式によりスライド額を算定する。
- ・なお、実際の購入金額が採用される場合に請負比率を乗じないのは、既に請負比率が乗じられた請負代金額の範囲内で受注者が購入したものにまで請負比率を乗じるのは適当ではないとの考えによるものである。

③ 実際の購入金額が $M_{鋼}^{変更}$ 、 $M_{油}^{変更}$ 又は $M_{材料}^{変更}$ を上回る場合について

- ・受注者が鋼材類、燃料油又はその他の主要な工事材料について、実際の購入金額が適当な購入金額であることを証明する書類を示し、実際の購入金額が適当な購入金額であると認められる場合にあっては、実際の購入金額が $M_{鋼}^{変更}$ 、 $M_{油}^{変更}$ 又は $M_{材料}^{変更}$ を

上回る場合であっても、上記①のスライド額算定式の規定にかかわらず、 $M_{\text{鋼材}}^{\text{実際}}$ に代えて受注者の鋼材類の実際の購入金額を、 $M_{\text{燃料油}}^{\text{実際}}$ に代えて受注者の燃料油の実際の購入金額を、 $M_{\text{材料}}^{\text{実際}}$ に代えて受注者のその他の主要な工事材料の実際の購入金額を用いて、上記①のスライド額算定式によりスライド額を算定する。その際、 $M_{\text{鋼材}}^{\text{当初}}$ に代えて受注者の鋼材類の当初想定した金額を、 $M_{\text{燃料油}}^{\text{当初}}$ に代えて受注者の燃料油の当初想定した金額を、 $M_{\text{材料}}^{\text{当初}}$ に代えて受注者のその他主要な工事材料の当初想定した金額を用いるものとする。

- ・受注者の当初想定した金額とは、入札時に想定していた金額を示し、証明書類として③2)に示された書類を提出するものとする。ただし、本マニュアルP13(大幅に乖離している場合の確認時の留意事項)により、追加提出を求める場合、提出された「①当初取り交わした書面」に示された金額を入札時に想定していた金額として取り扱う。なお、提出された想定金額が設計時点における金額より安価の場合は、設計時点における金額を適用するものとする。
- ・なお、実際の購入金額が採用される場合に請負比率を乗じないのは、上記②と同様である。
- ・この場合におけるスライド額算定の手順は以下のとおりとする。

(参考フローは別紙－1参照)

#### 1) 受注者からの申し出

- ・受注者は実際の購入金額により価格変動後の金額を算定することを希望する場合は、対象品目及び対象材料を発注者に申し出るものとする。その際、受注者は対象材料毎に実際の購入金額の単価が実勢価格の単価(請負比率考慮)を上回ることを確認するものとする。
- ・受注者から申し出があった場合、発注者は対象材料の当該地域における価格上昇の状況やその原因等について受注者から情報提供を求めるものとする。

#### 2) 実際の購入金額が適当な購入金額であることを証明する書類

- ・実際の購入金額が適当な購入金額であることを証明する書類は、購入実績を証明する書類に加え、原則として、当該地域での市場取引価格が確認できる2社以上の見積りとする。その際、実際の購入先の見積りは含まないものとする。
- ・受注者の当初想定した金額を確認するための資料は下記による。

想定した金額が確認出来る契約書等(当初金額算定時に契約を行っていない場合は、見積書とする。なお、見積書を提出する場合は、様式－8の証明書を添付する。)

当初想定した金額が確認出来る契約書等(見積書)の提出が困難な場合は、実際の購入金額が確認出来る書類が提出されていても、実勢価格にて価格変動後の金額を算定するものとする。

#### <実際の購入金額の見積りの留意事項>

- ・見積りの提出は、工期内の代表的な月(1ヶ月以上)とし、工事全期間の提

出は要しない。

- ・見積りの有効期間は、実際の購入金額の単価と比較するため、実際に「現場に搬入された月もしくは購入した月」を含むものとする。
- ・見積りは取引価格による金額として提出を要請する。
- ・設計価格として提出された見積書については、市中における取引状況等（実勢価格帯）の確認のため、様式－8の証明書を提出する。（設計価格とは、「公表価格」又は「希望小売価格」をいう。）
- ・地域条件や工事材料の性質等で購入先以外から見積りを収集することができない場合や、購入先を含まない見積りが1社となる場合は、メタサーチサイト等により、当該材料の取扱業者等の所在地により近隣で対応可能な業者が限られることを確認したうえで、実際の購入先への注文時の見積りも含めるものとする。  
（「近隣」については、生コンクリートを例にすると、日平均気温が25度以上の場合は運搬時間が1時間半以内の地域とする等、工事材料の性質に応じて設定する。）

### 3) 価格変動後の金額の算定

#### ＜第1段階＞

- ・受注者から提出された見積りから地域の材料価格の傾向と実際の購入金額での検討を行うことの妥当性を確認する。
- ・具体的には、対象材料毎に実際の購入金額の単価と2社以上の見積り単価を比較し、実際の購入金額が最も安価であることを確認する。
- ・確認にあたっては、材料が現場に搬入された月もしくは材料を購入した月のうち、代表的な月（1ヶ月以上）の単価で確認する。
- ・第1段階において、実際の購入金額が最も安価であることを確認した材料は第2段階に移行する。実際の購入金額が最も安価とならない材料については、実勢価格にて価格変動後の金額を算定するものとする。

#### ＜第2段階＞

- ・材料毎に工事全体期間を対象に実際の購入金額の単価と実勢価格の単価（請負比率を考慮）を比較して実際の購入金額の妥当性を確認する。
- ・妥当性の目安は、実勢価格の単価（請負比率を考慮）+30%とする。  
（確認時の留意事項）
  - ・複数の月に現場へ搬入・購入した場合の実勢価格の単価（請負比率を考慮）は、各搬入月の単価を搬入・購入月毎の搬入数量で加重平均した単価とする。実際の購入金額の単価についても同様に購入単価を搬入・購入月毎の搬入数量で加重平均した単価とする。
  - ・実勢価格の単価は以下のとおりとする。
    - ・鋼材類：「現場に搬入された月」の物価資料の価格

(請負比率考慮)

- ・燃料油:「購入した月の翌月」の物価資料の価格

(請負比率考慮)

- ・その他主要な工事材料:鋼材類に準じるものとするが、燃料油のように契約と購入がほとんど同時期に行われる材料については燃料油に準じる

- ・実際の購入金額の単価が、実勢価格の単価(請負比率を考慮)+30%以内である場合は、実際の購入金額の単価は概ね材料価格の上昇傾向と合致していると判断し、実際の購入金額にて価格変動後の金額を算定するものとする。
- ・なお、実勢価格の単価(請負比率考慮)の+30%は発注者として妥当性を確認するためのものであり、+30%を超えても妥当性が確認されれば採用可能とし、受注者から提出された証明書類の金額が実勢価格に対し大幅に乖離している場合は、発注者は特別に考慮すべき価格変動要因がないかを確認する。

(大幅に乖離している場合の確認時の留意事項)

- ・営繕工事においては、見積書は設計価格として提出されることが多く、官側が取引価格の実態を把握して、取引価格が適正かどうかを判断することは困難な状況である。よって、実勢価格に対して大幅に乖離している場合の確認において、単品スライドは資材の急激な高騰を受けた清算的な変更の趣旨から、下請側(納入メーカー)の請求に基づいた価格上昇分の費用が、関係法令に基づいた元請と下請の契約書類において、明確に確認できることを判断の基準とするものとする。

追加提出を求める書類

【建設業法の下請契約に基づく場合】

- ・建設業法第19条に基づく書面

① 当初取り交わした書面(見積書は不可)

② 急激な資材価格の高騰を受け変更を行った際の書面

※書面に示された請負代金の額が確認できる明細を合わせて添付するものとする。

※②の書面について、契約書等の提出が困難な場合は、見積書を提出する。見積書の場合は、様式-8の証明書を提出する。

【下請代金支払遅延等防止法に基づく契約の場合】

- ・下請代金支払遅延等防止法第3条に基づく書面

① 当初取り交わした書面

② 急激な資材価格の高騰を受け変更を行った際の書面

- ・発注者による確認の結果、証明書類の金額の妥当性を確認できない場合は、実勢価格によりスライド変動額を算定するものとする。

- ・追加提出された証明書類を発注者にて確認した結果、証明書類の金額の妥当性を確認できない場合は、実勢価格によりスライド変動額を算定するものとする。

#### 4) 減額変更の場合

- ・発注者が減額変更を請求した場合で発注者が算定したスライド額に対し受注者が異議を申し立てたときも同様の取り扱いとする。

### 1-5-2 出来高部分払いを行った場合の対象数量について

- ・既済部分について出来高部分払いを行っている場合は、当該既済部分払いの対象となった出来高部分に係る数量を除いた数量を対象数量とする。

- ・出来高部分に係る数量の算出方法は、次のいずれかとする。

- ① 出来高部分について再積算を実施して出来高に該当する金額を算出した資料より、出来高部分に該当する数量を算出。
- ② 部分払い対象となった請負代金額相当額と請負代金額との割合に、対象数量を乗じることで概算的に数量を算出。\*

※部分払い時の支払い額は、出来高に該当する請負代金額相当額の9割以下とされており、「部分払い時の支払額＝部分払い対象となった請負代金額相当額」ではないので注意すること。

### 1-6 全体スライド条項及びインフレスライド条項併用時の特例

- ・全体スライド条項及びインフレスライド条項のみによるスライド額を算定の上で、その対象とはならない価格上昇を単品スライド条項で反映することは可能。
- ・全体スライド条項及びインフレスライド条項と単品スライド条項とを併用した期間においては、単品スライド条項の変動前の単価は全体スライド条項及びインフレスライド条項の適用日の単価を用いるものとし、単品スライド条項に係る受注者負担は求めない。
- ・単品スライド条項の発動の可否を判断するために1%を乗じる請負代金額には、全体スライド条項及びインフレスライド条項のスライド額を含む。

- ・全体スライド条項及びインフレスライド条項は、材料価格を含む物価や賃金等の変動に伴う価格水準全般の変動について対応するものであることから、単品スライド条項の適用となっている材料を含めて、まず全体スライド条項及びインフレスライド条項によるスライド額を算出することが基本となる。その上で、全体スライド条項及びインフレスライド条項との重複を防止するため、全体スライド条項及びインフレスライド条項の対象とした数量については、変動前の単価を全体スライド条項及びインフレスライド条項の適用日の単価として単品スライド条項のスライド額を算出することとなる。
- ・また、全体スライド条項及びインフレスライド条項と単品スライド条項とをそれぞれ単

独で考えれば、前者においては請負代金額における残工事費の1.5%もしくは1%、後者においては請負代金額の1%、それぞれで受注者の負担が生じることとなる。両スライドのルールをそのままそれぞれ適用した場合には、受注者にリスクを重複して負担させることになり、結果的にリスク負担が過大なものとなる。

- このような過大なリスク負担を回避するため、単品スライド条項のみが適用される期間においては当該期間の工事費の1%を受注者の負担とするが、全体スライド条項及びインフレスライド条項と単品スライド条項が併用されている期間においては、全体スライド条項及びインフレスライド条項の適用により受注者が負担する請負代金額における残工事費の1.5%もしくは1%をもって既に単品スライド条項に係るリスク負担がなされているとの考え方にに基づき、単品スライド条項に係る1%分の負担を求めないこととした。

(全体スライド時には1.5%の受注者負担、インフレスライド時には1%の受注者負担を適用し、単品スライドでは受注者負担を考慮しない)

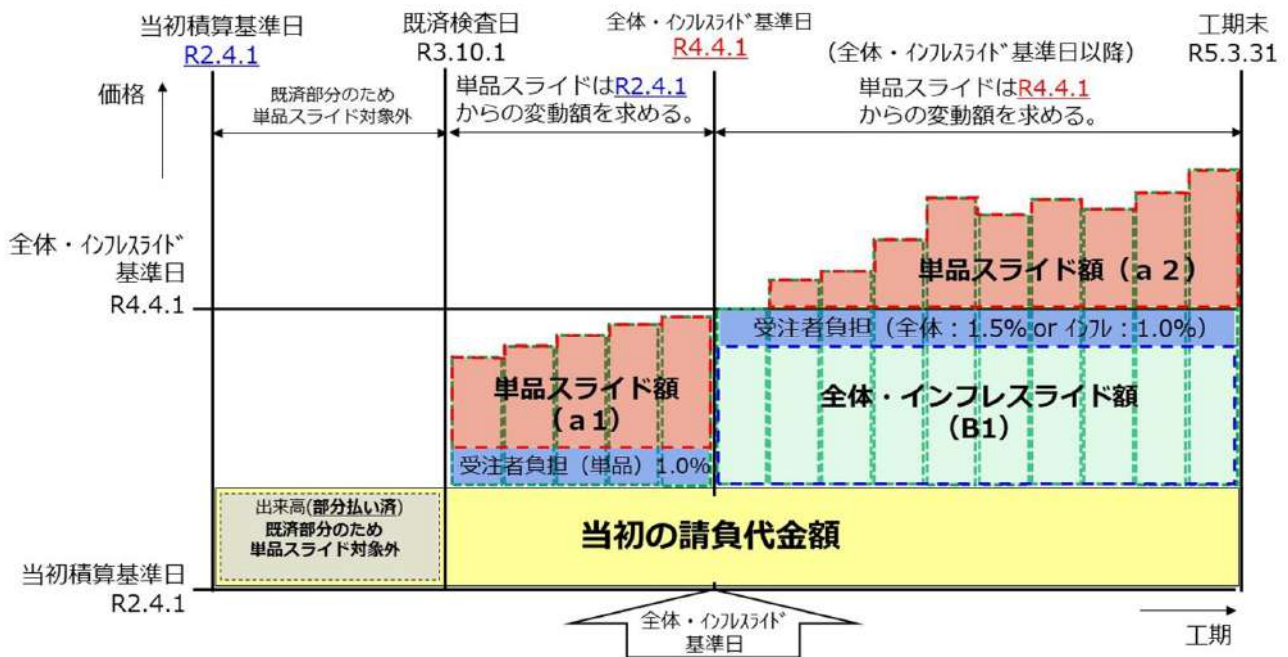
- ただし、1-4で述べたように、単品スライド条項に係る請負代金額は基本的には最終的な請負代金額であるため、単品スライドの適用可否を判断するために1%を乗じる請負代金額は、全体スライド条項及びインフレスライド条項に係るスライド額を含む変更後の総価とする。

### 全体・インフレスライドと単品スライドの併用(請負代金額・受注者負担の例)

(全体イメージ)



注) 1-4のとおり、単品スライド条項の請負代金額は、最終的な全体工事費から、部分払いを行った出来高部分や部分引き渡しを行った部分を除いたもの。



注) 全体もしくはインフレーションスライドと併用する場合は、全体もしくはインフレーションスライドに基づく設計変更契約を先に行う。また、変動額算定に用いる当初設計時点の実勢価格は、全体もしくはインフレーションスライドの基準日の単価を用いる。

### 1-7 その他

・情報公開の取り扱いについて

・単品スライドの証明資料について開示請求があった場合には、社内書類も開示する方針である。

## 第2章 鋼材類

### 2-1 対象材料

#### 2-1-1 対象材料の考え方

・H形鋼、異形鉄筋、厚板、鋼矢板、鋼管杭、鉄鋼二次製品、配管用鋼管等、鋼材を主材料として構成されている材料及び鋼材スクラップを対象にする。(1-3-1 参照)

・ただし、鋼材類を構成材料の一部とする製品(鋼製建具やコンクリート二次製品)等や、価格変動の要因が鋼材とは異なる非鉄金属材料は、品目としての鋼材類には含まない。(1-3-1 参照)

- ・鉄鉱石や石炭等の原材料の高騰を要因として、鋼材の価格が短期間で急激に変動することがあり得ることから、鋼材を主材料として構成されている材料を対象としたものであり、具体的には、いわゆる鋼材類(H形鋼、異形鉄筋、厚板、鋼矢板、鋼管杭等)の他、鉄鋼二次製品、配管用鋼管、スクラップ等を対象とする。
- ・しかしながら、鋼材類を一部に含むコンクリート二次製品等については、その中に含まれる鋼材類に係る部分のみを分離して価格を算出することが困難であることから、対象材料とはしない。(しかしながら、設計図面に配筋図等が明記されているなど、その必要数量が明らかになっており、かつ、単価・購入価格、購入先及び搬入時期が証明されること等により変動額の妥当性が客観的に評価できれば、対象材料となる可能性が排除されるものではない。)
- ・なお、非鉄金属(アルミニウム、鉛、金、銀、銅、ニッケル等)は価格変動の要因が鋼材のそれとは異なることもあり、単品スライドの対象とする場合は鋼材類には含まず、「その他の主要な工事材料」として整理するものとする。
- ・1-3-1 の分類について、疑義がある場合は、受発注者間で協議の上決定する。

#### 2-1-2 その他市場単価の扱い等

##### ① 市場単価

・鋼材類に係る市場単価は、下表のとおりである。

- ・下表「取扱い」欄が①の市場単価については、施工手間のみの市場単価のため、単品スライド条項との関連はない。
- ・下表「取扱い」欄が②の市場単価については、単位施工当たりが必要となる材料や労務等に係る費用が一括された単価として物価資料に掲載されている。一括された単

価であるため、材料費のみ、抽出することは困難である。ただし、設計図書により材料仕様や鋼材使用数量等が明確に把握できる場合は、その材料数量については対象とすることができる。この場合、市場単価に代えてその材料の実勢価格を変動前、変動後の価格として変動額を算出するものとする。なお、購入価格、購入先及び購入時期が証明されることが必要であるのは、市場単価以外の場合と同様である。

管轄工事における鋼材類に関する市場単価

工種	市場単価工種	工事材料	規格	取扱い
建築工事	鉄筋工事	鉄筋加工・組立、鉄筋圧接	鉄筋加工・組立、鉄筋圧接	①
電気設備工事	配管工事	鋼材類	ねじなし電線管、ケーブルラック、位置ボックス、プルボックス、2種金属線び	②
機械設備工事	ダクト設備工事	鋼材類	ダクト(低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧チャンバー類)	②

## ② 賃料・損料(リース料金)等の取り扱い

・鋼材類の賃料・損料についても対象とすることができる。

・リース契約の鋼材類についても、同一要因による鋼材の価格上昇に伴って、リース料や不足弁償金の上昇があり得ることから、購入する場合と同様に対象とすることとする。なお、一度リース契約を結んだものは契約途中でその価格が変更されることはないため、当該材料のリースを始めた月の価格とする。また、複数の月でリースを開始している場合は、他の材料と同様にその数量に応じて加重平均することにより算出した単価に対象数量を乗じることなど、当初及び変更後の価格の設定については注意が必要である。

## 2-2 対象数量

・対象数量は、原則として発注者の予定価格内訳書の数量を対象とする。予定価格内訳書の異形鉄筋やH形鋼等の数量については、加工によるロス等を加味した所要数量となっているが、当該数量を対象数量とする。なお、この場合においては、同一科目内に計上されている「スクラップ」についても適切に処理する。

### ① 予定価格内訳書に数量の記載がある場合の取扱い

・対象数量について、受注者が購入価格、購入先及び購入時期について、証明できない場合は、当該材料はスライドの対象としない。

- ・ 予定価格内訳書の数量は契約上の数量ではないが、受注者の数量疑義に対して適切に協議を行う取り組みとして、入札時積算数量書活用方式を適用し数量を協議の対象として手続きを行っていることから予定価格内訳書の数量を対象数量として取り扱うものとする。
- ・ 入札時積算数量書活用方式を適用しない発注工事においては、対象数量の取り扱いを受発注者の協議により決定する。
- ・ 予定価格内訳書の異形鉄筋やH形鋼等の数量については、加工によるロス等を加味した所要数量となっているが、当該数量を対象数量とする。
- ・ なお、積算上、異形鉄筋等については、ロス分を含む所要数量で材料費を計上し、ロス分を除いた設計数量で加工・組立費用を計上している。鋼材と同一科目内に計上されている「スクラップ」については、所要数量から設計数量を差し引いた差分の一部をスクラップとして売却する費用となっている。異形鉄筋数量については、所要数量を対象数量とすることを原則としていることから、スクラップも対象材料として売却金額の上昇分を計算に含めることにより、変動額を適切に設定することが必要である。よって、発注者は受注者に対してスクラップについても対象材料とするよう申し入れるものとする。協議が成立しない場合は、対象数量の設定方法の見直し(例えば、ロス率が見込まれる所要数量を、ロス率を見込まない設計数量とする等)や、スクラップを対象材料として単価の適切な設定(スクラップの単価は、実勢価格の工期の平均値と、受注者が当該工事に該当するとして一部提出したスクラップの売却単価の最大値との高い方の値)などの措置を講じる

## ② 予定価格内訳書に一式で計上されている数量の取扱い

- ・ 予定価格内訳書に一式で計上されている仮設工事などを対象とする。仮設工事などについて受注者からの請求があった場合は、予定価格内訳書の数量を対象数量とすることを基本とする。

## 【メモ】営繕工事における数量書とは？

単品スライド運用通達において、「営繕工事における対象数量は数量書に記載された数量」とされている。ここで数量書とは、「入札時積算数量書と入札時積算数量書別紙明細」であり、予定価格内訳書から単価及び金額を削除編集した資料である。よって、数量書と予定価格内訳書の細目項目や数量等の内容は同一のものである。

証明された数量と対象数量の考え方

証明数量 < 予定価格内訳書の数量	→ 当該材料は基本的に対象材料とならない※
予定価格内訳書の数量 < 証明数量	→ 対象材料。対象数量は予定価格内訳書の数量

注) 証明数量: 受注者から証明された数量

※ 予定価格内訳書の数量(所要数量)を対象数量とすることを基本としているが、受注者側のスクラップ数量が明確にならず、協議が成立しない場合、対象数量の扱いは下記によることが出来る。

設計数量 ≤ 証明数量 ≤ 予定価格内訳書の数量	→ 対象材料。対象数量は証明数量
--------------------------	------------------

注) 設計数量: 公共建築数量積算基準 第1編2(2)1)により、発注者が予定価格内訳書の数量を算出する際に数量算出書に計上された数量とし、発注者より提示する。

③ 減額変更する場合の取り扱い

- ・ 減額変更する場合において、発注者が有する情報に基づき変動後の価格を算定する場合は、発注者の予定価格内訳書の数量を対象数量とする。
- ・ 発注者が算定したスライド額に対し受注者が異議を申し立てたときの数量の取り扱いは上記①、②に準じるものとするが、証明数量が予定価格内訳書の数量を下回る場合(証明数量 < 予定価格内訳書の数量)は、発注者の予定価格内訳書の数量を対象数量とする。

④ その他

- ・ 既済部分払いを行っている場合は、当該既済部分払いの対象となった出来高部分に係る数量を除いたものを対象数量とする。
- ・ 予定価格内訳書の数量に含まれる鋼材スクラップの売却益(マイナス控除額)については、対象品目に合わせて単品スライドの対象として取り扱うものとする。なお、鋼材スクラップの売却益については検収が困難であることから、実勢価格での算定を基本とし、実際の売却額とはしない。

### 2-3 受注者への確認事項

- ・鋼材類は、材料の取引形態に照らし対象数量全量の搬入等の時期、購入先、単価・購入価格を確認することが可能であるため、それが証明できる納品書、請求書、領収書の提出を受注者に求めること。
- ・増額変更において、必要な書類が提出されないなど具体的な証明がなされない場合は、その材料は単品スライド条項の対象材料としない。
- ・減額変更において、異議申し立てがない場合や、異議申し立てがあり必要な書類が提出されないなど具体的な証明がなされない場合は、発注者が算定したスライド額を請負代金額の変更額とする。
- ・ただし、鋼材類を実際に購入した際の単価及び購入先を証明する書類を受注者が提出し難い事情があると認められる場合においては、当該対象材料の搬入等の月及び数量を証明する書類の提出を求めるものとする。

#### ① 基本事項

- ・単品スライド条項は、対象とする材料が当初の想定と比べ、実際に購入した時期に著しく価格が変動したために請負代金額の変更をしようとするものであるため、この条項に基づくスライド額の算定に当たっては、実際の購入時期や購入価格が受注者によって証明されることが前提となる。
- ・このため、材料の取引形態に照らし数量、価格等の入手実態が明確な鋼材類については、対象数量全量の搬入等の時期、購入先及び購入価格を証明する書類として、納品書、請求書、領収書の全てを提出してもらい、購入実態を的確に把握することが必要である。（ミルシートは鋼材類の品質を証明する書類であり、当該工事で購入した材料の数量等を証明できない場合があるが、当該工事の数量、納品時期が証明できる場合は、納品書に替えることができる。）
- ・下請企業等が購入している場合は、その企業の書類（納品書、請求書、領収書）で問題ないが、施工体制台帳等で当該企業がその工事に従事していることを別途確認すること。
- ・必要な証明書類が提出されない場合や提出された書類の信憑性がない場合など、現場への搬入時期等を確認できない材料は単品スライド条項の対象材料としない。これは、品目毎に実勢価格を用いて算出した変動後の価格と実際の購入価格のどちらか安い方の金額を採用することとしているが（1-5-1参照）、鋼材については購入価格と数量を証明することが可能であるため、実際の購入価格が安い場合でも書類の提出を義務づけることによって、スライド額が実際よりも高いものとなることを回避する意味がある。ここでいう材料とは規格毎の材料という意味であり、搬入時期等を確認できない材料があったとしても規格が異なる他の材料まで単品スライド条項の対象材料としないという趣旨ではない。
- ・ただし、例えばメーカー等から鋼材類を購入する際に購入先との基本契約で購入価格を漏洩しない旨を契約条項として設定している場合など、実際に購入した際の単価及び購入先を証明する書類を受注者が提出し難い事情があると認められる場合にお

いては、購入先や単価等の証明書類を省略し、当該対象材料の搬入等の月及び数量を証明する書類の提出を求めるものとする。この場合、実際に購入した際の単価は、搬入等した月の実勢価格(対象材料を複数の月に現場へ搬入等した場合にあつては、搬入した月毎の実勢価格を搬入した月毎の搬入数量で加重平均した価格)を用いてスライド額を算定することができる。

② 予定価格内訳書に一式で計上されている仮設工事等の取り扱い

- ・予定価格内訳書に一式で計上されている仮設工事等に対する請求があり、かつ、受注者の実際の施工が発注者の想定と異なる場合は、受注者の施工に必要なとなった材料の搬入時期を証明する書類をもって証明できることとする。

③ 鋼材類の「搬入」の取り扱い

- ・鋼材類の「搬入」とは、工事現場に直接搬入される場合のみならず、工場に直接搬入される場合もあるが、その場合の搬入時期は工場に搬入される時期とする。

④ 減額変更する場合の取り扱い

- ・減額変更する場合においては、施工計画書に定められている計画工程表等の発注者が有する情報に基づき変動後の価格を算定することとするため、受注者に対し、受注者が対象材料を実際に購入した際の数量、単価及び購入先並びに当該対象材料の搬入等の月を証明する書類の提出は求めないものとする。
- ・ただし、発注者が算定したスライド額に対し受注者が異議を申し立てたときは、発注者は受注者に対し、受注者が対象材料を実際に購入した際の数量、単価及び購入先並びに当該対象材料の搬入等の月を証明する書類の提出を求めるものとする。

(納品書の例)

**出荷伝票**

2021.07.07 11:47

株式会社

株式会社 道路建設

15T平

品名	製		品		スクラップ		合		計	
	長さ	数量	長さ	数量	長さ	数量	長さ	数量	長さ	数量
H-300X300X10/15	1.00	2					2	2.00		0.186
加工プレート PL-12X100X400	3.77	12					12	45.24		0.045
L-130X130X12	10.00	3	5.50	3	5.00	3	33	133.50		3.124
	3.00	24								

品名	製品数量	スクラップ数	合計		品名	製品数量	スクラップ数	合計	
			数量	重量				数量	重量
F10T-M22X60	120		120	0.094	F10T-M22X105	40		40	0.028
F10T-M22X65	440		440	0.238	トコアングル B-20 L-100x100x10	32		32	0.099
F10T-M22X70	275		275	0.154	トコアングル B-30 L-100x100x10	16		16	0.072
F10T-M22X75	350		350	0.200					
F10T-M22X80	350		350	0.207					
F10T-M22X85	135		135	0.081					
F10T-M22X90	90		90	0.056					

製品総重量 4,551 スクラップ総重量 0,000

備考 積合せあり 2021/7/8 7:00

出荷完了

担当者

(請求書の例)

株式会社

御中

請求日 2021/7/31

TEL FAX

**請求書内訳書**

今回請求金額 **5,524,676円**

毎度お引き立て賜り有難くお礼申し上げます。  
 さて、納品のお代金右記の通りになりますので  
 下記明細を御確認の上、お支払い賜りますよう  
 お願い申し上げます。

日付	品名・規格		数量	総数量	単価	金額
伝票番号	納入日	御注文者	納入先	摘要		消費税等
2021/7/6	2021/7/7	溝形鋼 C200×80×7.5	5m:2 3m:2	0.394 t	102,612	40,390
2021/7/6	2021/7/7	H形鋼 H400×400×13/21	10m:2 5.5m:3 4.5m:1	7.052 t	112,687	79,669
2021/7/6	2021/7/7	T型ハイテン S10T 22×70	165	0.086 t	365,553	31,438
2021/7/6	2021/7/7	T型ハイテン S10T 22×85	405	0.231 t	365,553	84,443
2021/7/6	2021/7/7	H形鋼 H400×400×13/21	10m:1 7.5m:1	3.010 t	112,687	339,188
2021/7/6	2021/7/7	加工プレート PL16×450×450	8	0.203 t	197,553	40,103
						4,010

## 2-4 単価(実勢価格の算定)

### 2-4-1 変動前の価格の決定方法

・変動前の価格を算出するための単価は、原則として設計時点における単価とする。

・設計時点における単価は、予定価格を算出する際に用いた単価とする。設計変更を実施した場合も同様に変更金額を算出するために用いた単価とし、新規工種については発注者の指示時点の単価とする。

・一般的に受注者は、自らが当初想定した金額を根拠に単品スライド条項を請求するものと考えられるが、受注者の想定した金額の妥当性を客観的に証明することは実態上困難であることから、変動前の価格は原則として発注者が設定した金額とするものである。

### 2-4-2 変動後の実勢価格の決定方法

・価格変動後の価格の算定に用いる実勢単価は、対象材料が現場に搬入された月の物価資料の価格とする。

・物価資料に掲載されていない材料は、当初積算時の類似単価の物価変動率により算定することができる。ただし、当該材料等の工事費全体に占める割合が大きい場合は、別途考慮する。

#### ① 物価資料等により実勢価格を設定する場合

・鋼材類の販売形態は、「ひも付き」といわゆる「店売り」に区分され、それぞれ毎に物価資料等に掲載されている。

・ひも付きの鋼材類の場合、一般的に鉄鋼メーカーから現場や工場に納入される2ヶ月前におおむね購入契約が行われていることから、その結果は現場に搬入された月と同月の物価資料等に実勢価格として掲載されている。

・一方、店売りの場合は、納入の概ね1ヶ月以上前に購入契約は完了しており、その結果は現場に搬入された月と同月の物価資料等に実勢価格として掲載されている。

時期	6月	7月	8月
資材調達 (ひも付き)	● 契約(価格決定)		←→ 現場搬入
資材調達 (店売り)		● 契約(価格決定)	←→ 現場搬入
価格調査 の流れ	.....  調査期間		8月号

## ③ 特別調査や見積り等による場合

- ・当初積算が特別調査や見積りによる材料など、既存の物価資料に価格が掲載されていない場合は、過去の価格に遡って特別調査や見積りを実施することが困難であることから、当初積算時の類似資材の物価変動率により算定することができる。ただし、当該材料等の工事費全体に占める割合が大きい場合は、発注者による見積りの収集、近隣工事における資材の調達状況の確認、また、特別調査により単価設定している場合は特別調査を行った調査機関への問い合わせを行う等により、別途考慮する。

## ③ 減額変更する場合の取り扱いについて

- ・減額変更する場合において、発注者が有する情報に基づき変動後の価格を算定する場合は、施工計画書に定められている計画工程表等の情報に基づき当該対象材料の搬入等の月及び月毎の搬入数量を設定する。

## 2-4-3 変動後の実勢価格の算出方法

- ・月毎の搬入数量に応じて加重平均して算出した価格に、対象数量を乗じて算出する。

・価格変動後の価格を算定する場合には、各月毎の数量が必要となるが、購入時期までを拘束していない設計書の性格上、発注者は対象数量の月毎の内訳を想定することが困難である。このため、受注者が実際に材料を購入した状況に応じ、複数の月に現場に対象材料が搬入された場合については、加重平均により平均的な単価を決定し、対象数量を乗じて、変動後の価格を算出することとする。

・このような手法を採用するのは、対象数量と購入数量が同じであればどちらの数量を用いても結果に変わりはないが、対象数量と購入数量が異なる場合でも的確に変動後の価格を算出できるようにするためである。

## 2-5 購入価格の評価方法

- ・対象材料における購入数量が対象数量と同数の場合は、実際の購入金額とする。
- ・購入数量が対象数量より多い場合は、「実際の購入金額×対象数量÷購入数量」で算出する。
- ・予定価格内訳書の数量に記載がなく、施工上必要となる鋼材等については、対象としない。

・鋼材類においては、対象材料となる場合は、対象数量より多い数量の搬入時期等が証明された場合である。対象数量と購入数量が同数の場合の購入金額は受注者が実

際に購入した金額とする。しかし、購入数量が対象数量より多い場合は、実際の購入金額のうち、スライド額の算定の対象にできる対象数量にかかる部分のみを購入したと考えた場合の金額である。

## 2-6 変動額の算定

・1-5の算定式に基づき、変動額を算出する。

## 2-7 計算例

(請負比率 95%の工事の場合)

設計単価 (円)	70,000
設計図書の数量 (t)	100

	令和●年4月	令和●年5月	令和●年6月
各月の実勢価格 (円)	74,000	78,000	83,000
購入時の価格 (円)	71,000	75,000	78,000
搬入時の数量 (t)	20	30	50

○価格変動前の金額:  $M_{鋼}^{当初}$

$$= \text{設計時点の実勢価格} \times \text{対象数量} \times \text{請負比率} \times (1 + \text{消費税率})$$

$$70,000 \times 100 \times 0.95 \times 1.1 = 7,315,000$$

○価格変動後の金額:  $M_{鋼}^{変更}$

$$= \text{搬入月の実勢価格(加重平均)} \times \text{対象数量} \times \text{請負比率} \times (1 + \text{消費税率})$$

$$(74,000 \times 20 + 78,000 \times 30 + 83,000 \times 50) \div (20 + 30 + 50)$$

$$\times 100 \times 0.95 \times 1.1 = 8,328,650$$

○実購入額:  $M_{鋼}^{変更}$  (71,000 × 20 + 75,000 × 30 + 78,000 × 50) × 1.1 = 8,327,000

※この場合は、価格変動後の金額 $M_{鋼}^{変更}$ は、実購入額を採用

○変動額 $M_{鋼}^{変更} - M_{鋼}^{当初} = 8,327,000 - 7,315,000 = 1,012,000$

## 第3章 燃料油

### 3-1 対象材料

・ガソリン、軽油、混合油、重油、灯油 とする。

・該当する材料は、ガソリン、軽油、混合油、重油、灯油の5材料とする。例えば、潤滑油など燃料油でないものは対象材料とはしない。

### 3-2 対象数量

#### 3-2-1 対象数量の考え方

・発注者の数量(V)を基本とする。  
 ・発注者の数量(V)に含まれていない、現着単価で設定されている資材や機械の運搬に要する燃料についても、その数量の妥当性が客観的に確認できるものは対象数量とすることができる。

#### ① 発注者の数量(V)にカウントされている数量(発注者の数量(V)内)

・燃料油の数量については予定価格内訳書に明示していないが、発注者の積算において、現場場内の建設機械や場外への運搬のためのダンプ等が稼働する際に必要な燃料油等の費用として単価に含み、計上されている。  
 ・数量(V)は、予定価格内訳書における、燃料油の費用が含まれる単位面積当たり単価を構成する燃料油数量と、当該単価に対応する内訳書数量を数量を乗じた数量とする

#### ② 発注者の数量(V)にカウントされていない数量

・現場に搬入される資材(現着単価で設定されている骨材・生Co・As合材等)や機械等(建設機械・仮設材等(積算上、共通仮設費(率計上部分を含む)として計上されているものを含む)の運搬過程において燃料油が使用されている。この場合、燃料油の価格が分離できない構成で現着の単価や運搬費に含まれているため、対象数量とするためには、その中から燃料油に係る価格等の妥当性について発注者が客観的に確認できることが必要である。つまり、この数量については、価格等の妥当性が証明されることを条件としており、発注者の数量(V)に含まれている数量とは異なり、証明されないものは対象数量とならない。

発注者の数量(V)内  
 a)現場場内建設機械(場外への運搬ダンプ等を含む)及び建設機械運搬車両に使用した燃料類

発注者の数量(V)外

b)現着単価で設定されている各種資材(骨材・生Co・As合材等)の運搬に  
要した燃料類

c)建設機械等(建設機械・仮設材等)の運搬及び分解・組立に要した燃料類

③ 減額変更する場合の取り扱い

- ・減額変更する場合において、発注者が有する情報に基づき変動後の価格を算定する場合は、発注者の数量を対象数量とする。

3-2-2 対象数量の算定方法

- ・使用した燃料油のうち、主たる用途分については、受注者から購入時期や購入先、購入価格等を確認できる書類の提出がなされるものと考えられる。しかしながら、燃料油の使用形態は、非常に多岐にわたる機械で使用されるものであり、発注者の数量(V)の全数量に対して証明書類を求めるのは現実的ではないことから、発注者の数量(V)内としてカウントされている数量については書類による証明がなくとも単品スライド条項の対象数量とすることができる。

発注者の数量(V)内の a)のうち、主たる用途に用いた数量として、受注者からの証明がなされた数量 (V1)

※ただし、証明された数量(V1)が数量(V)を超えている場合は、  
 $V1 = \text{数量}(V)$ とする。 なお、この場合、 $V2 = 0$

発注者の数量(V)内の a)のうち、主たる用途以外に用いた数量として、受注者からの証明がなされなかった数量 (V2)

※V2は受注者の算出した概算数量でよい。  
ただし、【 $V1 + V2 \leq \text{数量}(V)$ 】の範囲内の数量とする。

発注者の数量(V)外の b)・c)の燃料油数量 (V3)

対象数量と受注者の購入数量(証明がなされた数量)を比較し、購入数量が小さい場合は購入数量を対象数量とする。

※対象数量の算定方法については、受発注者の協議により決定するものとする。

3-2-3 その他

- ・既済部分払いを行っている場合は、当該既済部分払いの対象となった出来高部分に係る数量を除いた数量を対象数量とする。

### 3-3 受注者への確認事項

- ・受注者は、請求しようとするスライド対象材料毎に、3-2-1の対象数量の区分(a)～c))毎に購入数量・購入価格等に係る書類を提出することが必要。
- ・増額変更において、必要な書類が提出されない場合など具体的な証明がなされない場合は、対象とはならない。
- ・減額変更において、異議申し立てがない場合や、異議申し立てがあり必要な書類が提出されない場合など具体的な証明がなされない場合は、発注者が算定したスライド額を請負代金額の変更額とする。

#### ① 発注者の数量(V)内の燃料油(現場内建設機械(場外への運搬ダンプ等を含む)及び建設機械運搬車両に使用した燃料油)

- ・購入した燃料類の「購入数量・単価・購入価格・購入時期・購入先」、及び「購入数量を使用した建設機械と実施工程上の整合性」を証明する書類
- ・なお、やむを得ない理由により証明書類が提出できない「主たる用途以外に用いた数量(V2)」については、対象材料計算総括表 [様式-3-1]

- ・この「主たる用途以外に用いた数量」とは、そもそも燃料油は非常に多岐にわたる機械で使用されているものであり、全数量について書類の提出を求めることは現実的ではないため、厳格に用途毎の数量の証明を義務づけることを意図したのではないことに留意されたい。このため、そもそも受注者として保存すべき書類として扱っていなかったため保存していない等のやむを得ない理由で書類が提出できない場合は、対象材料計算総括表を提出してもらうことでよい。
- ・現場内建設機械において、軽油引取税の課税免除の対象となる重機に使用した燃料油の単価については、課税免除価格となっているか確認を行う。

#### ② 発注者の数量(V)外の現着単価で設定されている各種資材(骨材・生Co・As合材等)の運搬に要した燃料油

- ・購入した資材毎に「購入数量・購入価格・出荷元・搬入時期」、及び「運搬費の内燃料代」を証明する書類 [様式-3-2]

#### ③ 発注者の数量(V)外の建設機械等(建設機械・仮設材等)の運搬及び分解・組立に要した燃料油

- ・運搬した機材毎に「運搬機械・出荷元・運搬時期・運搬距離」、及び「運搬費用」、「運搬費の内燃料代」を証明する書類 [様式-3-3]

④ 減額変更の場合の取り扱いについて

- ・減額変更する場合においては、施工計画書に定められている計画工程表等の発注者が有する情報に基づき変動後の価格を算定することとするため、受注者に対し、上記①～③の提出は求めないものとする。
- ・ただし、発注者が算定したスライド額に対し受注者が異議を申し立てたときは、発注者は受注者に対し、上記①～③の提出を求めるものとする。

3-4 単価(実勢価格の算定)

3-4-1 変動前の価格の決定方法

・変動前の価格を算出するための単価は、原則として設計時点における単価とする。

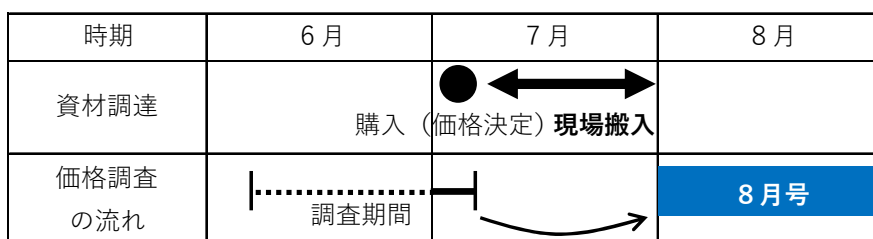
- ・設計時点における単価は、原則として予定価格を算出する際に用いた単価とする。設計変更を実施した場合も同様に変更金額を算出するために用いた単価とし、新規工種については発注者の指示時点の単価とする。設計変更を行った場合、特に燃料油は、同じ材料でも複数の時点の単価が設定されている場合が多いので注意が必要である。
- ・鋼材類の場合と同様に、原則、変動前の単価は発注者が当初設定した単価とする。

3-4-2 変動後の実勢価格の決定方法

- ・証明書が提出された対象数量に関する価格変動後の価格の算定に用いる実勢単価は、対象材料を購入した翌月の物価資料の価格とする。
- ・証明書が提出されていない場合には、工事期間の平均値(工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各月における実勢価格の平均)とする。

① 基本事項

- ・燃料油は、鋼材類とは異なり、契約と購入がほとんど同時期に行われるものであるため、現場で購入した翌月の物価資料等を実勢価格として掲載されている。
- ・ただし、対象材料の購入が工期末の月の場合、当該月の物価資料の価格を実勢価格とするものとする。



対象数量と単価の決定方法について

	発注者の数量 (V)	発注者の数量外	単価の決定方法 (P')
証明書類の提出により、証明された数量	対象数量①の(V1) ※実際の証明数量が発注者の数量以上の場合： $V1=V$	対象数量 ②・③ (V3)	各月の購入数量と実勢価格による加重平均とする
やむを得ない理由により証明書類が提出されない数量	対象数量①の(V2) $V2=V-V1$ ※実際の証明数量が発注者の数量以上の場 : $V2=0$		契約の翌月から工期末の前々月までの実勢価格の平均とする

※実勢価格 : 購入月の翌月の「物価資料等」の価格

② 減額変更の場合の取り扱いについて

- ・減額変更する場合で、発注者が有する情報では購入月毎の購入数量が判断できない場合にあっては、工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各月における実勢価格の平均価格とする。

3-4-3 変動後の実勢価格の算出方法

・発注者の数量内の証明された対象数量(V1)及び発注者の数量外の資材や機材等の運搬に係る実際の燃料油に係る対象数量(V3)にそれぞれ毎の購入数量に応じて加重平均処理された単価を乗じたものと、証明されていない対象数量(V2)に工事期間中の平均単価を乗じたものとを合計して、変動後の実勢価格を決定する。

- ・燃料油について、3-2のとおり様々な対象数量の設定方法があるため、その数量に応じて設定した単価をそれぞれ毎の数量に乗じて合計額を算出する。
- ・なお、V1、V2、V3が混在する場合、それぞれの数量にあたる価格を加重平均し、対象数量を乗じて算出することと同意義である。

### 3-5 購入価格の評価方法

- ・証明された購入数量が、3-2-2の対象数量(V1およびV3)以上であった場合は、実際の購入金額のうち、対象数量分のみの金額とする。
- ・証明されなかった数量(V2)については、3-4-2に基づき、発注者と同様に、工事期間の平均価格(契約の翌月から工期末の前々月迄の実勢価格の平均価格)にV2を乗じた額とする。

- ・受注者によって証明された購入数量が対象数量より多い場合は、実際の購入金額のうち、スライド額の算定の対象にできる対象数量のみを購入したと考えた場合の金額を購入金額とすることは、鋼材類と同様である。
- ・証明されなかった数量については、受注者もその単価を明確に把握しているとは言い難いため、単価は発注者が設定する手法と同等の手法にて算出することとする。

### 3-6 変動額の算定

- ・1-5の算定式に基づき、変動額を算出する。(鋼材類と同様)

### 3-7 算出方法

3-2-2に記載したとおり、算出した資材や機材等の運搬に係る燃料油の合計値(V3)よりも、該当する資材や機材等の運搬に係る実際の燃料油の購入数量の方が少ない場合は、V3は実際の購入数量とする。

#### 3-7-1 機材運搬に係る燃料油の算出方法

##### ① 共通仮設費に計上される運搬費

- ・共通仮設費率に含まれる運搬費 …… 単品スライド条項対象
  - ・積上げ項目による運搬費 …… 単品スライド条項対象
- 1) 重建設機械の分解、組立及び輸送に要する費用  
標準歩掛り等を基に算出する。

## 第4章 その他の主要な工事材料

### 4-1 対象材料

#### 4-1-1 対象材料の考え方

・アスファルト類、コンクリート類等の鋼材類、燃料油以外の主要な工事材料を対象とする。主要な工事材料について原材料、生産主体及び機能・使用部位といった観点から品目毎に分類を行う。(1-3-1 参照)

・主要な工事材料について、1-3-1の品目分類に基づき、工事毎に対象材料を受発注者間の協議により決定するものとする。

#### 4-1-2 その他市場単価等

##### 市場単価

・鋼材類以外の市場単価は、下表のとおりである。

- ・下表「取扱い」欄が①の市場単価については、施工手間のみの市場単価のため、単品スライド条項との関連はない。
- ・下表「取扱い」欄が②の市場単価については、単位施工当たりが必要となる材料や労務等に係る費用が一括された単価として物価資料に掲載されている。一括された単価であるため、材料費のみ、抽出することは困難である。ただし、設計図書により材料仕様や使用数量等が明確に把握できる場合は、その材料数量については対象とすることができる。この場合、市場単価に代えてその材料の実勢価格を変動前、変動後の価格として変動額を算出するものとする。なお、購入価格、購入先及び購入時期が証明されることが必要であるのは、他の材料の場合と同様である。

営繕工事におけるその他の主要な工事材料に関する市場単価

工種	市場単価工種	工事材料	規格	取扱い	
建築	土工事	根切り、埋戻し		①	
	コンクリート工事	打設手間、ポンプ圧送		①	
	防水工事		アスファルト防水		②
			シーリング		②
			防水入隅処理(コーナーキャント)		②
	金属工事	軽量鉄骨下地		②	
	左官工事		左官		②
			吹付		②
			防水入隅処理(入隅面モルタル)		②
	建具工事	ガラス類		②	
	塗装工事	塗装類		②	
	内外装工事	内装床類		②	
	内外装工事	内装ボード類		②	
電気設備工事	配管工事	防火区画貫通処理(ケーブルラック、金属管用)		②	
	配線工事		絶縁電線	②	
			絶縁ケーブル	②	
	接地工事	接地極		②	
	動力設備工事	電動機その他接続材料		②	
雷保護設備工事	接地埋設標		②		
機械設備工事	保温工事	保温類	保温材(配管用、ダクト用及び消音内貼)	②	

## 4-2 対象数量

- ・鋼材類以外の主要な工事材料についても、原則、発注者の予定価格内訳書の数量を対象とする
- ・予定価格内訳書に一式で計上されている工種は、発注者の予定価格内訳書の数量を対象数量とすることを基本とする。

### ① 基本事項

- ・鋼材類以外の主要な工事材料についても、原則、発注者の予定価格内訳書の数量を対象数量とする。この数量について受注者が購入価格、購入先及び購入時期について証明できない場合は、当該材料はスライドの対象としない。

#### 証明された数量と対象数量の考え方

証明数量 < 予定価格内訳書の数量	→ 当該材料は基本的に対象材料と ならない※
予定価格内訳書の数量 < 証明数量	→ 対象材料。対象数量は予定価格内 訳書の数量

注) 証明数量: 受注者から証明された数量

※ 予定価格内訳書の数量を対象数量とすることを基本としているが、木材など所要数量の計上のため、協議が成立しない場合、対象数量の扱いは下記によることが出来る。

設計数量 ≤ 証明数量 ≤ 予定価格内訳書の数量 → 対象材料。対象数量は証明数量

注) 設計数量: 公共建築数量積算基準 第1編2(2)1)により、発注者が予定価格内訳書の数量を算出する際に数量算出書に計上された数量とし、発注者より提示する。

### ② 予定価格内訳書に一式で計上されている工種の取り扱い

- ・予定価格内訳書に一式で計上されている工種については、発注者の予定価格内訳書の数量を対象数量とすることを基本とする。なお、任意仮設等は受注者が必ずしも発注者が想定した工法で実施せず、使用する材料の種類や数量が発注者の想定と異なっていることが通常あり得る。このような工種について受注者からの請求があった場合も同様とする。

### ③ 材料の数量(重量)が明示されていない場合の取扱い

- ・予定価格内訳書の数量として、対象面積等としては示されているが、材料の数量(重量)が示されていない場合の取扱いは下記による。

公共建築工事標準単価積算基準(以下「単価基準」とする。)に示されている標準

歩掛りから数量(重量)を算出することを基本とする。

算定例

(アスファルト混合物の重量)

単価基準 表 A1-21 表 A1-21-2 より

再生密粒度アスファルト 車道部 3cm の場合

100m<sup>2</sup> あたり、7.24t の使用量より

0.0724t/m<sup>2</sup> × 予定価格内訳書に示されている対象数量を乗じて算出する

#### ④減額変更する場合の取り扱い

- ・減額変更する場合において、発注者が有する情報に基づき変動後の価格を算定する場合は、発注者の予定価格内訳書の数量を対象数量とする。
- ・発注者が算定したスライド額に対し受注者が異議を申し立てたときの数量の取り扱いは上記①～③に準じるものとするが、証明数量が予定価格内訳書の数量を下回る場合(証明数量 < 予定価格内訳書の数量)は、発注者の予定価格内訳書の数量を対象数量とする。

#### ⑤その他

- ・既済部分払いを行っている場合は、当該既済部分払いの対象となった出来高部分に係る数量を除いたものを予定価格内訳書の数量とする。

### 4-3 受注者への確認事項

- ・鋼材類以外の主要な材料も、基本的に材料の取引形態に照らし対象数量全量の搬入等の時期、購入先、単価・購入価格を確認することが可能であるため、それが証明できる納品書、請求書、領収書の提出を受注者に求めること。
- ・増額変更において、必要な書類が提出されないなど具体的な証明がなされない場合は、その材料は単品スライド条項の対象材料としない。
- ・減額変更において、異議申し立てがない場合や、異議申し立てがあり必要な書類が提出されないなど具体的な証明がなされない場合は、発注者が算定したスライド額を請負代金額の変更額とする。

#### ① 基本事項

- ・単品スライド条項は、対象とする材料が当初の想定と比べ、実際に購入した時期に著しく価格が変動したために請負代金額の変更をしようとするものであるため、この条項に基づくスライド額の算定に当たっては、実際の購入時期や購入価格が受注者に証明されることが前提となる。
- ・このため、材料の取引形態に照らし数量、価格等の入手実態が明確な材料については、対象数量全量の搬入等の時期、購入先及び購入価格を証明する書類として、納

品書、請求書、領収書の全てを提出してもらい、購入実態を的確に把握することが必要である。

- ・下請企業等が購入している場合は、その企業の書類(納品書、請求書、領収書)で問題ないが、施工体制台帳等で当該企業がその工事に従事していることを別途確認すること。
- ・必要な証明書類が提出されない場合や提出された書類の信憑性がない場合など、現場への搬入時期等を確認できない材料は単品スライド条項の対象材料としない。これは、品目毎に実勢価格を用いて算出した変動後の価格と実際の購入価格のどちらか安い方の金額を採用することとしているが(1-5-1参照)、基本的に購入価格と数量を証明することが可能であるため、実際の購入価格が安い場合でも書類の提出を義務づけることによって、スライド額が実際よりも高いものとなることを回避する意味がある。ここでいう材料とは規格毎の材料という意味であり、搬入時期等を確認できない材料があったとしても規格が異なる他の材料まで単品スライド条項の対象材料としないという趣旨ではない。
- ・なお、鋼材類については、独自の商慣行に基づき、やむを得ない場合は一部証明書類の提出の省略を規定しているが、その他の主要な工事材料について、同等の事情があると認められる場合は、同規定を準用することができる。

## ② 予定価格内訳書に一式で計上されている工種の取り扱い

- ・予定価格内訳書に一式で計上されている工種に対する請求があり、かつ、受注者の実際の施工が発注者の想定と異なる場合は、受注者の施工に必要なとなった材料の搬入時期を証明する書類をもって証明できることとする。

## ③ 材料の「搬入」の取り扱い

- ・材料の「搬入」とは、工事現場に直接搬入される場合のみならず、非鉄金属などのように工場に直接搬入される場合もあるが、その場合の搬入時期は工場に搬入される時期とする。

## ④ 減額変更する場合の取り扱い

- ・減額変更する場合においては、施工計画書に定められている計画工程表等の発注者が有する情報に基づき変動後の価格を算定することとするため、受注者に対し、受注者が対象材料を実際に購入した際の数量、単価及び購入先並びに当該対象材料の搬入等の月を証明する書類の提出は求めないものとする。
- ・ただし、発注者が算定したスライド額に対し受注者が異議を申し立てたときは、発注者は受注者に対し、受注者が対象材料を実際に購入した際の数量、単価及び購入先並びに当該対象材料の搬入等の月を証明する書類の提出を求めるものとする。

### 4-4 単価(実勢価格の算定)

#### 4-4-1 変動前の価格の決定方法

・変動前の価格を算出するための単価は、原則として設計時点における単価とする。

・設計時点における単価は、原則として予定価格を算出する際に用いた単価とする。設計変更を実施した場合も同様に変更金額を算出するために用いた単価とし、新規工種については発注者の指示時点の単価とする。

・なお、一般的に受注者は、自らが当初想定した金額を根拠に単品スライド条項を請求するものと考えられるが、受注者の想定した金額の妥当性を客観的に証明することは実態上困難であることから、変動前の価格は原則として発注者が当初設定した金額とする。

#### 4-4-2 変動後の実勢価格の決定方法

・アスファルト類やコンクリート類等、契約と現場搬入の時期に差がある材料の価格変動後の価格の算定に用いる実勢単価は、鋼材類の変動後の実勢価格の決定・算出方法(2-4-2, 2-4-3)に準じて対象材料が現場に搬入された月の物価資料の価格とする。

・これ以外の主要な工事材料においても、鋼材類に準じるものとするが、燃料油のように契約と購入がほとんど同時期に行われる材料については、燃料油の変動後の実勢価格の決定・算出方法(3-4-2, 3-4-3)と同様に対象材料を購入した翌月の物価資料の価格とする。

#### 4-5 購入価格の評価方法

・対象材料における購入数量が対象数量と同数の場合は、実際の購入金額とする。  
 ・購入数量が対象数量より多い場合は、「 $\text{実際の購入金額} \times \text{対象数量} \div \text{購入数量}$ 」で算出する。

・対象材料となる場合は、対象数量より多い数量の搬入時期等が証明された場合である。対象数量と購入数量が同数の場合の購入金額は受注者が実際に購入した金額そのものとする。しかし、購入数量が対象数量より多い場合は、実際の購入金額のうち、スライド額の算定の対象にできる対象数量にかかる部分のみを購入したと考えた場合の金額である。

#### 4-6 変動額の算定

・1-5の算定式に基づき、変動額を算出する。(鋼材類と同様)

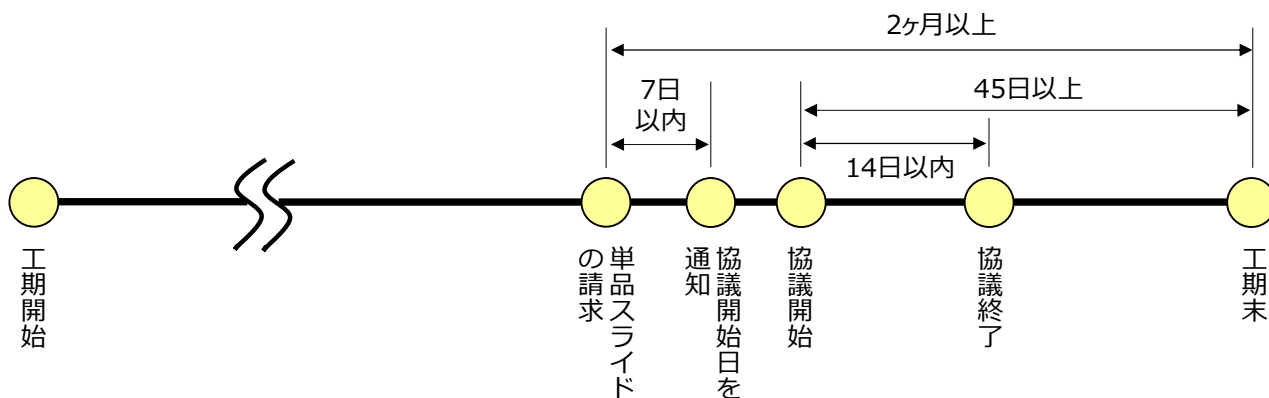
## 第5章 請求等手続き及び提出様式

### 5-1 請求時期

- ・工期末の2ヶ月前までに請求を行う。
- ・なお、上記の請求を行った場合は、請求日に関わらず、工事開始日以降に調達した品目についてスライドの対象となる。

- ・単品スライド条項の請求は、工期内に必要な協議期間及び契約変更手続きに要する期間が確保できるよう、工期末の2ヶ月前までを原則とする
- ・協議開始から協議終了までの期間として14日間を確保することが一般的であるが、工期末の直近で請求があった場合など十分な協議期間が確保できないことも考えられることから、協議期間については、受発注者協議の上、適切に措置する必要がある。

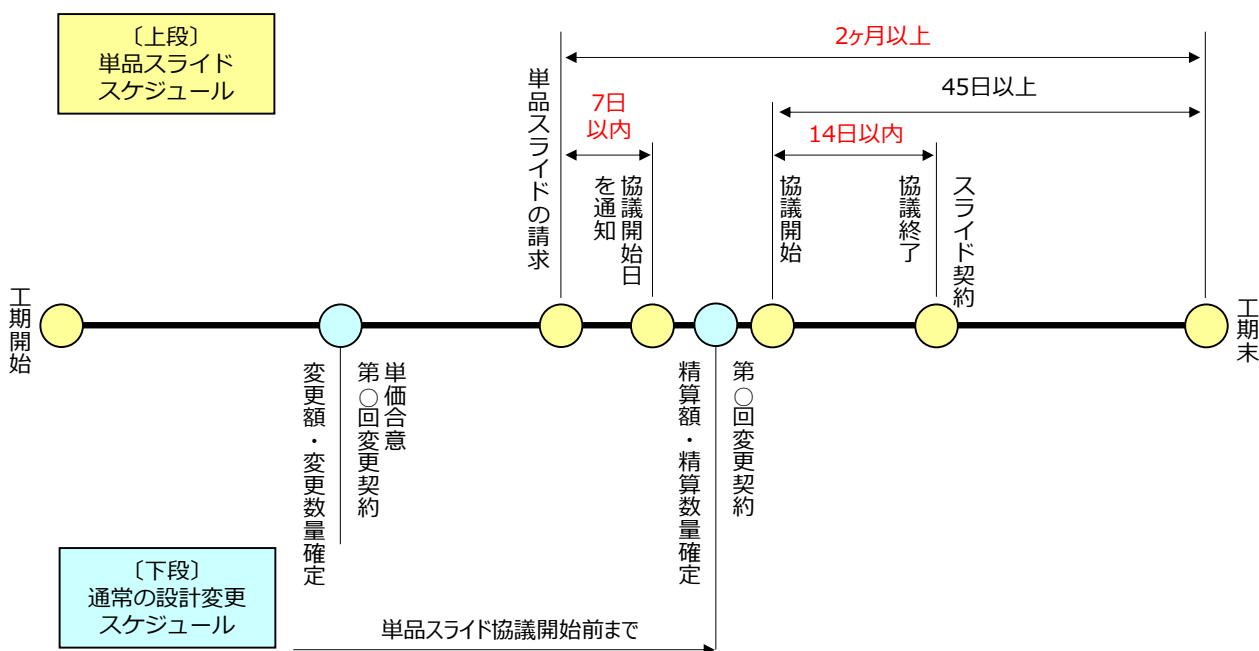
＜単品スライド請求のスケジュール(イメージ)＞



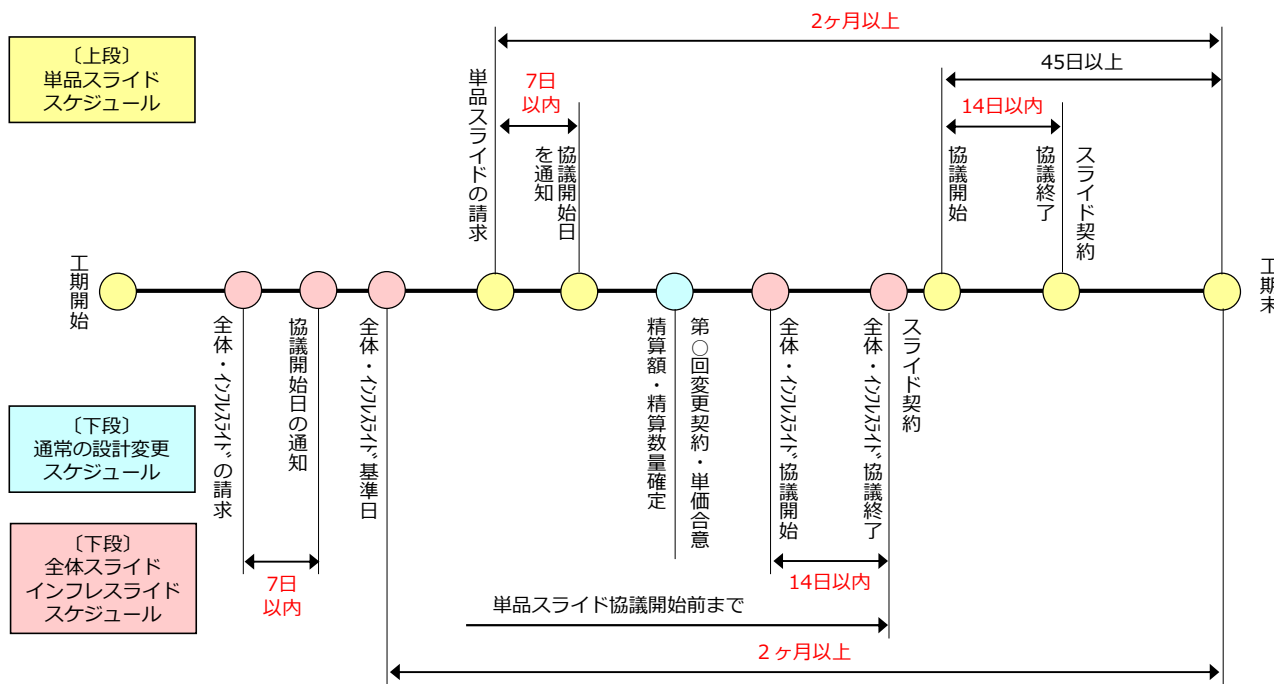
### 5-2 協議の手続き

- ・単品スライド額の算定にあたって、「請負代金額・対象数量」は、「最終的な全体工事費・予定価格内訳書の数量」をもって行うことが原則であることから、協議開始日まで、単品スライド分を除く精算変更(全体スライド及びインフレスライドを含む)をすること。(原則)
- ・その後、受発注者協議の上で単品スライド額を確定し、契約により最終請負代金額を確定させる。

＜単品スライドと通常的设计変更の関係(イメージ)＞



＜単品スライドと全体スライド又はインフレスライドの関係(イメージ)＞



・しかしながら、最終的な数量の確定までに期間を要する場合などこれによりがたい場合も想定されるが、その場合は、受注者や地方整備局本局とも十分調整の上実施すること。

### 5-3 既済部分検査

・既済部分検査時に、要請がある場合、単品スライド条項を適用することができる旨を記載するものとする。

- ・材料単価の価格変動に伴って、当該工事の請負代金額が不相当となる恐れがある場合は、既済部分検査請求と、同時もしくは事前に、契約書第26条第5項の請求を行うことで、当該検査の出来高部分も条項適用対象とできる。
- ・既済検査を実施する場合は、出来高部分の確認を発注者に請求する際、その旨を「請負工事既済部分検査請求書」に併せて記載する。(様式-7)
- ・また、発注者は既済部分確認通知書に単品スライド条項の請求対象となる旨を記載する。(様式7-1)
- ・なお、その場合、以降の工事は単品スライド条項の請求対象となる。(それ以降の既済部分確認通知書に単品スライド条項の請求対象となる旨を記載する)

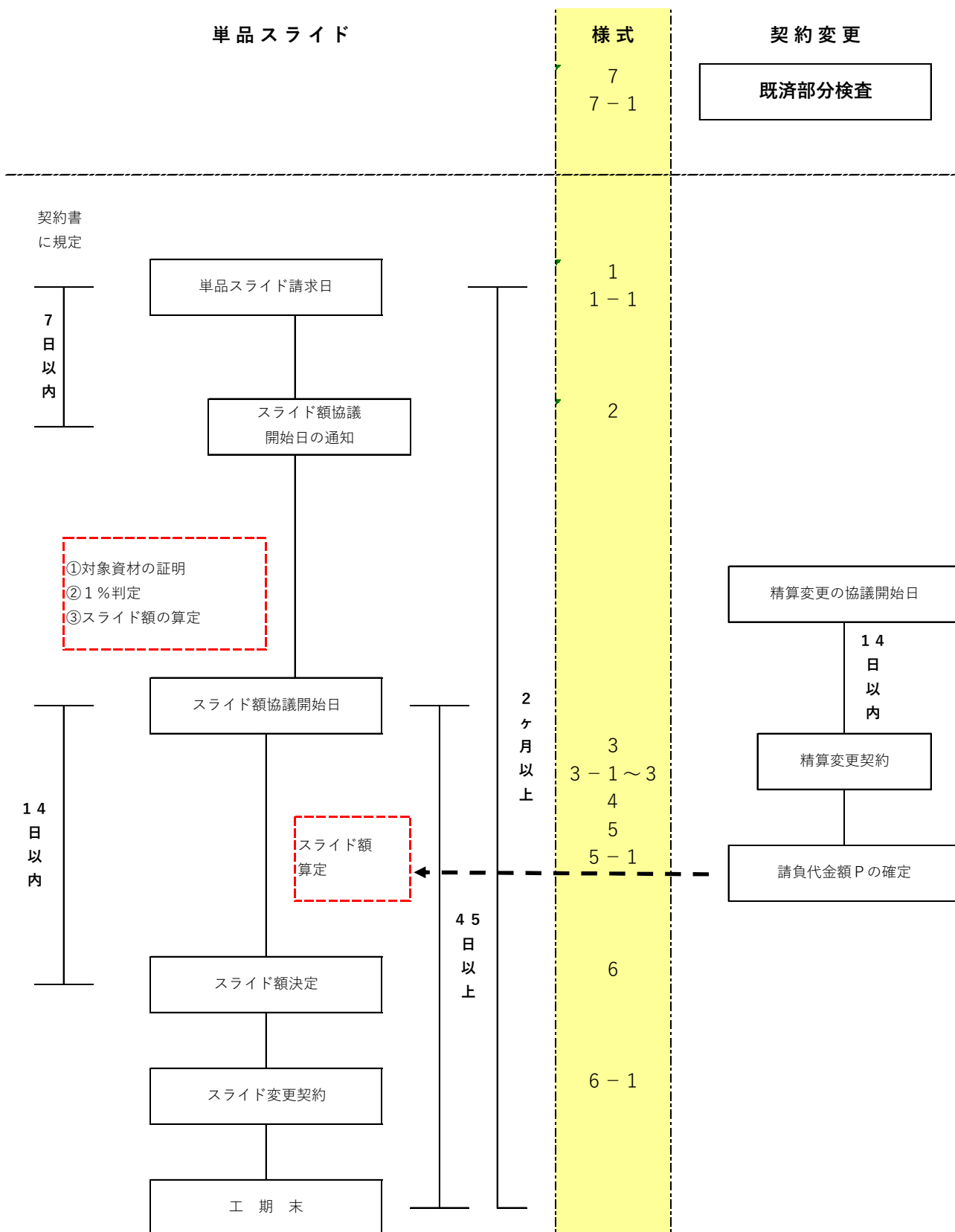
### 5-4 部分引き渡しにかかる指定部分の取り扱い

・部分引き渡しを行う「指定部分」は、指定部分の工期の2ヶ月前までに請求。

- ・部分引き渡しを行う指定部分については、その部分のみを対象に単品スライド条項が適用されるため、指定部分の工期2ヶ月前までに単品スライド請求を行う。

(参考資料)

## 単品スライド条項にかかる実施フロー及び様式





請負代金額変更請求額概算計算書

発注者

〇〇〇〇 殿

受注者

商号又は名称

代表者氏名

工事請負契約書第26条第5項に基づく請負代金額の変更請求額の内訳は、下記のとおりです。

工 事 名 令和〇〇年度 〇〇〇〇工事

記

品 目	規格	単位	数量	当初単価	当初想定金額	購入単価	購入金額	購入年月	差額	備 考
記載例										
〇鋼	〇	t	〇〇. 〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	R〇年〇月	〇〇〇,〇〇〇	
〇鋼	〇	t	〇〇. 〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	R〇年〇月	〇〇〇,〇〇〇	
			〇〇〇. 〇	〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇		〇,〇〇〇,〇〇〇	R〇年〇月 計
〇鋼	〇	t	〇〇. 〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	R〇年△月	〇〇〇,〇〇〇	
〇鋼	〇	t	〇〇. 〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	R〇年△月	〇〇〇,〇〇〇	
			〇〇〇. 〇	〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇		〇,〇〇〇,〇〇〇	R〇年△月 計
〇鋼 計	〇	t	〇〇. 〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇		〇〇〇,〇〇〇	〇鋼合計
鋼材類 合計					〇,〇〇〇,〇〇〇		〇,〇〇〇,〇〇〇		〇,〇〇〇,〇〇〇	
□油	〇	L	〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	R〇年△月	〇〇,〇〇〇	
□油	〇	L	〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	R〇年△月	〇〇,〇〇〇	
			〇,〇〇〇	〇〇.〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇.〇	〇〇〇,〇〇〇		〇〇〇,〇〇〇	R〇年△月 計
□油 計	〇	L	〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇		〇〇,〇〇〇	□油合計
△油	〇	L	〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	R〇年□月	〇〇,〇〇〇	
△油	〇	L	〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	R〇年□月	〇〇,〇〇〇	
			〇,〇〇〇	〇〇.〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇.〇	〇〇〇,〇〇〇		〇〇〇,〇〇〇	R〇年□月 計
△油 計	〇	L	〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇		〇〇,〇〇〇	△油合計
燃料油 合計					〇,〇〇〇,〇〇〇		〇,〇〇〇,〇〇〇		〇,〇〇〇,〇〇〇	
変動額									〇,〇〇〇,〇〇〇	
単品スライド請求額									〇,〇〇〇,〇〇〇	

(注)

1. 購入先、購入単価、購入数量等を証明出来る場合は、その資料（納品書等）を添付の上、併せて監督職員に提出すること。証明できない場合は、概算数量を記載の上、その算出根拠を記した書類を提出すること。
2. 対象材料は、品目毎および購入年月毎にとりまとめるものとする。なお、とりまとめ数量欄が足りない場合は、複数枚になってもよい。
3. 変動額から受注者の負担額を差し引いて、単品スライド請求額を算出する計算過程を、別紙に記載すること。
4. 詳細に数量計算が出来る場合は、様式-3を用いてもよい。

様式-2

令和 年 月 日

受注者 殿

支出負担行為担当官

〇〇地方整備局長 〇〇 〇〇

●●工事における

工事請負契約書第26条第8項に基づく協議の開始の日について(通知)

標記について、令和 年 月 日付けで請求のあった〇〇〇〇工事における工事請負契約書第26条第8項の規定に基づき、スライド額協議開始日を通知します。

記

1 スライド額協議開始日 令和 年 月 日

※受注者からの請求日から7日以降に工期の延期を想定している場合は、「工期末の45日前」と記載する。

請負代金額変更請求額計算書

発注者

殿

受注者

商号又は名称

代表者氏名

工事請負契約書第26条第5項に基づく請負代金額の変更請求額の内訳は、下記のとおりです。

工 事 名 令和〇〇年度 〇〇〇〇工事

記

品 目	規格	単位	数量	当初単価	当初想定金額	購入単価	購入金額	購入年月	差額	備 考
記載例										
○鋼	○	t	〇〇. 〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	R〇年〇月	〇〇〇,〇〇〇	
○鋼	○	t	〇〇. 〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	R〇年〇月	〇〇〇,〇〇〇	
			〇〇〇. 〇	〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇		〇,〇〇〇,〇〇〇	R〇年〇月 計
○鋼	○	t	〇〇. 〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	R〇年△月	〇〇〇,〇〇〇	
○鋼	○	t	〇〇. 〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	R〇年△月	〇〇〇,〇〇〇	
			〇〇〇. 〇	〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇		〇,〇〇〇,〇〇〇	R〇年△月 計
○鋼計	○	t	〇〇. 〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇		〇〇〇,〇〇〇	○鋼合計
鋼材類 合計							〇,〇〇〇,〇〇〇		〇,〇〇〇,〇〇〇	
□油	○	L	〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	R〇年△月	〇〇,〇〇〇	
□油	○	L	〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	R〇年△月	〇〇,〇〇〇	
			〇,〇〇〇	〇〇.〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇.〇	〇〇〇,〇〇〇		〇〇〇,〇〇〇	R〇年△月 計
□油計	○	L	〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇		〇〇,〇〇〇	□油合計
△油	○	L	〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	R〇年□月	〇〇,〇〇〇	
△油	○	L	〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	R〇年□月	〇〇,〇〇〇	
			〇,〇〇〇	〇〇.〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇.〇	〇〇〇,〇〇〇		〇〇〇,〇〇〇	R〇年□月 計
△油計	○	L	〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇		〇〇,〇〇〇	△油合計
燃料油 合計							〇,〇〇〇,〇〇〇		〇,〇〇〇,〇〇〇	
変動額									〇,〇〇〇,〇〇〇	
単品スライド請求額									〇,〇〇〇,〇〇〇	

(注)

1. 購入先、購入単価、購入数量等を証明出来る場合は、その資料（納品書等）を添付の上、併せて監督職員に提出すること。  
証明できない場合は、概算数量を記載の上、その算出根拠を記した書類を提出すること。
2. 対象材料は、品目毎および購入年月毎にとりまとめるものとする。なお、とりまとめ数量欄が足りない場合は、複数枚になってもよい。  
同一の品目で同一年月でも複数の単価がある場合や購入先が異なる場合は、区分するものとする。
3. 変動額から受注者の負担額を差し引いて、単品スライド請求額を算出する計算過程を、別紙に記載すること。

請負代金額の変更の対象材料計算総括表

発注者

〇〇〇〇 殿

受注者

商号又は名称

代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付で通知のあった請負代金額の変更に必要な購入した価格等について、下記のとおり資料を提出します。

工 事 名 令和〇〇年度 〇〇〇〇工事

記

品目	規格	単位	数量	購入単価	購入金額	購入先	購入年月	使用した建設機械名	使用目的	証明の有無	備考
記載例											
軽油	1. 2号	L	5,000	90	450,000	四国石油	R4年4月		現場内重機	有	別添〇〇
軽油	1. 2号	L	10,000	100	1,000,000	四国石油	R4年5月		現場内重機	有	別添〇〇
軽油	1. 2号	L	15,000	100	1,500,000	四国石油	R4年6月		現場内重機	有	別添〇〇
軽油	1. 2号	L	14,000	100	1,400,000	四国石油	R4年7月		現場内重機	有	別添〇〇
軽油	1. 2号	L	5,000	110	550,000	四国石油	R4年8月		現場内重機	有	別添〇〇
軽油	1. 2号	L	1,000	100	100,000	四国石油	R4年9月		現場内重機	有	別添〇〇
購入数量（証明済み）合計			50,000								
軽油	1. 2号	L	2,000		0	四国石油	R4年10月	ダンプ	現場～〇〇地先（流用先）運搬	無	別添〇〇
軽油	1. 2号	L	2,000		0	四国石油	R4年11月	ダンプ	現場～〇〇地先（流用先）運搬	無	別添〇〇
軽油	1. 2号	L	1,000		0	四国石油	R4年12月	ダンプ	現場～〇〇地先（流用先）運搬	無	別添〇〇
購入数量（未証明）合計			5,000								

(注)

1. 購入先、購入単価、購入数量等を証明出来る場合は、その資料（納品書等）を添付の上、併せて監督職員に提出すること。  
証明できない場合は、概算数量を記載の上、その算出根拠を記した書類を提出すること。
2. 対象材料は、品目毎および購入年月毎にとりまとめるものとする。なお、とりまとめ数量欄が足りない場合は、別紙にとりまとめるものとする。  
但し同一の品目で同一年月でも複数の単価がある場合は、区分するものとする。  
また、当該品目が同一月で複数の工種や機械で使用されている場合、監督職員より工種や機械毎等の内訳を提出するよう要求があった場合など、追加資料が必要な場合がある。

様式-3-2

各種資機材の材料証明書

品目	規格	単位	数量	購入単価	購入金額	出荷元	搬入年月	運搬費の内燃料代							
								品目	規格	単位	数量	購入単価	購入金額	購入先	
記載例															
再生骨材	40mm	m3	3,000	2,000	6,000,000	北海道砂利	R○年4月	軽油	1.2号	L	700	90	63,000	東京石油	
								軽油	1.2号	L	300	90	27,000	大阪石油	
再生骨材	40mm	m3	5,000	2,000	10,000,000	北海道砂利	R○年7月	軽油	1.2号	L	500	100	50,000	東京石油	
								軽油	1.2号	L	1,000	100	100,000	大阪石油	
重建設機械	ブルドーザ21t級	回	1	-	-	四国リース	R○年8月	軽油	1.2号	L	500	110	55,000	四国石油	
											計	3,000			

様式-3-3

建設機械の貨物自動車等による運搬にかかる運搬金額計算総括表（提出資料）

記載例

建設機械名・規格	路面切削機			機械搬入所在地	札幌市西区	現場所在地	旭川市南が丘	機械搬出場所	札幌市西区							
運搬車両				運賃												
機械名	規格	運搬距離	積載重量	基本運賃	× (	特大型	+	悪路	+	深夜早朝	+	冬期割増	) +	地区割増・その他	=	合計
	(t積)	(km)	(t)													
セミトレーラ	30	110	29	81,000	×	0.7	+	0	+	0	+	0	) +	1,880	=	139,580
					×		+		+		+		) +		=	
					×		+		+		+		) +		=	

重建設機械の分解、組立及び輸送にかかる運搬金額計算総括表（提出資料）

記載例

建設機械名・規格	ブルドーザ 21t級			機械搬入所在地	富良野町	現場所在地	旭川市南が丘	機械搬出場所	富良野町							
運搬車両				運賃												
機械名	規格	運搬距離	積載重量	基本運賃	× (	特大型	+	悪路	+	深夜早朝	+	冬期割増	) +	地区割増・その他	=	合計
	(t積)	(km)	(t)													
セミトレーラ	20	50	19.973	42,000	×	0.7	+		+		+		) +	1,355	=	72,755
トラック	40	50	1.322	18,500	×	0.6	+		+		+		) +	650	=	30,250
					×		+		+		+		) +		=	
																103,005
														合計往復		206,010

仮設材（鋼矢板、H形鋼、覆工板等）の運搬にかかる運搬金額計算総括表（提出資料）

記載例

仮設材				機械搬入所在地	江別市	現場所在地	旭川市南が丘	機械搬出場所	江別市						
運搬車両				運賃											
機械名	規格	運搬距離	台数	数量 (t)	×	基本運賃 (t)	× (	深夜早朝	+	冬期割増	) +	その他	=	合計	
	(t積)	(km)	(台)												
セミトレーラ	20	90	5	H鋼 (12m以内)	95	×	4,000	×	0	+		) +	0	=	380,000
						×		×		+		) +		=	
						×		×		+		) +		=	

様式－4

※本様式は、発注者から協議開始日に受注者に対象の品目、規格、数量等について通知する場合に必要な  
に応じて使用。

## スライド変更等協議書

令和 年 月 日

受注者

殿

支出負担行為担当官  
〇〇地方整備局長

工 事 名 :

工期又は履行期間：令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

令和 年 月 日付けで請求のあった工事請負契約書第26条第5項の適用に基づ  
く請負代金額の変更請求について別添のと通りの品目、規格、数量としたので協議し  
ます。

(また、本協議書の通知日をもって協議開始の日とします。(必要に応じて記載))



※本様式は、発注者側のスライド額算定に使用する。

## ス ラ イ ド 調 書

工 事 名	
請 負 代 金 額 (消費税相当額含む)	
工 期	自)令和 年 月 日 至)令和 年 月 日
スライド金額(S)	
うち取引に係る消費税及 び地方消費税の額	

支出負担行為担当官

〇〇地方整備局長

又は

分任支出負担行為担当官

〇〇地方整備局

〇〇事務所長

※本様式は、発注者側のスライド額算定に使用する。

〇〇〇〇工事に係る物価の変動に基づくスライド額計算書

①請負代金額 (消費税相当額含む)	
②既済部分出来高金額 (消費税相当額含む)	
③スライド対象請負金額(①-②) (消費税相当額含む)	
④ (M <sup>変更</sup> <sub>鋼</sub> - M <sup>当初</sup> <sub>鋼</sub> ) (消費税含む・請負比率考慮)	
⑤ (M <sup>変更</sup> <sub>油</sub> - M <sup>当初</sup> <sub>油</sub> ) (消費税含む・請負比率考慮)	
⑥ (M <sup>変更</sup> <sub>材料</sub> - M <sup>当初</sup> <sub>材料</sub> ) (消費税含む・請負比率考慮)	

1)スライド額(S)

$$S = (M_{鋼}^{変更} - M_{鋼}^{当初}) + (M_{油}^{変更} - M_{油}^{当初}) + (M_{材料}^{変更} - M_{材料}^{当初}) - P \times 1/100$$

$$= ④ + ⑤ + ⑥ - ③ \times 1/100 = \boxed{\phantom{000000}}$$

$$M_{鋼}^{当初}, M_{油}^{当初}, M_{材料}^{当初} = \{ p_1 \times D_1 \times k_1 + p_2 \times D_2 \times k_2 + \dots + p_m \times D_m \times k_m \} \times 110 / 100$$

$$M_{鋼}^{変更}, M_{油}^{変更}, M_{材料}^{変更} = \{ p'_1 \times D_1 \times k_1 + p'_2 \times D_2 \times k_2 + \dots + p'_m \times D_m \times k_m \} \times 110 / 100$$

M<sup>変更</sup><sub>鋼</sub>, M<sup>変更</sup><sub>油</sub>, M<sup>変更</sup><sub>材料</sub> : 価格変動後の鋼材類、燃料油又はその他の主要な工事材料の金額

M<sup>当初</sup><sub>鋼</sub>, M<sup>当初</sup><sub>油</sub>, M<sup>当初</sup><sub>材料</sub> : 価格変動前の鋼材類、燃料油又はその他の主要な工事材料の金額

p : 設計時点における各対象材料の単価

p' : 価格変動後における各対象材料の単価

D : 各対象材料について算定した対象数量

k : 請負比率

P : 請負代金額

2)スライド金額(S') = スライド額(S) × 100 / 110 =

(万円未満切り捨て)

3)消費税相当額 = スライド額(S') × 0.1 =

4)スライド額(S) = スライド額(S') + 消費税相当額

様式－6

令和 年 月 日

受注者 住所  
氏名 殿

支出負担行為担当官  
〇〇地方整備局長

又は  
分任支出負担行為担当官 〇〇地方整備局  
〇〇事務所長

●●●工事における  
工事請負契約書第26条第5項に基づく請負代金額の変更について(協議)

令和 年 月 日付けで請求のあった標記について、工事請負契約書第26条第7項に基づき、下記のとおり協議する。

なお、異存がなければ、別添の様式による工事請負契約書に記名のうえ提出願いたい。

記

1. 工 事 名 〇〇〇〇〇〇工事

2. スライド変更金額 (増) ¥〇, 〇〇〇, 〇〇〇. -

うち取引に係わる消費税及び地方消費税の額 ¥〇, 〇〇〇, 〇〇〇. -

※品目、規格、数量は別紙による。



スライド額が請負代金額の1%を超えない場合に限り本様式を使用する。

様式－6

令和 年 月 日

受注者 住所  
氏名 殿

支出負担行為担当官  
〇〇地方整備局長

又は  
分任支出負担行為担当官 〇〇地方整備局  
〇〇事務所長

●●●工事における  
工事請負契約書第26条第5項に基づく請負代金額の変更について(協議)

令和 年 月 日付けで請求のあった標記について、工事請負契約書第26条第7項に基づき、下記のとおり協議する。

記

1. 工 事 名 〇〇〇〇〇〇工事
2. スライド変更可否 スライドの適用が認められない
3. 理 由 スライド額が請負代金額の1%を超えないため

## 工事請負変更契約書(第 回)

工事名

変更契約事項

1. 変更工事請負金額      ¥  
    うち取引に係わる消費税及び地方消費税金額      ¥
2. 工事請負契約書第26条第5項の規定に基づく賃金又は物価の変動  
    による変更
3. その他、原請負契約書及び第〇回変更契約書条項のとおり

上記変更契約の証として本書2通を作り、当事者記入のうえ、各自1通を原請負契約書及び第〇回変更契約書とともに保有する。

令和    年    月    日

支出又は分任支出負担行為担当官

住 所:

官職氏名:

受注者

住 所:

氏 名:

様式－7

年月日:

支出又は分任支出負担行為担当官(官職氏名)  
 殿

受注者 (住所)   
 (氏名)

## 請負工事既済部分検査請求書

工事請負契約書第38条第2項により既済部分検査を請求します。

今回、請求する部分払いの範囲については、工事請負契約書第26条第5項の請求対象とすることを併せて要請します。

記

工 事 名		
工 期	自	
	至	

---

(注) 1. 監督職員に提出



様式－8

令和 年 月 日

国土交通省〇〇地方整備局営繕部あて

〇〇〇〇(株)  
【(補足)下請け会社↑】

証明書

令和 年 月 日付け〇〇〇〇(株)【←元請け会社名(補足)】あて提出した「□□□建築工  
事」の見積書について、金額等の記載事項に間違いはございません。なお、見積金額は設計価  
格のため、取引価格としては〇〇,〇〇〇,〇〇〇円です。(を想定しておりました。)

見積書担当者連絡先

〇〇〇〇(株) 〇〇部 〇〇〇〇  
連絡先:〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

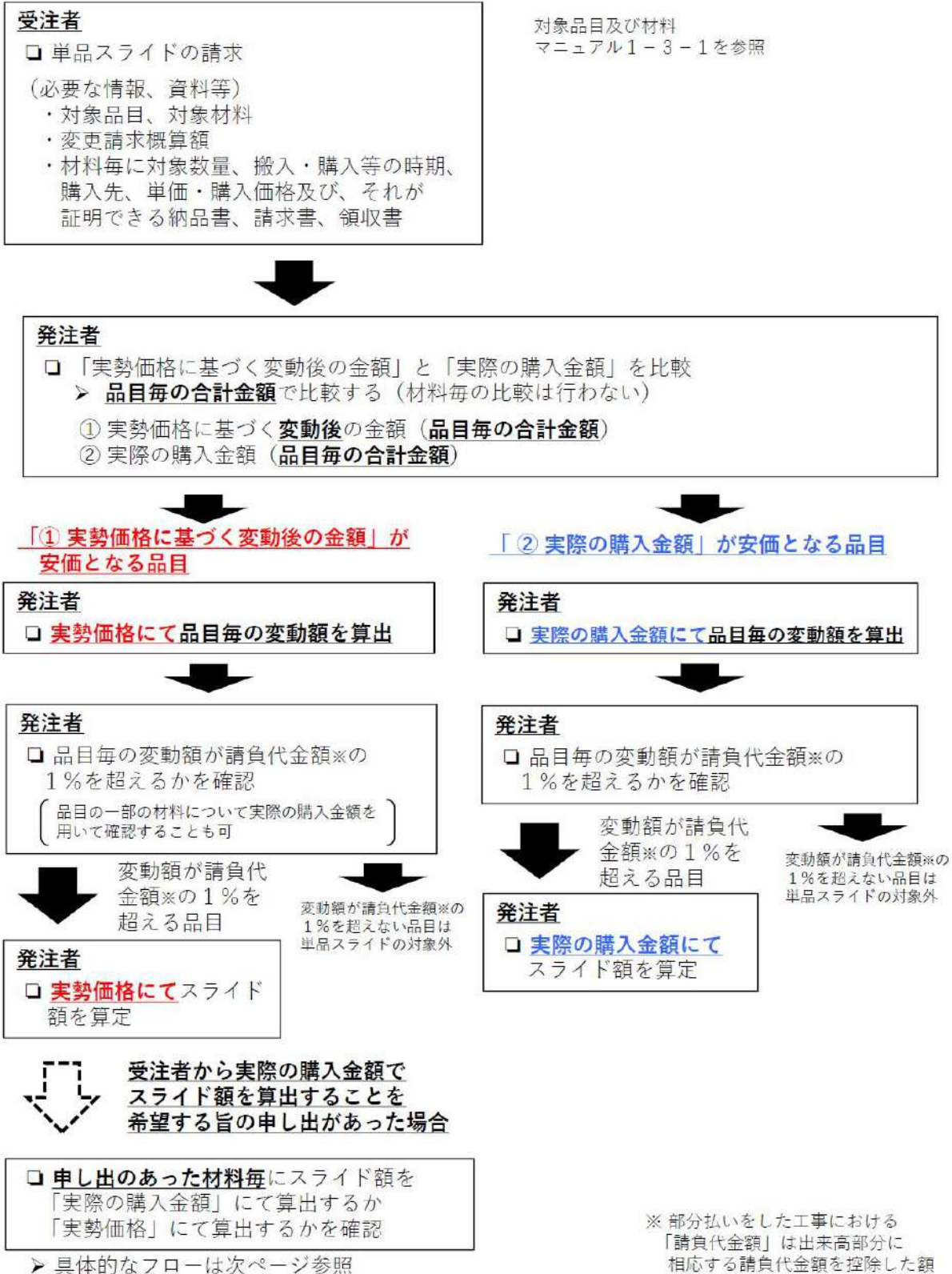
(参考) 全体スライド、単品スライド及びインフレスライドの違い

項目		全体スライド (第1～4項)	単品スライド (第5項)	インフレスライド (第6項)
適用対象工事		工期が12ヶ月を超える工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事 (比較的大規模な長期工事)	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事
条項の趣旨		比較的緩やかな価格水準の変動に対応する措置	特定の資材価格の急激な変動に対応する措置	急激な価格水準の変動に対応する措置
請負額変更の方法	対象	請負契約締結の日から12ヶ月経過後の残工事量に対する資材、労務単価等	部分払いを行った出来高部分を除く特定の資材(鋼材類、燃料油類等)	基準日以降の残工事量に対する資材、労務単価等
	受注者の負担	残工事費の1.5%	対象工事費の1.0% (但し、全体スライド又はインフレスライドと併用の場合、全体スライド又はインフレスライド適用期間における負担はなし)	残工事費の1.0% (30条「天災不可抗力条項」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益まで損なわないよう定められた「1%」を採用。単品スライドと同様の考え)
	再スライド	可能 (全体スライド又はインフレスライド適用後、12ヶ月経過後に適用可能)	なし (部分払いを行った出来高部分を除いた工期内全ての特定資材が対象のため、再スライドの必要がない)	可能
概要図		<p><math>S = \text{全体スライド'変更額} = A - B \times 1.5\%</math> ただし、<math>A &gt; B \times 1.5\%</math>の場合のみ、全体スライド'適用可能</p>	<p><math>S = \text{単品スライド'変更額} = A - C \times 1\%</math> ただし、<math>A &gt; C \times 1\%</math>の場合のみ、単品スライド'適用可能</p>	<p><math>S = \text{インフレスライド'変更額} = A - B \times 1\%</math> ただし、<math>A &gt; B \times 1\%</math>の場合のみ、インフレスライド'適用可能</p>

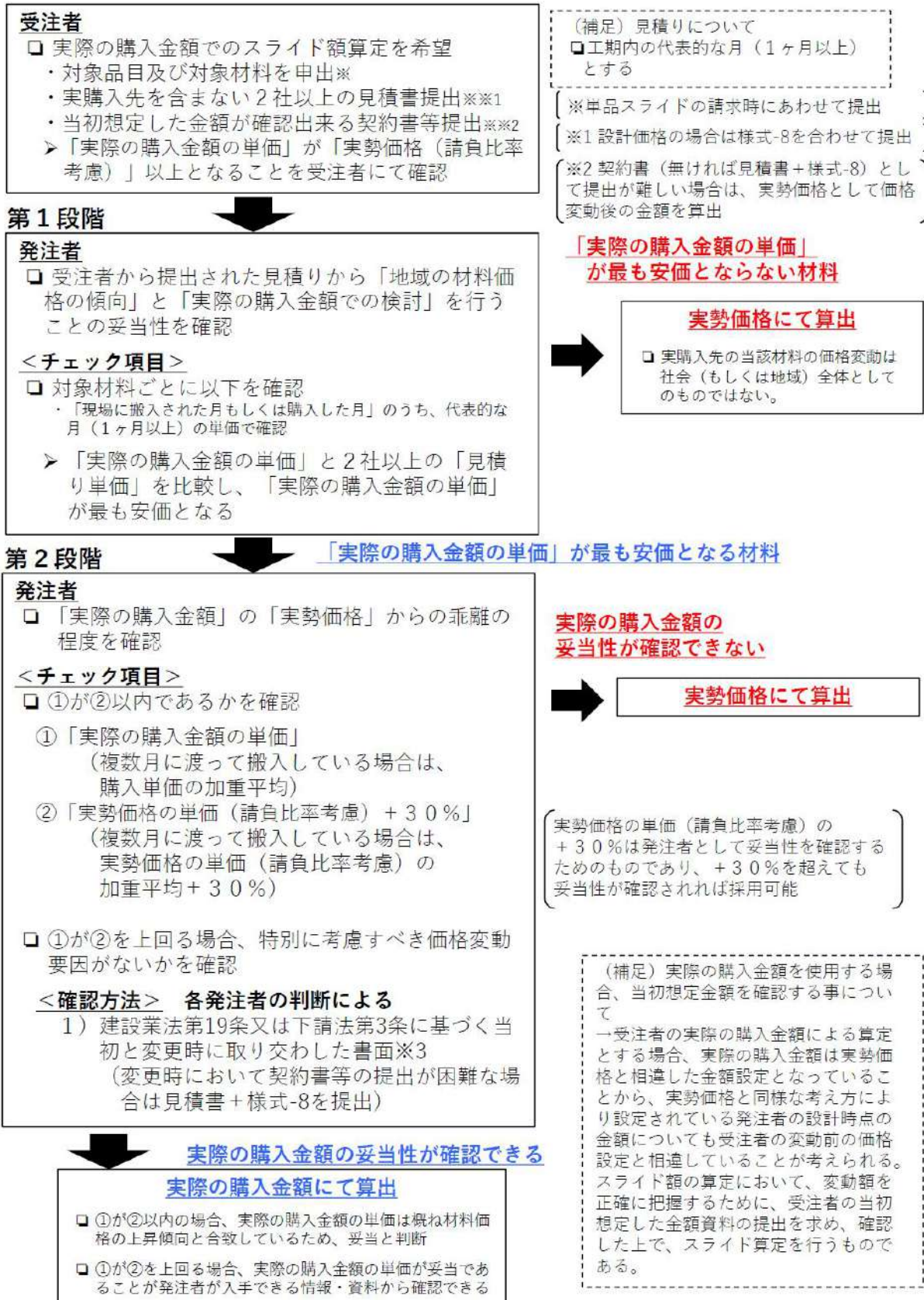
## 単品スライド額算定の考え方 概略フロー

別紙-1

### 増額変更の場合の例



## 実際の購入金額の確認フロー



賃金等の変動に対する  
工事請負契約書第26条第6項（インフレスライド条項）  
運用マニュアル（暫定版）（営繕工事版）

平成26年2月  
(令和4年9月改訂)

国土交通省  
大臣官房官庁営繕部 計画課  
大臣官房官庁営繕部 整備課

はじめに

本資料は、工事請負契約書第26条第6項のインフレスライド条項について、「賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項の運用について」（以下「本通達」という。）に関するスライド額の算定方法や発注者及び受注者間における協議等についての運用の考え方を整理したものである。

本資料において、出来形数量の確認や残工事量の算出等において疑義が生じた場合は、本省と必要に応じ相談等を行い、円滑な執行に努められたい。

**1. 適用対象工事**

- |  |
|--|
| (1) 契約書第26条第6項の請求は、2. (3) に定める残工期が2. (2) に定める基準日から2ヶ月以上あること。 |
| (2) 発注者及び受注者によるスライドの適用対象工事の確認時期は、賃金水準の変更がなされた時とする。           |

・ 全体スライド、単品スライド及びインフレスライドの違い

項目	全体スライド (契約書第26条第1項から第4項)	単品スライド (契約書第26条第5項)	インフレスライド (契約書第26条第6項)
適用対象工事	工期が12ヶ月を超える工事 但し、基準日以降、残工期が2ヶ月以上ある工事 (比較的大規模な長期工事)	すべての工事 但し、基準日以降、残工期が2ヶ月以上ある工事 (運用通達発出日時点で継続中の工事及び新規契約工事)	すべての工事 但し、基準日以降、残工期が2ヶ月以上ある工事 (本通達発出日時点で継続中の工事及び新規契約工事)
請負額変更の方法	対象	請負契約締結の日から12ヶ月経過した基準日以降の残工事量に対する資材、労務単価等	部分払いを行った出来高部分を除く主要な工事材料
	受発注者の負担	残工事費の1.5%	対象工事費の1.0% (但し、全体スライド又はインフレスライドと併用の場合、全体スライド又はインフレスライド適用期間における負担はなし)
	再スライド	可能 (全体スライド又はインフレスライド適用後、12ヶ月経過後に適用可能)	なし (部分払いを行った出来高部分を除いた工期内全ての資材を対象に、精算変更契約後にスライド額を算出するため、再スライドの必要がない)
			本通達に基づき、賃金水準の変更がなされた日以降の基準日以降の残工事量に対する資材、労務単価等
			残工事費の1.0% (30条「天災不可抗力条項」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益まで損なわないよう定められた「1%」を採用。)
			可能 (本通達に基づき、賃金水準の変更がなされる都度、適用可能)

## 2. 請求日及び基準日等について

請求日及び基準日等の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 請求日：スライド変更の可能性があるため、発注者又は受注者が請負代金額の変更の協議（以下「スライド協議」という。）を請求した日とする。
- (2) 基準日：請求日とすることを基本とする。  
また、請求があった日から起算して、14日以内で発注者と受注者とが協議して定める日とすることも可とする。
- (3) 残工期：基準日以降の工事期間とする。

### ・ 請求日について

請求に際しては、残工事の工期が基準日（請求日とすることを基本とする。請求日から14日以内の範囲で定めることも可とする。）から2ヶ月以上必要であることに留意すること。

### ・ 基準日について

発注者と受注者とが協議して定める基準日は、請求日を基本とするが、これにより難しい場合は、請求日から14日以内の範囲で定める。

### ・ 残工期について

残工期については、基準日における契約工期の残工事期間を基本とするが、基準日までに変更契約を行っていない場合でも先行指示等により工期延期が明らかな場合には、その工期延期期間を考慮することができる。

## 3. スライド協議の請求

発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、書面により行うこととし、その期限は直近の賃金水準の変更から、次の賃金水準の変更がなされるまでとする。

### ・ スライド対象の確認

スライド判定にあたっては、設計変更に伴う変更契約を行った上で、出来高を確認し、変動前と変動後残工事請負代金額により判定することを基本とする。

### ・ スライド協議の請求について

発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、書面（別紙様式1-1又は1-2）により行うこととする。

また、基準日設定後に新たに賃金水準が変更され、かつ、残工事の工期が新たな基準日から2ヶ月以上ある場合には、その都度スライド協議の請求をすることができる。

なお、直近の賃金水準の変更から次の賃金水準の変更の間における発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、1回を基本とする。

### ・ スライド額協議開始日について

発注者は、受注者の意見を聴いてスライド額協議開始日を定め、請求日から7日以内に受注者に書面（別紙様式2）により通知する。

### ・ 実施フローについて

別紙1「工事請負契約書第26条第6項に伴う実施フロー」を参照すること。

#### 4. 請負代金額の変更

- (1) 賃金等の変動による請負代金額の変更額（以下「スライド額」という。）は、当該工事に係る変動額のうち請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額の100分の1に相当する金額を超える額とする。
- (2) 増額スライド額については、次式により行う。
- $$S_{\text{増}} = [P_2 - P_1 - (P_1 \times 1/100)]$$
- この式において、 $S_{\text{増}}$ 、 $P_1$ 及び $P_2$ は、それぞれ次の額を表すものとする。
- $S_{\text{増}}$ ：増額スライド額  
 $P_1$ ：請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額  
 $P_2$ ：変動後（基準日）の賃金等を基礎として算出した $P_1$ に相当する額  
 $(P = \Sigma (\alpha \times Z))$ 、 $\alpha$ ：単価合意比率又は請負比率（落札率）、 $Z$ ：官積算額
- (3) 減額スライド額については、次式により行う。
- $$S_{\text{減}} = [P_2 - P_1 + (P_1 \times 1/100)]$$
- この式において、 $S_{\text{減}}$ 、 $P_1$ 及び $P_2$ は、それぞれ次の額を表すものとする。
- $S_{\text{減}}$ ：減額スライド額  
 $P_1$ ：請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額  
 $P_2$ ：変動後（基準日）の賃金等を基礎として算出した $P_1$ に相当する額  
 $(P = \Sigma (\alpha \times Z))$ 、 $\alpha$ ：単価合意比率又は請負比率（落札率）、 $Z$ ：官積算額
- (4) スライド額は、労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更について行われるものであり、歩掛の変更については考慮するものではない。

※営繕工事においては、同項中「 $P = \Sigma (\alpha \times Z)$ 、 $\alpha$ ：単価合意比率又は請負比率（落札率）、 $Z$ ：官積算額」とあるのは、「 $P = \alpha \times Z$ 、 $\alpha$ ：請負比率、 $Z$ ：官積算額」とするものとする。

#### ・ 受注者の負担割合

受注者の負担割合については、契約書第30条の「不可抗力による損害」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益まで損なわないよう定められた「100分の1」としている。

#### ・ $P_2$ について

$P_2$ は、出来形部分に相応する直接工事費（基準日以前の単価）に残工事部分に相応する直接工事費（基準日時点の単価）を加算した額及びそれにより算定した共通費率に基づく共通費を含んだ額から、出来形部分に相応する直接工事費及び共通費の額を控除した額とする。

#### ・ 共通費積み上げの費用について

$P_2$ における共通費積み上げ費用は、出来形部分に相応する費用（基準日以前の単価）に残工事部分に相応する費用（基準日時点の単価）を加算した額から、出来形部分に相応する額を控除した額とする。

#### ・ 複数回スライドを行う場合について

スライド請求を複数回行う場合におけるスライド額の算出も上記に基づき同様に実施するものとする。なお、その場合基準日における請負代金額には、それまでに実施したスライド額を含むものとする。

・複数回スライドを行う場合の受注者負担額について

複数回請求された場合の受注者負担額は、基本的には、残工事請負代金額から 1.0%の範囲内については、受注者のリスク負担であり、何回目のスライドであってもその考え方は変わらないため、控除する。

・共通費の算定について

共通費の計算は、出来形部分に相応する直接工事費（基準日以前の単価）と残工事部分に相応する直接工事費（基準日時点の単価、スライド後の変更増含む）を加算した共通費率により算出する。また、積み上げで計上している項目については、出来形部分に相応する項目と残工事部分に相応する項目を加算し、共通費を算定する。

・スライド額の算出について

スライド額の算出方法について、基本的な考え方を下記に示す。

○スライド額算出方法

①スライド前(P1算出)

直接工事費	共通費	
残工事P1 70	残工事P1 25	
出来形P1 (対象外) 30	出来形P1 (対象外) 25	
		100 25 125

共通費率算出の対象としている。ただし、スライドの対象外。

②スライド後(P2算出)

直接工事費	共通費	
スライドP2 10		
残工事P1 70	残工事P2 24	
出来形P1 (対象外) 30	出来形P2 (対象外) 24	
		110 24 134

共通費率算出の対象としている。ただし、スライドの対象外。

③スライド額(P2-P1)

※P1×0.01を控除する前の段階

直接工事費	共通費	
スライドP2 10	10×(0.24)	
	残工事(P2-P1) 70×(0.24-0.25)	
	対象外	
		10 1.7 11.7

## 5. 残工事量の算定

- (1) 基準日における残工事量を算定するために行う出来形数量の確認は、数量総括表に対応して出来高確認を行うものとする。
- (2) 基準日までに変更契約を行っていないが先行指示されている設計量についても、基準日以降の残工事量についてはスライドの対象とすること。
- (3) 現場搬入材料については、認定したものは出来形数量として取り扱うこと。また、下記の材料等についても出来形数量として取り扱う。
  - ・工場製作品については、工場での確認又はミルシート等で在庫確保が証明できる材料は出来形数量として取り扱う。
  - ・基準日以前に配置済みの現地据付型の建設機械及び仮設材料等（架設用クレーン、仮設鋼材など）も出来形の対象とする。
  - ・契約書にて工事材料契約の完了が確認でき、近隣のストックヤード等で在庫確認が可能な材料は出来形数量として取り扱う。
- (4) 数量総括表で一式明示した仮設工についても出来形数量の対象とできる。
- (5) 出来形数量の計上方法については、発注者側に換算数量がない場合は、受注者側の当該工種に対する構成比率により出来形数量を算出してもよい。
- (6) 受注者の責めに帰すべき事由により遅延していると認められる工事量は、増額スライドの場合は、出来形部分に含めるものとし、減額スライドの場合は、出来形部分に含めないものとする。

※営繕工事においては、同項（1）中「数量総括表」とあるのは「数量書」と、（4）中「数量総括表で一式明示した仮設工」とあるのは「数量書で一式明示した仮設工事等」とするものとする。

### ・ 出来形数量等の確認方法について

基準日における工事の出来形数量の確認については、本マニュアル 記5. に基づき監督職員が実施することを基本とする。

なお、国土交通省公共建築工事の執行にあたっては、当面、受注者に出来形数量を確認して作成した数量調書（以下「工事出来形数量調書」という）又は「実施工程表付き工事履行報告書」の提出を求め、これにより、数量書に対応した出来高を確認できることとする。

- ・「工事出来形数量調書」による出来高の確認

「工事出来形数量調書」に記載された出来形数量により、数量書に対応した出来高を確認する。

- ・「実施工程表付き工事履行報告書」による出来高の確認

次式により数量書に対応した出来高を算出する。（ただし、実施工程表は、基準日までに作成されたものとする。）。

$$\text{出来形数量} = \text{基準日における設計数量} \times (\text{基準日における実施済工程工期} / \text{実施工程工期})$$

本通達に基づくスライド請求を複数回行う場合、2回目以降の基準日における出来形数量の確認方法は、1回目の基準日における確認方法と原則同じ方法によることとする。

### ・ 出来形数量等の確認時期について

発注者は、請求日から14日以内に出来高確認を行う。

## 6. 物価指数

発注者は、積算に使用する単価を用いた変動率を物価指数とすることを基本とする。なお、受注者の協議資料等に基づき双方で合意した場合は別途の物価指数を用いることができる。

- ・ **積算に使用する単価について**

変動後の価格を算定する際に用いる材料単価等については、発注者が積算に使用している物価資料等の基準日における価格を基礎とする。

- ・ **基準日における特別調査又は見積価格採用単価について**

見積価格は、見積額の変動の有無を確認することを基本とする。なお、再調査や再見積に多大な労力又は日数を必要とする場合には、当初積算時の類似単価の物価変動率により算定することができる。ただし、当該材料等の工事費全体に占める割合が大きい場合は、別途考慮する。

## 7. 変更契約の時期

スライド額に係る契約変更は、精算変更時点で行うことができる。

- ・ **精算変更時で行う場合**

スライド額に係る契約変更を精算変更時点で行う場合は、スライド基準日における出来形数量を確認し、残工事量を受発注者間で確認すること。

## 8. 全体スライド及び単品スライド条項の併用

- (1) 契約書第 26 条第 1 項から第 4 項までに規定する全体スライド条項に基づく請負代金額の変更を実施した後であっても、本運用によるスライドを請求することができる。
- (2) 本運用に基づき請負代金額の変更を実施した後であっても、契約書第 26 条第 5 項に規定する単品スライド条項に基づく請負代金額の変更を請求することができる。

- ・ 契約書第 26 条第 6 項に規定するインフレスライド条項は、材料価格を含む物価や賃金等の変動に伴う価格水準全般の変動について対応するものであることから、単品スライド条項の適用となっている材料を含めて、まずインフレスライド条項によるスライド額を算出することが基本となる。その上で、インフレスライド条項との重複を防止するため、インフレスライド条項の対象とした数量については、変動前の単価をインフレスライド条項の適用日の単価として単品スライド条項のスライド額を算出することとなる。
- ・ また、インフレスライド条項と単品スライド条項とをそれぞれ単独で考えれば、前者においては残工事費の 1%、後者においては対象工事費の 1%、それぞれで受注者の負担が生じることとなる。両スライドのルールをそのままそれぞれ適用した場合には、受注者にリスクを重複して負担させることになり、結果的にリスク負担が過大なものとなる。
- ・ このような過大なリスク負担を回避するため、単品スライド条項のみが適用される期間においては当該期間の工事費の 1%を受注者の負担とするが、インフレスライド条項と単品スライド条項が併用されている期間においては、インフレスライド条項の適用により受注者が負担する残工事費の 1%をもって既に単品スライド条項に係るリスク負担がなされているとの考え方にに基づき、単品スライド条項に係る 1%分の負担を求めないこととした。

- ・さらに、単品スライド条項に係る対象工事費は基本的には最終的な全体工事費であり、インフレスライド条項と併用した場合の対象工事費はインフレスライド条項に係るスライド額を含む変更後の総価となる。

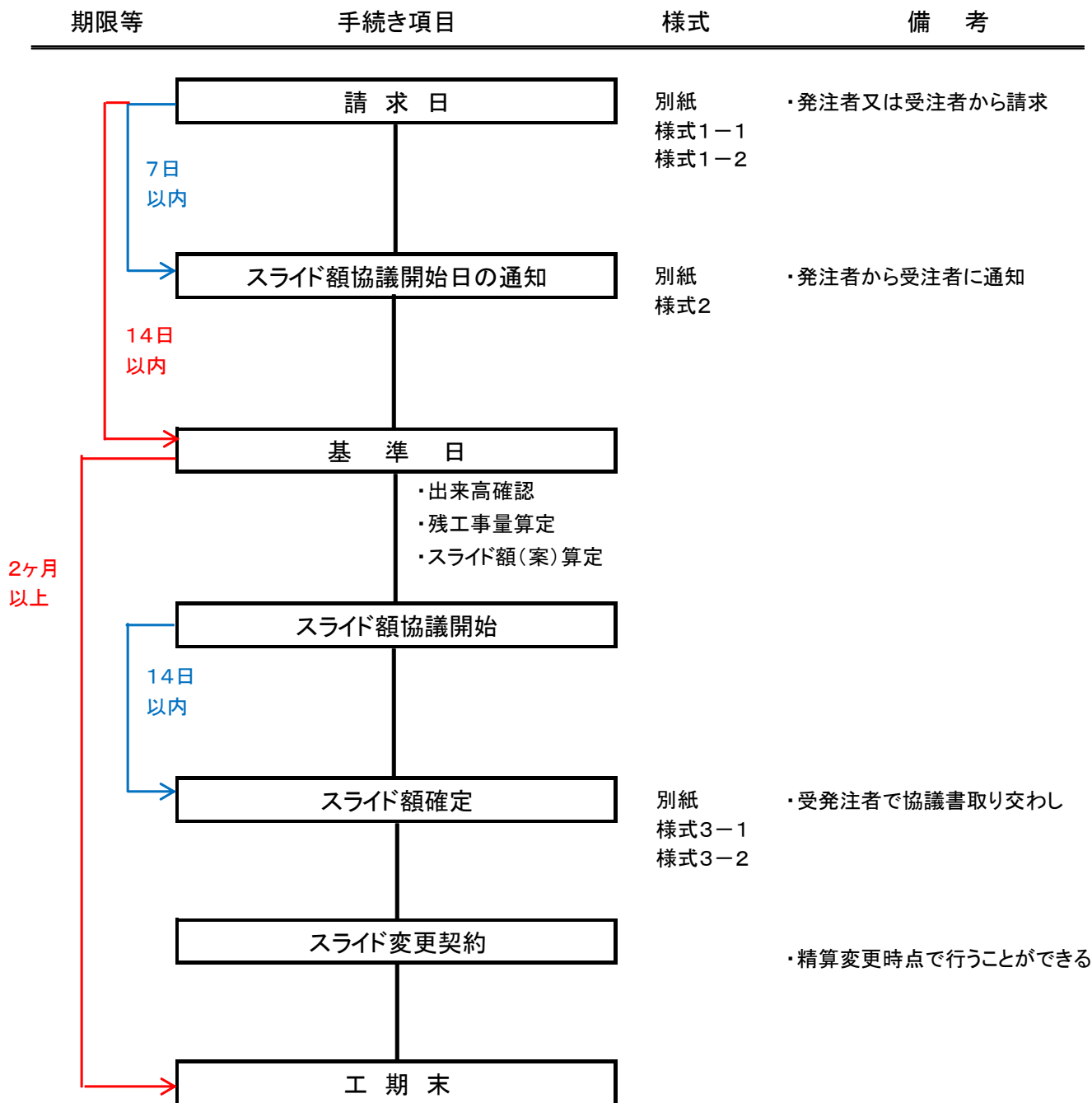
## 9. その他の留意事項

- ・スライド額協議開始日は、基準日（＝請求日を基本とする）以降に、出来高確認の実施と合意及び、残工事額の算定後にスライド額を算定する必要があるため、これらの作業に要する日数を確保し、スライド額協議開始日を決定する。またスライド変更契約日を考慮した上で適宜設定を行う。なお、先行実施されている工事については、設計変更契約をしておく必要があるため、その期間も考慮し適宜設定する。
- ・インフレスライド協議完了後、若しくは、同時に設計変更を行う場合は、基準日時点の単価で算出する。
- ・スライド協議の結果、スライド額が対象工事費の1%を超えないためにスライドの適用が認められなかった工事において、協議以降に設計変更を行う場合の単価は、基準日以前の単価により算出する。

## 【参考】契約書第26条（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変動）

- 全体  
スライド
- 1 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。
  - 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
  - 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から○日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。  
[注] ○の部分には、原則として、「14」と記入する。
  - 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 単品  
スライド
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- インフレ  
スライド
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
  - 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から○日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。  
[注] ○の部分には、原則として、「14」と記入する。
  - 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

工事請負契約書第26条第6項  
に伴う実施フロー



※) 契約書で規定

※) 本マニュアルで規定

(別紙様式1-1)

[受注者からの請求]

令和〇〇年〇〇月〇〇日

支出負担行為担当官  
〇〇地方整備局長 殿

受注者 〇〇建設(株)  
代表者名

工事請負契約書第26条第6項に基づく請負代金額の変更について(請求)

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで契約締結した〇〇〇〇〇工事については、賃金等の変動により、工事請負契約書第26条第6項の規定に基づき請負代金額の変更を請求します。

記

1. 請負代金額 　　¥
2. 工　　期　　令和〇〇年〇〇月〇〇日から  
　　　　　　　令和〇〇年〇〇月〇〇日まで
3. 希望基準日　　令和〇〇年〇〇月〇〇日
4. 変更請求概算額 　¥
5. 概算残工事請負代金額 　¥  
　　概算残工事請負代金額とは、請負代金額から希望基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

※今回の請求は、あくまで概算額であり、精査の結果、請求額が変更となっても問題はない。

(別紙様式1-2)

[発注者からの請求]

令和〇〇年〇〇月〇〇日

受注者

殿

支出負担行為担当官  
〇〇地方整備局長

工事請負契約書第26条第6項に基づく請負代金額の変更について（請求）

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで契約締結した〇〇〇〇〇工事については、賃金等の変動により、工事請負契約書第26条第6項の規定に基づき請負代金額の変更を請求します。

記

1. 請負代金額 　　¥
2. 工　　期　　令和〇〇年〇〇月〇〇日から  
　　　　　　　令和〇〇年〇〇月〇〇日まで
3. 希望基準日　　令和〇〇年〇〇月〇〇日
4. 変更請求概算額 　¥
5. 概算残工事請負代金額 　¥  
　　概算残工事請負代金額とは、請負代金額から希望基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

※今回の請求は、あくまで概算額であり、精査の結果、請求額が変更となっても問題はない。

(別紙様式2)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

受注者

殿

支出負担行為担当官

〇〇地方整備局長

工事請負契約書第26条第8項に基づく協議の開始の日について（通知）

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け請求のあった標記について、工事請負契約書第26条第8項の規定に基づき、スライド額協議開始日を通知します。

記

1. 工 事 名 〇〇〇〇〇〇工事

2. スライド額協議開始日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

(※スライド額協議開始日は、受注者の意見を聴いて、請求日から7日以内に設定する)

(別紙様式3-1)  
令和〇〇年〇〇月〇〇日

受注者

殿

支出負担行為担当官  
〇〇地方整備局長

工事請負契約書第26条第6項に基づく請負代金額の変更について（協議）

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け請求のあった工事請負契約書第26条第6項に基づく請負代金額の変更について、同条第7項の規定に基づき下記のとおり協議します。  
なお、異存がなければ、別添承諾書へ記名のうえ返送願います。

記

1. 工 事 名                    〇〇〇〇〇〇工事
  
2. スライド変更金額                    (増) 〃 \_\_\_\_\_  
うち、取引に係わる消費税及び地方消費税の額 〃 \_\_\_\_\_  
基 準 日                                    令和〇〇年〇〇月〇〇日



(別紙様式3-2)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

受注者

殿

支出負担行為担当官  
〇〇地方整備局長

工事請負契約書第26条第6項に基づく請負代金額の変更について（協議）

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け請求のあった工事請負契約書第26条第6項に基づく請負代金額の変更について、同条第7項の規定に基づき、下記のとおり協議します。

記

- |             |                       |
|-------------|-----------------------|
| 1. 工 事 名    | 〇〇〇〇〇工事               |
| 2. スライド変更適否 | スライドの適用が認められない        |
| 3. 理 由      | スライド額が対象工事費の1%を超えないため |

## ス ラ イ ド 調 書

工 事 名	
請 負 代 金 額	円 (消費税含まず)
	円 (消費税含む)
設 計 書 金 額	円 (消費税含まず)
	円 (消費税含む)
工 期	自 令和 年 月 日
	至 令和 年 月 日
基 準 日	令和 年 月 日
出 来 高 額	円 (税抜き)
残 工 事 額 (P <sub>1</sub> )	円 (税抜き)
変 更 残 工 事 額 (P <sub>2</sub> )	円 (税抜き)

※増額スライド用

〇〇〇〇〇〇工事に係る

賃金等の変動に基づく請負代金額計算書

請負代金額	出来高額	P <sub>1</sub>	P <sub>2</sub>

$$\begin{aligned}
 \text{スライド額 (S)} &= ( P_2 - P_1 ) - P_1 \times 1/100 \\
 &= ( \quad - \quad ) - \quad \times 1/100 \\
 &= \quad - \quad \\
 &= \quad
 \end{aligned}$$

( 但し、P<sub>1</sub> < P<sub>2</sub> )

$$\begin{aligned}
 \text{スライド額} \\
 \text{(税込み)} &= \quad \times \text{消費税及び地方消費税率} \\
 &= \quad
 \end{aligned}$$

P<sub>1</sub> : 請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

P<sub>2</sub> : 変動後(基準日)の賃金等を基礎として算出したP<sub>1</sub>に相当する額

Z<sub>1</sub> : 積算額(工事価格)から出来形部分に相応する積算額(工事価格)を控除した額

Z<sub>2</sub> : 積算額(工事価格)から出来形部分に相応する積算額(工事価格)を控除した額

α : 請負比率

$$\text{出来高額} = \text{出来高部分に相応する積算額(工事価格)} \times \alpha$$

$$P_1 = Z_1 \times \alpha$$

$$P_2 = Z_2 \times \alpha$$

※減額スライド用

○○○○○工事に係る

賃金等の変動に基づく請負代金額計算書

請負代金額	出来高額	P <sub>1</sub>	P <sub>2</sub>

$$\begin{aligned}
 \text{スライド額 (S)} &= ( P_2 - P_1 ) + P_1 \times 1/100 \\
 &= ( \quad - \quad ) + \quad \times 1/100 \\
 &= \quad + \\
 &=
 \end{aligned}$$

(但し、P<sub>1</sub> > P<sub>2</sub>)

スライド額

$$\begin{aligned}
 (\text{税込み}) &= \quad \times \text{消費税及び地方消費税率} \\
 &=
 \end{aligned}$$

P<sub>1</sub> : 請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

P<sub>2</sub> : 変動後(基準日)の賃金等を基礎として算出したP<sub>1</sub>に相当する額

Z<sub>1</sub> : 積算額(工事価格)から出来形部分に相応する積算額(工事価格)を控除した額

Z<sub>2</sub> : 積算額(工事価格)から出来形部分に相応する積算額(工事価格)を控除した額

α : 請負比率

$$\text{出来高額} = \text{出来高部分に相応する積算額(工事価格)} \times \alpha$$

$$P_1 = Z_1 \times \alpha$$

$$P_2 = Z_2 \times \alpha$$

## スライド条項に関するFAQ（単品スライドの運用改定等を含む）

項目	No	問	回答
スライド 条項全般	No.1	インフレスライドと単品スライドの使い分けは如何に。（単品スライドでは無く、インフレスライドで請求して良いか。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インフレスライドは、材料価格を含む物価や賃金等の変動に伴う価格水準全般について、急激なインフレーション又はデフレーションといった短期間で急激な変動が生じた場合の中間修正的な変更である。</li> <li>・単品スライド条項は、特定の主要な工事材料の価格が著しく変動した場合の精算的な変更である。また、急激な価格高騰のタイミングにおいて、積算価格（実勢価格）に価格変動が反映されるのにタイムラグが生じた場合においても、実際の購入金額でスライド変更額を算定可能となっている。</li> <li>・なお、インフレスライドと単品スライドは併用することができ、申請の順番は問わない。変更契約は、中間修正的なインフレスライドが先行し、精算的な変更である単品スライドを最後に実施することになる。</li> </ul>
	No.2	全体スライド、インフレスライド、単品スライドの併用は可能か。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体スライドまたはインフレスライドと、単品スライドの併用は可能。（単品スライド分の受注者負担額(減額スライドの場合には発注者負担額)は考慮しない。）</li> <li>・全体スライドとインフレスライドが重複する場合は、双方の受注者負担額(減額スライドの場合には発注者負担額)を考慮する。 (先に行ったスライド分の受注者負担額(減額スライドの場合には発注者負担額)を差し引いた請負代金額から、後のスライド分の受注者負担額(減額スライドの場合には発注者負担額)を算定する。)</li> </ul> (単品スライドマニュアルP.11,12)
	No.3	全体スライド・インフレスライドと併用する場合の運用の仕方・取り決めなどはあるか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単品スライドの変動前金額は、全体スライドまたはインフレスライドの変更を行った設計書の金額を用いる。（全体スライドまたはインフレスライド基準日より前は当初入札月単価、基準日以降は基準月単価となる。）</li> <li>・なお、全体スライドまたはインフレスライドと、単品スライドを併用した期間においては、単品スライドの受注者負担を求めない。</li> </ul> (単品スライドマニュアルP.11、12)
	No.4	インフレスライドを申請するにあたり、出来高を証明する受注者からの提出書類は具体的に何か。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「工事出来高内訳書」または「実施工程表付き工事履行報告書」となる。</li> <li>・これを基に、発注者がスライド額を算定し、受注者に協議する。</li> </ul>
	No.5	単品スライドを申請するにあたり、購入実績等を証明する受注者からの提出書類は具体的に何か。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単品スライドの請求を行う材料の対象数量、搬入・購入等の時期、単価購入価格及びそれが証明できる納品書、請求書、領収書となる。</li> <li>・これらを基に、発注者がスライド額を算定し、受注者に協議する。</li> </ul>

項目	No	問	回答
スライド 条項全般	No.6	複数の材料が単品スライドの対象になる場合、スライド額の算定における受注者負担額（請負代金額の1.0%、減額スライドの場合には発注者負担額）は、それぞれの材料の増額分から控除するのか。	・単品スライドの対象となる材料を判断する際には、品目ごとに1.0%を超過することを確認するが、変更額算定にあたっては、受注者負担額(減額スライドの場合には発注者負担額)をそれぞれの材料から控除することは無い。（複数の材料の合計分から請負代金額の1.0%を控除。） (単品スライドマニュアルP.6、7)
インフレ スライド について	No.7	「賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項の運用について」（平成26年1月30日）の「1. 適用対象工事」に、「スライドの適用対象工事の確認時期は賃金水準の変更がなされた時とする」とあるが、インフレスライドは賃金水準の変更が無ければ適用できないのか。	・「発注者及び受注者によるスライドの適用対象工事の確認時期は、賃金水準の変更がなされた時とする」としているが、これは定期的にインフレスライドの該当となっているかを確認することを規定しているものであって、インフレスライドの申請時期を制限するものではない。 ・したがって、受注者が、工事請負契約書第26条第6項「請負代金額が著しく不相当となったとき」には、賃金水準の変更が生じていなくても、物価水準（価格水準）の上昇により請負代金額の変動額が受注者の負担である残工事費の1%を超えた場合、インフレスライドを請求することを排除しているものではない。
	No.8	「工事請負契約書第25条第6項（インフレスライド条項）運用マニュアル」（平成26年1月）の「1. 適用対象工事」に、「（2）発注者及び受注者によるスライドの適用対象工事の確認時期は、賃金水準の変更がなされた時とする。」とあるが、インフレスライドは賃金水準の変更が無ければ適用できないのか。	・「発注者及び受注者によるスライドの適用対象工事の確認時期は、賃金水準の変更がなされた時とする」としているが、これは定期的にインフレスライドの該当となっているかを確認することを規定しているものであって、インフレスライドの申請時期を制限するものではない。 ・したがって、受注者が、工事請負契約書第26条第6項「請負代金額が著しく不相当となったとき」には、賃金水準の変更が生じていなくても、物価水準（価格水準）の上昇により請負代金額の変動額が受注者の負担である残工事費の1%を超えた場合、インフレスライドを請求することを排除しているものではない。
	No.9	「賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項の運用について」（平成26年1月30日）の「3. スライド協議の請求」に、「期限は直近の賃金水準の変更から、次の賃金水準の変更がなされるまでとする。」とあるが、インフレスライドは次の賃金水準の変更がなされると適用できないのか。	・「期限は直近の賃金水準の変更から、次の賃金水準の変更がなされるまでとする。」としているが、これは定期的にインフレスライドの該当となっているかを受発注者により協議し、必要に応じて申請することを規定しているものであって、スライド協議の請求が次の賃金水準の変更がなされるまでに行われなくても、新たな賃金水準をもとに中間修正的にスライド条項を申請することを排除しているものではない。
	No.10	「工事請負契約書第25条第6項（インフレスライド条項）運用マニュアル」（平成26年1月）の「3. スライド協議の請求」に、「発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、書面により行うこととし、その期限は直近の賃金水準の変更から、次の賃金水準の変更がなされるまでとする。」とあるが、インフレスライドは次の賃金水準の変更がなされると請求できないのか。	・「期限は直近の賃金水準の変更から、次の賃金水準の変更がなされるまでとする。」としているが、これは定期的にインフレスライドの該当となっているかを受発注者により協議し、必要に応じて申請することを規定しているものであって、スライド協議の請求が次の賃金水準の変更がなされるまでに行われなくても、新たな賃金水準をもとに中間修正的にスライド条項を申請することを排除しているものではない。

項目	No	問	回答
インフレスライドについて	No.11	「工事請負契約書第25条第6項（インフレスライド条項）運用マニュアル」（平成26年1月）の「3. スライド協議の請求」に、「直近の賃金水準の変更から、次の賃金水準の変更の間における発注者または受注者からのスライド協議の請求は、1回を基本とする」とあるが、インフレスライドは直近の賃金水準の変更から、次の賃金水準の変更の間に1回しか請求できないのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「直近の賃金水準の変更から次の賃金水準の変更の間における発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、1回を基本とする。」と定めているが、これは、労務単価は毎年1回改定されるため、そのタイミングで定期的にインフレスライドの該当となっているかを受発注者により協議することが効率的であることから1回を基本とすると定めているものであり、複数回のインフレスライドの申請を制限するものではない。</li> </ul>
単品スライドについて	No.12	単品スライドの対象となるのは、『品目ごとの各変動額が請負代金額の100分の1に相当する額を超えるもの』となっているが、品目の考え方は如何に。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・品目とは、鋼材類、燃料油、その他の主要な工事材料の分類によるもの。</li> <li>・「その他の主要な工事材料」における品目の整理にあたっては「コンクリート類」、「アスファルト類」で区分し、それ以外は受発注者間の協議により決定する。</li> <li>・なお、それ以外の区分設定については、鋼材類、コンクリート類、アスファルト類の事例を参考に材料種類毎に設定するものとする。 (単品スライドマニュアルP.4)</li> </ul>
	No.13	単品スライドの対象となる「主要な工事材料」とはどのようなもの（どこまでの範囲）を指すのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事の種類や請負代金額中に占める材料費の割合等を考慮して工事毎に決定する。</li> </ul>
	No.14	単品スライドの対象には、鋼材類、燃料油とはどこまで含まれるのか。 (看板、グレーチング、車止め、フェンス、エンジンオイルなど、鋼材や燃料に分類されるものは全て対象となるのか。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鋼材類は、鋼材を主材料として構成されている材料を対象としている。(形鋼、棒鋼、厚板、鋼管杭、鉄鋼二次製品、ガードレール、スクラップ等)</li> <li>・なお、損料・賃料についても対象とすることができる。</li> <li>・燃料油は、ガソリン、軽油、混合油、重油、灯油の5材料とする。</li> <li>・なお、共通仮設費率・現場管理費率に含まれるものについては、対象数量の決定ができないことから対象外となる。 (単品スライドマニュアルP.14,15,24)</li> </ul>
	No.15	工場製作する機械類も単品スライドの対象となるのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・該当工事の主要な工事材料となる場合は「その他主要な工事材料」として対象となる。 (単品スライドマニュアルP.37)</li> </ul>
	No.16	燃料油の高騰に伴い運搬費も上昇するが、単品スライドの対象となるのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資機材の運搬に係る燃料油も単品スライドの対象となる。ただし、運搬した資機材毎の証明書類が必要となる。 (単品スライドマニュアルP.24)</li> </ul>
	No.17	工事の中で点検業務等を行う場合、原動機の燃料は単品スライドの対象となるのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務として取り扱うものは対象外とする。</li> </ul>

項目	No	問	回答
単品スライドについて	No.18	「主要な工事材料」には「木材類」も考えられると思うが、その場合、型枠は単品スライドの対象となるのか。	・設計図書に数量が明示されている残存型枠などは、対象とすることができる場合がある。
	No.19	機器単体費は単品スライドの対象となるのか。	機器単体費の取扱いについては、発注者と個別に協議いただきたい。
	No.20	労務単価は単品スライドの対象となるのか。	・単品スライドは工事材料の変動に対応するものであり、労務単価は対象とならない。 (全体スライド、インフレスライドは労務単価も対象)
	No.21	機械損料および機械賃料は単品スライドの対象となるのか。	・単品スライドは工事材料の変動に対応するものであり、機械損料および機械賃料は対象とならない。 (全体スライド、インフレスライドは機械損料および機械賃料も対象)
	No.22	単品スライドで『請負代金額の1.0%を超える』とあるが、請負代金額は、いつ時点の金額で考えるのか。	・部分払い等の出来高部分を除き、精算変更および全体スライド・インフレスライドが実施された後の、単品スライド適用前の最終的な「請負代金額」が対象となる。 (単品スライドマニュアルP.5)
	No.23	会社のストックを使用する場合、単品スライドを適用しようとする工事で購入する材料に係る証明数量は、設計数量より少なくなるが、会社のストック分を加味して証明数量とすることは可能か。	・証明数量として、ストック分の数量を含めて整理することは可能。 ただし、単品スライドの対象となるのは、当該工事で新規に購入した数量のみである。 (新規購入した数量に対しての増額分が請負代金額の1%を超える場合に対象となる。)
	No.24	残工期が2ヵ月未満で請求があった場合には、単品スライドの対象外となるのか。	・単品スライドは、手続きに係る期間を考慮し、工期末から2ヵ月以上前に請求を行うこととしているところである。 (単品スライドマニュアルP.43)
	No.25	残工期が2ヵ月未満であるが、工期延期が予定されている場合は、延期後の工期で考えて良いか。	・工期延期について受発注者間で協議が整い、変更後の残工期が2ヵ月以上となる場合は対象とする。
No.26	単品スライドの請求は、実際の搬入月・購入価格が確定し、請負代金額の1.0%を超える増額があると算定してからでないといけないのか。	・請求時に、証明書類を添付する必要は無い。 品目毎に価格上昇分が、請負代金額の1.0%を超えると見込まれれば請求可能。	

項目	No	問	回答
単品スライドについて	No.27	単品スライドの対象となるのは、請求日以降に購入する材料となるのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単品スライドには、インフレスライドのような基準日はない。</li> <li>・請求日に関わらず、工期内に調達した該当の材料が適用対象となる。なお、原則として部分払いにより引き渡しをされた材料は対象とはならないが、既済部分検査請求書により請求の範囲を単品スライドの対象とすることが要請された場合は、単品スライド条項を適用できる。</li> <li>(単品スライドマニュアルP.43,45)</li> </ul>
	No.28	単品スライドの請求書を提出した場合、どの時点まで遡って適用可能か。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部分払いを行った出来高部分や部分引き渡しを行った部分を除く対象数量に適用されるが、既済部分検査請求書により請求の範囲を単品スライドの対象とすることが要請された場合は、単品スライド条項を適用できる。</li> <li>(単品スライドマニュアルP.45)</li> </ul>
	No.29	今後、物価の下落があった場合には、発注者から協議があるのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発注者から協議する。</li> </ul>
	No.30	部分引き渡しや部分払を行った部分について、後から単品スライドを請求できるのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既に、部分引き渡しや部分払を完了しているものは、対象とならない。</li> <li>・材料価格の変動に伴って単品スライドの適用が考えられる場合には、様式7「請負工事既済部分検査請求書」及び様式7-1「既済部分確認通知書」に、部分払の対象となった出来高部分についても、単品スライドの対象とできることを記載すること。</li> <li>(単品スライドマニュアルP.45、P.61、P.62)</li> </ul>
	No.31	前金払、中間前金払がされた金額はスライドの対象とならないのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前金払、中間前金払がされた金額についても、単品スライドの対象となる。</li> <li>(ただし、既に、部分引き渡しや部分払を完了しているものは、対象とならない。)</li> </ul>
	No.32	実勢価格よりも購入金額が高い場合において、実勢価格が請負代金額の1%を超えなかった場合でも、単品スライドの対象となるのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実際の購入金額が適当な購入金額であると認められる場合にあっては、実際の購入金額が1%を超えていればスライド対象品目となる。</li> <li>(単品スライドマニュアルP.6~10)</li> </ul>

項目	No	問	回答
単品スライドについて	No.33	複数年維持工事だけ各年度ごとに単品スライドが適用されるが、維持工事以外の複数年工事は、各年度毎にスライド適用とはならないのか。	<p>・維持工事は、施工物の一体性として複数年としているのではなく、継続的に作業を実施するため複数年に跨がっているが、各年度毎に完済払を行うため併せてスライドも年度毎に適用可能としている。</p> <p>よって、その他の複数年工事は年度毎でスライドを適用せず、工事の精算変更後にスライドを行うものである。</p>
	No.34	変動後の価格として採用する「実勢価格」とは何か。	<p>・実勢価格とは、調査機関が発行する物価資料に掲載されている価格等である。</p> <p>また、当初、物価資料に価格の掲載が無く、特別調査や見積り価格を採用しているものについては、当初積算時の類似資材の物価変動率により算定できる。</p> <p>ただし、当該材料等の工事費全体に占める割合が大きい場合は、別途考慮する。</p> <p>(単品スライドマニュアルP.22)</p>
	No.35	変動後の実勢価格の採用月の考え方は如何に。材料によって、手配から搬入までに数か月を要する場合は、いつ時点の価格を採用するのか。	<p>鋼材類は、「現場（または工場）搬入月の掲載単価」、燃料油は、「購入した月の翌月の掲載価格」、コンクリート類は、「現場搬入月の掲載単価」アスファルト類は、「現場搬入月の掲載単価」を採用する。</p> <p>・これ以外の主要な工事材料においても、鋼材類に準じるものとするが、燃料油のように契約と購入がほとんど同時期に行われる材料については、燃料油に準じるものとする。</p> <p>(単品スライドマニュアルP.21,28,42)</p>
	No.36	工場製作品の場合、『対象材料を現場に搬入した月の実勢価格』とは、工場に搬入した月と考えて良いか。	<p>・「工場に搬入した月」とする。</p>
	No.37	変動後の実勢価格と受注者の購入価格に乖離があるが、購入価格で計上できないか。	<p>・実際の購入金額が実勢価格よりも高い場合で、実際の購入金額により価格変動後の金額の算定を行うことを希望する場合は、対象品目と対象材料を発注者に申し出た上で、実際の購入金額が適当な購入金額であると証明する書類として、購入実績を証明する書類に加え、原則として当該地域での市場取引価格が確認できる2社以上の見積りを提出する。</p> <p>(単品スライドマニュアルP.8、9、10)</p>
	No.38	例えば設計上SD295で計上されているが、承諾行為でSD345で施工した場合、取扱はどのようにすればよいか。	<p>・承諾材料は設計図書の規格・数量で変動額を算定するものとし、実際の購入金額は採用しない。</p>

項目	No	問	回答
単品スライドについて	No.39	鋼コンクリート合成床版など、契約後、承諾により図面や数量等の仕様が決定する場合は、受注者の計画した資材・数量で算出してもらえるのか。また、鋼板や鉄筋等の細分化された資材毎に証明が困難であるが、単品スライドの対象となるか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計図書の規格・数量で変動額を算定する。</li> <li>・なお、証明書類は受注者の施工に必要なとなった材料の購入時期を証明する書類によるもので可とする。</li> <li>（「任意仮設等、数量総括表に一式で計上されている工種の取扱い」と同様。）</li> <li>（単品スライドマニュアルP.17,19）</li> </ul>
	No.40	鋼コンクリート合成床版は製品として納品されるため、価格は注文書取り交わし時に決定するが、変動後価格の採用月はいつになるか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他の鋼材類と同様に、材料が工場に搬入される場合の変動後価格の採用時期は「材料が工場に搬入される月」である。</li> <li>（単品スライドマニュアルP.19、41）</li> </ul>
	No.41	他の現場で使用する材料と合わせて購入している場合は、納品書、請求書、領収書等の証明書類で現場ごとの切り分けが出来ないがどのようにすべきか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他の現場との数量のすみ分けを明確にすれば、対象材料の証明書類として取り扱う。</li> <li>【証明書類】</li> <li>・各現場に搬入した数量が客観的に判断できる資料（数量分割表）など。</li> <li>・すみ分けをした証明書類に対象工事名を明記。</li> </ul>
	No.42	搬入の月や数量確認のため、全ての材料について臨場検査（写真確認を含む）が必要か。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・臨場検査や写真等での確認は必要ない。</li> <li>証明書類の確認により行う。</li> </ul>
	No.43	工事請負契約書第26条第5項の運用について（令和4年6月17日付）6.（5）に記載されている <ul style="list-style-type: none"> <li>・「すべてを証明する書類を受注者が提出し難い事情があると認める場合」</li> <li>・「受注者が証明書類を提出しないことがやむを得ないと認める範囲」</li> </ul> とは、具体的に何か。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・燃料油の使用形態は、非常に多岐にわたる機械で使用されるものであり設計数量の全数量に対して証明書類を求めるのは現実的ではないことから、設計数量内の範囲については書類による証明がなくとも単品スライド条項の対象数量とすることができる。</li> <li>（単品スライドマニュアルP.26）</li> </ul>
	No.44	鋼橋上部工工事特有の商慣行により、「実際の購入価格」を示せない場合は、工場への搬入時期を証明できれば「工場へ搬入した月の物価資料の単価」を用いて請負代金額を変更することを可とあるため、鋼橋上部工事であれば、すべての資材で証明書類の提出が不要なのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メーカー等から鋼材類を購入する際に購入先との基本契約で購入価格を漏洩しない旨を契約条項として設定されている場合においても単品スライド条項を適用できるように運用改正したものである。</li> <li>・そのため、受注者の自社の取り決めではなく、購入先との基本契約で購入価格を漏洩しない旨を契約条項として設定していることなどが客観的に確認できない場合は、実際の購入価格を示す必要がある。</li> </ul>

項目	No	問	回答
単品スライドについて	No.45	資材メーカーと施工業者との基本契約で承諾なしに購入価格を第三者へ漏洩しない旨を設定している事例がある。 この場合、鋼橋上部と同様に証明書類（購入価格の証明）がなくても、実勢価格でスライド額を算出してもよいか。	・購入先との基本契約で購入価格を漏洩しない旨を契約条項として設定していることなどが客観的に確認確認できる場合、実勢価格でスライド額の算出も可とする。
	No.46	単品スライドで間接費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費）が考慮されないのはなぜか。	・単品スライドは、対象となる材料価格の変動のみが請負代金額変更の要素となるものであり、材料費の変動に連動して間接費の変更を行うものではない。
	No.47	材料費が分離できない市場単価はどのように取り扱えば良いか。	・設計図書に材料の数量が記載されている場合は、その数量については対象とすることができる。この場合、市場単価に代えて、その材料の実勢価格または実際の購入価格を変動前・変動後の価格として変動額を算出する。（単品スライド算定表にて算出可能。） (単品スライドマニュアルP.15、37、63、64、65)
	No.48	単品スライドマニュアルP42には、アスファルト類やコンクリート類等、契約と現場搬入の時期に差がある材料は、現場に搬入された月の物価資料の価格とありますが、当該材料において契約と現場搬入の時期が同月になった場合は、翌月の物価資料の価格を採用するのでしょうか。	・アスファルト類やコンクリート類は、現場に搬入された月の物価資料の価格を採用する。 (単品スライドマニュアルP.42)
その他	No.49	メタサーチサイトとは何か。	・メタサーチサイトとは、特定の内容に関して、複数の検索エンジンから抽出した検索結果を一括で表示する比較サイトを示します。使用する際は任意のサイトを使用ください。